

白岡市地域防災計画

第2編 風水害対策編

令和6年3月

白岡市防災会議

目 次

第2編 風水害対策編	25
第1章 風水害対策の総則.....	25
第1節 過去の水害と風水害の特徴.....	25
第1 カスリーン台風による水害.....	25
第2 近年の水害.....	26
第3 最近の被害状況.....	26
第2節 浸水想定区域.....	28
第1 荒川の浸水想定区域.....	28
第2 利根川の浸水想定区域.....	28
第3 白岡市までの到達時刻.....	31
第3節 被害想定と基本方針.....	31
第1 想定風水害.....	31
第2 主な被害予測項目.....	31
第3 想定結果.....	32
第4 風水害対策の基本方針.....	32
第2章 風水害予防計画.....	33
第1節 地域防災力の向上.....	33
第1 自助〔市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）〕【安心安全課】.....	33
第2 共助〔自主防災組織の強化〕【自主防災組織等】【安心安全課】.....	35
第3 共助〔事業所等の防災体制の充実〕【安心安全課】【消防署】.....	36
第4 共助〔地区防災計画の策定〕【安心安全課】.....	38
第2節 防災教育.....	39
第1 市民に対する防災教育【安心安全課】【消防署】.....	39
第2 児童・生徒に対する防災教育【教育指導課】.....	40
第3 自主防災組織に対する防災教育【安心安全課】【消防署】.....	41
第4 職員に対する防災教育【安心安全課】【消防署】.....	41
第5 防災上重要な施設に対する防災教育【安心安全課】【消防署】.....	42
第6 事業所に対する防災教育【安心安全課】【消防署】.....	42
第3節 防災訓練.....	43
第1 総合防災訓練の実施【防災関係機関】.....	43
第2 実践的な個別訓練の実施【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】.....	43
第3 事業所、自主防災組織等の訓練【安心安全課】【消防署】.....	44
第4 水防訓練【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】.....	45
第5 防災訓練の検証【安心安全課】.....	45
第6 消防訓練【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】.....	45
第4節 風水害に備えた活動体制の強化.....	46
第1 活動体制の整備【全職員共通】.....	46
第2 防災拠点の整備【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】.....	49
第3 情報通信設備の整備【安心安全課】.....	50
第4 ボランティア等の活動支援体制の整備【安心安全課】【地域振興課】 【社会福祉協議会】.....	52
第5 消防力の強化【消防署】【安心安全課】.....	53
第6 救急救助【消防署】.....	54
第7 医療救護【保険年金課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】.....	54
第8 避難【安心安全課】【各施設の所管課】.....	57
第9 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備 【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【上下水道課】【経営課】.....	62
第10 帰宅困難者（帰宅抑制）対策【安心安全課】【教育指導課】【生涯学習援課】.....	62
第11 遺体の埋・火葬【市民課】.....	62
第12 廃棄物処理対策【環境課】.....	62

第13	防疫対策	【子育て支援課】【健康増進課】【環境課】	63
第14	応急住宅対策	【建築課】	64
第15	動物愛護	【環境課】	65
第16	文教対策	【教育総務課】【教育指導課】	65
第17	要配慮者の安全対策	【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】	66
第5節	水害予防対策		73
第1	治水対策		73
第2	水防法に基づく浸水想定区域の周知等		73
第3	地盤沈下対策		74
第3章	風水害応急対策計画		75
第1節	応急対策の活動体制		75
第1	活動体制及び配備基準	【全職員共通】	75
第2	配備体制と職員の配置	【全職員共通】	76
第3	災害対策本部の設置	【全職員共通】	78
第4	災害対策本部の運営	【全職員共通】	79
第2節	事前措置及び応急措置等		88
第1	市長の事前措置及び応急措置	【安心安全班】	88
第2	市長が実施すべき応急措置の代行	【安心安全班】	88
第3	警察官の応急措置	【久喜警察署】	88
第3節	特別警報・警報・注意報等の伝達		90
第1	気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等		90
第2	洪水予報及び水防警報		95
第3	洪水予報の伝達系統		98
第4	熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用		99
第5	河川事務所及び県土整備事務所とのホットラインの運用		99
第4節	水防活動		100
第1	市の配備体制	【安心安全班】	100
第2	県の配備体制		100
第3	水防信号及び標識		100
第4	水防作業	【資材班】【土木班】【消防署】	100
第5	水防活動報告	【資材班】【土木班】【上下水道班】【上下水道庶務班】	100
第6	決壊時の処置	【資材班】【土木班】【消防署】	100
第7	協力応援	【資材班】【土木班】【消防署】	101
第8	水防の解除	【消防署】	101
第5節	災害情報の収集伝達		102
第1	情報の連絡体制	【企画政策班】【防災関係機関】	102
第2	風水害時に収集する情報	【企画政策班】【各班】	104
第6節	広報広聴活動		106
第1	市民への広報	【企画政策班】【各班】	106
第2	帰宅困難者・要配慮者への広報	【企画政策班】【県】	109
第3	被災者に対する広聴活動の実施	【企画政策班】【地域振興班】	109
第7節	自衛隊災害派遣要請		110
第1	災害派遣要請の判断と連絡	【安心安全班】	110
第2	災害派遣部隊の受入体制	【安心安全班】	111
第3	自衛隊の自主派遣		112
第4	災害派遣部隊の撤収要請	【安心安全班】	112
第5	経費負担	【財政班】	113
第8節	応援要請・要員確保		114
第1	応援要請	【安心安全班】	114
第2	相互応援協力	【安心安全班】	115
第3	要員の確保	【安心安全班】	118
第9節	応援の受入		119
第1	地方公共団体等からの応援受入	【安心安全班】	119

第2	ボランティアの応援受入	【安心安全班】【地域振興班】	119
第10節	災害救助法の適用		121
第1	災害救助法の適用手続	【福祉班】	121
第2	災害救助法の適用	【福祉班】	121
第11節	救急救助・医療救護		124
第1	救急救助対策	【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】	124
第2	医療・助産救護活動	【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】	125
第3	保健衛生	【子育て支援班】【保健衛生班】	127
第12節	避難支援		128
第1	自主避難	【高齢介護班】【教育総務班】【社会教育班】【避難所運営職員】	128
第2	警戒レベルを用いた避難情報の発令	【安心安全班】	128
第3	警戒区域の設定	【消防署】【久喜警察署】	132
第4	避難誘導	【安心安全班】【土木班】【消防署】	133
第5	避難所の開設	【避難所運営職員】	134
第6	避難所の運営	【避難所運営職員】	137
第13節	交通規制		141
第1	埼玉県警察による交通	【久喜警察署】	141
第2	道路管理者による交通規制	【各道路管理者】	141
第14節	障害物の除去		143
第1	住宅関係障害物除去	【建築班】	143
第2	道路等の障害物の除去	【土木班】【道路事業者】	143
第3	障害物の集積場所	【環境班】	143
第4	必要な人員・機械器具等の確保	【安心安全班】	144
第15節	緊急輸送		145
第1	緊急通行車両による輸送	【財政班】【土木班】	145
第2	ヘリコプターによる輸送	【安心安全班】	148
第16節	飲料水・食糧・生活必需品の供給		149
第1	飲料水の供給	【上下水道班】【上下水道庶務班】	149
第2	食糧の供給	【財政班】【農政班】【子育て支援班】【こども保育班】【援護班】	151
第3	生活必需品の供給	【財政班】【商工班】【子育て支援班】【こども保育班】	154
第4	救援物資の供給	【財政班】【農政班】	155
第17節	遺体の取扱		157
第1	遺体の搜索	【消防署】【久喜警察署】	157
第2	遺体の処理	【環境班】【久喜警察署】	157
第3	遺体の埋・火葬	【市民班】	158
第18節	環境衛生		160
第1	廃棄物処理	【環境班】	160
第2	防疫活動	【環境班】【子育て支援班】【保健衛生班】	163
第3	保健衛生対策	【子育て支援班】【保健衛生班】	164
第4	動物愛護	【環境班】	165
第19節	応急住宅対策		166
第1	被災住宅の応急修理	【建築班】	166
第2	応急住宅の供給	【建築班】	166
第3	住宅の被害調査	【建築班】	168
第4	住宅関係障害物除去	【建築班】	168
第5	災害復旧用資機材の調達等	【建築班】	168
第20節	文教対策		169
第1	休業等応急措置	【教育総務班】【教育指導班】	169
第2	応急教育の準備・実施	【教育総務班】【教育指導班】	169
第3	教材・学用品等の調達及び配給	【教育総務班】【教育指導班】	170
第4	給食等の措置	【教育総務班】【教育指導班】	171
第5	学校の衛生管理	【保健衛生班】	172
第6	学校施設の緊急使用	【教育総務班】【教育指導班】	172

第7	文化財の応急措置	【社会教育班】	172
第21節	要配慮者への支援		174
第1	社会福祉施設等入所者の安全確保	【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】	174
第2	避難行動要支援者等の避難支援	【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】	174
第3	避難生活における要配慮者支援	【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】	175
第4	乳幼児への対応	【子育て支援班】【こども保育班】	177
第5	外国人の安全確保	【地域振興班】	177
第4章	風水害復旧及び復興計画		179
第1節	迅速な災害復旧		179
第1	プロジェクト体制による推進	【企画政策班】	179
第2	災害復旧事業計画の作成	【企画政策班】	179
第3	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	【財政班】	179
第4	激甚災害の指定		182
第5	災害復旧事業の実施		183
第2節	計画的な災害復興		183
第1	復興計画の作成	【企画政策班】【資材班】【建築班】	183
第2	災害復興事業の実施	【企画政策班】【資材班】【建築班】	184
第3節	生活再建等の支援		184
第1	災害相談窓口の設置	【地域振興班】	184
第2	被災者台帳の作成、罹災・被災証明書の発行	【税務班】【福祉班】	185
第3	被災者の生活確保	【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】【援護班】【子育て支援班】	187
第4	住宅資金及び生活福祉資金の融資		190
第5	被災者生活再建支援制度		192
第6	埼玉県・市町村被災者安心支援制度		194
第7	義援金・義援物資等の受入、保管	【福祉班】	198
第8	被災中小企業等への融資		200
第9	被災農林漁業関係者への融資等	【農政班】	201
第10	郵便物の特別扱い	【事業者】	203
第11	尋ね人の相談	【地域振興班】【市民班】	204
第12	被災者の精神的ケア	【子育て支援班】【保健衛生班】	204
第5章	竜巻等突風対策計画		205
第1節	竜巻等突風災害の現況		205
第1	竜巻の特徴		205
第2	その他の突風		205
第3	気象庁の発表する気象情報		205
第2節	予防・事前対策		208
第1	竜巻の発生、対処に関する知識の普及	【安心安全課】	208
第2	竜巻注意情報等気象情報の普及	【安心安全課】	208
第3	被害予防対策	【安心安全課】【各施設の所管課】	208
第4	竜巻等突風対処体制の確立	【安心安全課】	208
第5	情報収集・伝達体制の整備	【安心安全課】	208
第6	適切な対処法の普及	【安心安全課】	209
第3節	応急対策		211
第1	情報伝達	【安心安全班】【企画政策班】【各班】	211
第2	救助の適切な実施	【福祉班】	212
第3	がれき処理	【環境班】	212
第4	避難所の開設・運営	【安心安全班】【子育て支援班】【援護班】【教育総務班】	212
第5	応急住宅対策	【建築班】	212
第4節	復旧・復興対策		212
第6章	大規模水害対策計画		213
第1節	大規模水害に係る被害想定		213
第1	利根川		213

第2	荒川	213
第2節	大規模水害の特徴	213
第1	広大な浸水地域、深い浸水深	213
第2	地下空間等を通じた浸水区域の拡大	213
第3	浸水による電力等のライフラインの途絶	213
第4	孤立期間の長期化と生活環境の悪化	213
第5	地域によって異なる氾濫流の到達までの時間	213
第3節	大規模水害対策	214
第1	適時・的確な避難の実現 【安心安全課】【各施設の所管課】	214
第2	応急対応力の強化と重要機能の確保 【安心安全課】	215
第3	地域の大規模水害対応力の強化 【安心安全課】	215
第4	氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減 【安心安全課】【上下水道課】 【経営課】【街づくり課】【建築課】	216
第5	防疫及び水害廃棄物処理対策 【環境課】	216
第7章	雪害対策計画	217
第1節	雪害対策	217
第1	予防・事前対策 【安心安全課】【各課】	217
第2	応急対策 【安心安全課】【各課】	218
第3	復旧対策 【企画政策班】【税務班】【福祉班】【農政班】【地域振興班】	220

第2編 風水害対策編

台風や梅雨前線等に伴う大雨による河川氾濫は、近年の気象予測技術の進歩によりある程度事前に予測することが可能になってきているが、その一方で異常気象などの過去に経験のない大雨に見舞われることも多くなってきている。

また、集中豪雨と呼ばれる短い時間に狭い範囲で発生する局地的大雨などは、その予測が難しく、予測できた場合でも対処する時間が極めて短い。

このような大雨をはじめとする風水害の特徴を踏まえ、この計画では日頃から行う防災・減災活動等に重点を置いた予防計画「第2章 風水害予防計画」、突発的又は暫時的災害が拡大する風水害に対処する初動・応急活動等に重点を置いた応急計画「第3章 風水害応急対策計画」、直接・間接に被害が及ぶ地域社会の迅速な復興と被災者の生活再建等に重点を置いた復旧復興計画「第4章 風水害復旧及び復興計画」、新たな災害リスクへの対応計画「第5章 竜巻等突風対策計画」、「第6章 大規模水害対策計画」、「第7章 雪害対策計画」を定めている。

第1章 風水害対策の総則

第1章 風水害対策の総則においては、市の風水害履歴を把握するとともに、風水害予防計画、風水害応急対策計画等を策定するうえでの前提となる事項として、市に係る荒川及び利根川の浸水想定や風水害対策の基本方針、目標について整理する。

第1節 過去の水害と風水害の特徴

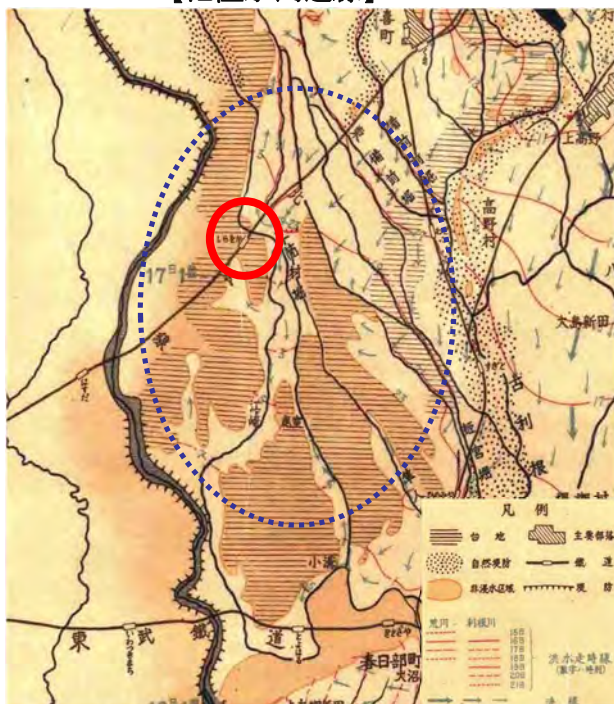
第1 カスリーン台風による水害

昭和22年9月15日6時に浜松南方の沖合に現れたカスリーン台風は、同日20～21時房総半島の南端を横切り、台風が本土に接近する前から停滞していた前線を刺激して13日から大雨となり、特に南東に面した山岳斜面は、降雨量が大きく、300～500mmとなった。9月16日0時20分、埼玉県北埼玉郡東村新川通地先（現加須市）において延長340m、茨城県猿島郡中川村（現板東市）長沼地先で延長250mの堤防が決壊し、氾濫水は東京に到達し、葛飾区、江戸川区の大半が水没した。この氾濫による浸水面積は約440km²にも及んだ。

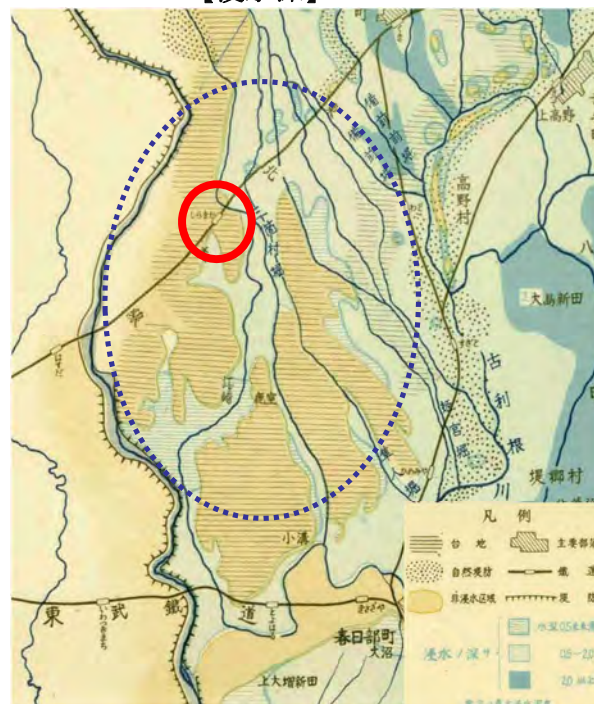
被害は、1都5県で家屋浸水が303,160戸（78,944戸）、家屋流出・倒壊が23,736戸（1,118戸）、死者1,100人（86人）、負傷者2,420人（1,394人）、田畑の浸水が176,789ha（66,524ha）に及んだ。（ ）内は、県の被害状況を示す。

市における被害は、氾濫流が北東部や南東部から台地部を除く低地部に流れ込み、白岡駅の北側には19日に到達している。低地部での浸水深は、台地部周辺が0.5m未満、その他地区が0.5m～2.0mに達した。

【氾濫水到達線】



【浸水深】



出典：利根川上流河川事務所

第2 近年の水害

市では、台風などにより隼人堀川、姫宮落川や中小河川の越流など、たびたび水害が発生している。

特に昭和57年9月の台風18号、平成3年9月の台風18号及び平成5年8月の台風11号では、人的被害はなかったものの道路冠水や河川の溢水、床下浸水などの被害があり、その都度河川改修や排水設備の増設などの対策に取り組んできた。

近年の水害は、堤防決壊による外水氾濫は発生しておらず、市街化の進展により河川や排水路に直接流入する雨水が増加し、中小河川や排水路の処理能力を超えることによる内水氾濫が発生している。

第3 最近の被害状況

過去5年間の市の風水害の主な発生形態は内水氾濫であり、ほぼ毎年、道路のアンダーパス部において冠水被害が発生している。これは近隣市町村とともに市においても台地部や水田等が開発され、市街化の拡大が行われたため、地下浸透や遊水機能が激減したことが要因となっている。この要因は、台風に伴う大雨や集中豪雨による雨水が一気に市内の中小河川へ流入し、急激に流水量を増加させ、各河川及び排水路の排水機能の負荷が多くなり、内水災害を発生させている。

【風水害等の被害状況(平成19年～令和3年)】

発生日	被害状況	気象条件等
平成19年7月30日	アンダーパス冠水6箇所	時間最大雨量33mm、日雨量43mm
平成20年8月28～29日	道路冠水20箇所、床下浸水20箇所	28日：時間最大雨量33mm、日雨量43mm 29日：時間最大雨量19mm、日雨量48mm
平成21年8月7日	アンダーパス冠水10箇所、その他多数の冠水	時間最大雨量73.5mm、日雨量116.5mm
平成21年10月8日 台風18号	アンダーパス冠水5箇所	時間最大雨量40mm、日雨量127mm
平成22年7月26日	アンダーパス冠水5箇所、町内各所降ひょうによる被害多数	時間最大雨量24mm、日雨量52.5mm
平成23年7月19～20日 台風6号	床上浸水、床下浸水1箇所、道路冠水その他多数冠水	時間最大雨量55.5mm、日雨量134mm
平成25年9月15～16日 台風18号	道路冠水13箇所、アンダーパス冠水7箇所	15日：時間最大雨量33mm、日雨量107mm 16日：時間最大雨量10.5mm、日雨量25mm
平成25年10月15～16日 台風26号	道路冠水8箇所、アンダーパス冠水5箇所	時間最大雨量23.5mm、積算雨量166mm
平成26年10月5～6日 台風18号	軽傷1人、道路冠水5箇所、そば畑冠水0.4ha	時間最大雨量20mm、積算雨量184mm
平成26年10月13～14日 台風19号	そば畑倒伏2.9ha	時間最大雨量17mm、積算雨量59mm
平成27年6月16日	道路冠水4箇所、宅地内及び一部道路冠水	時間最大雨量24.5mm、積算雨量63.5mm
平成28年8月22日 台風9号	道路冠水8箇所、アンダーパス冠水3箇所	時間最大雨量26.5mm、積算雨量100.0mm
平成29年7月4日 台風3号	道路冠水2箇所、アンダーパス冠水6箇所	時間最大雨量31.5mm、積算雨量80.5mm
平成29年10月22日～23日 台風21号	道路冠水10箇所、アンダーパス冠水7箇所、越水1河川、田冠水	22日：積算雨量100.5mm 23日：時間最大雨量17.5mm、積算雨量79.5mm
令和元年10月11～13日 台風19号	道路冠水12箇所、アンダーパス冠水10箇所、田冠水1箇所、その他公園冠水2箇所、越水1河川	11日：積算雨量4.0mm 12日：時間最大雨量33.0mm、積算雨量229.5mm 13日：積算雨量0.0mm
令和2年9月4日	道路冠水5箇所	4日積算雨量67.5mm、時間最大雨量63.5mm
令和3年7月30日	道路冠水6箇所	30日積算雨量55.0mm、時間最大雨量54.0mm

出典：白岡市調べ

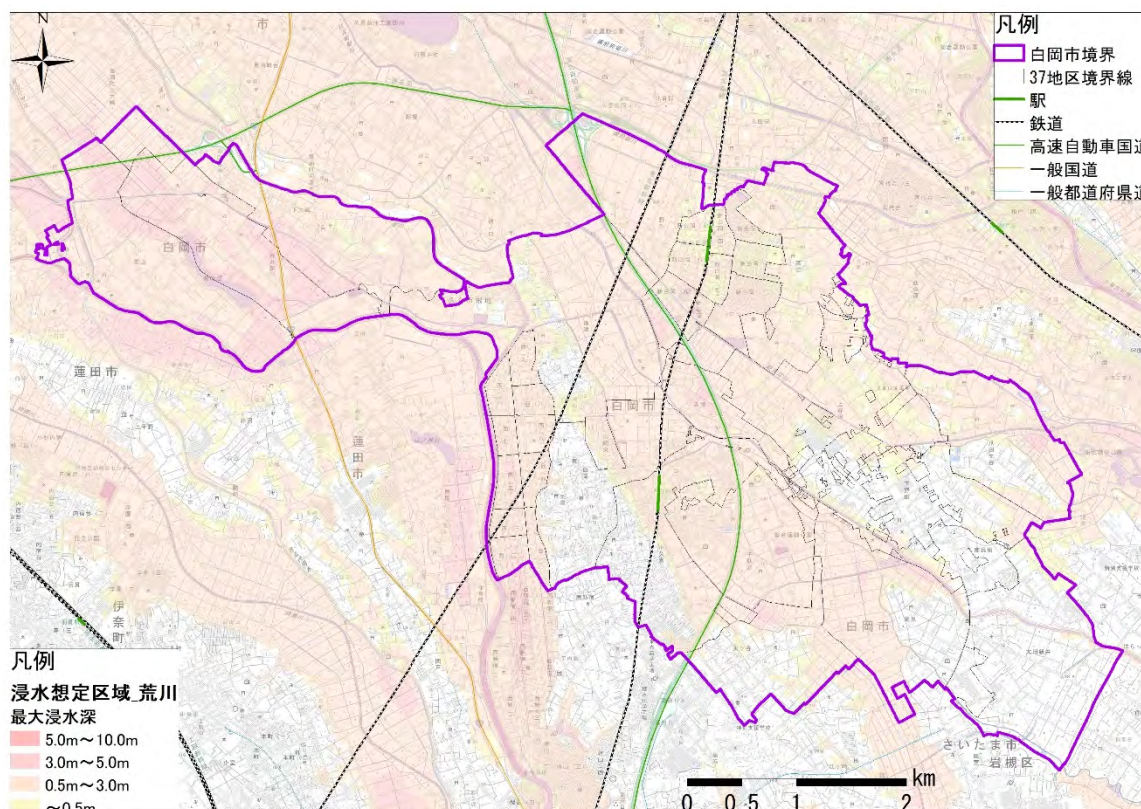
第2節 浸水想定区域

第1 荒川の浸水想定区域

国土交通省荒川上流河川事務所では、平成27年5月の水防法の一部改正により、想定され得る最大規模の降雨（荒川流域の3日間総雨量632mm）により、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより算出している。

市に関する浸水想定区域を次に示す。

【荒川水系荒川浸水想定区域】



資料：荒川上流河川事務所「荒川水系荒川浸水想定区域（平成28年5月30日指定）」

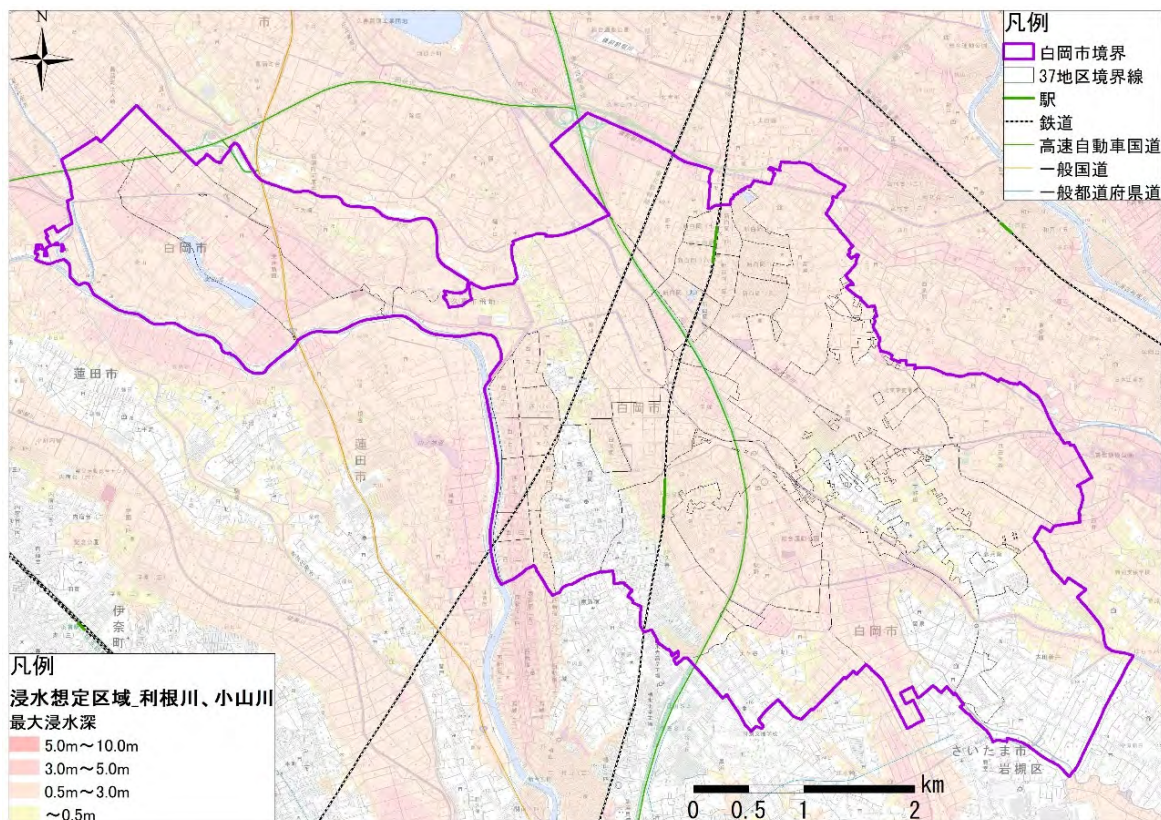
第2 利根川の浸水想定区域

1 国の浸水想定

国土交通省利根川上流河川事務所では、平成27年5月の水防法の一部改正により、想定され得る最大規模の降雨（利根川上流域の八斗島上流域の3日間総雨量491mm）により、利根川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより算出している。

市に関する浸水想定区域（利根川水系利根川、利根川水系小山川（大臣管理区間））を次に示す。

【利根川水系利根川、小山川浸水想定区域図】



資料：利根川上流河川事務所「利根川水系利根川浸水想定区域図（平成29年7月20日指定）」

資料：利根川上流河川事務所「利根川水系小山川浸水想定区域図(大臣管理区間※)

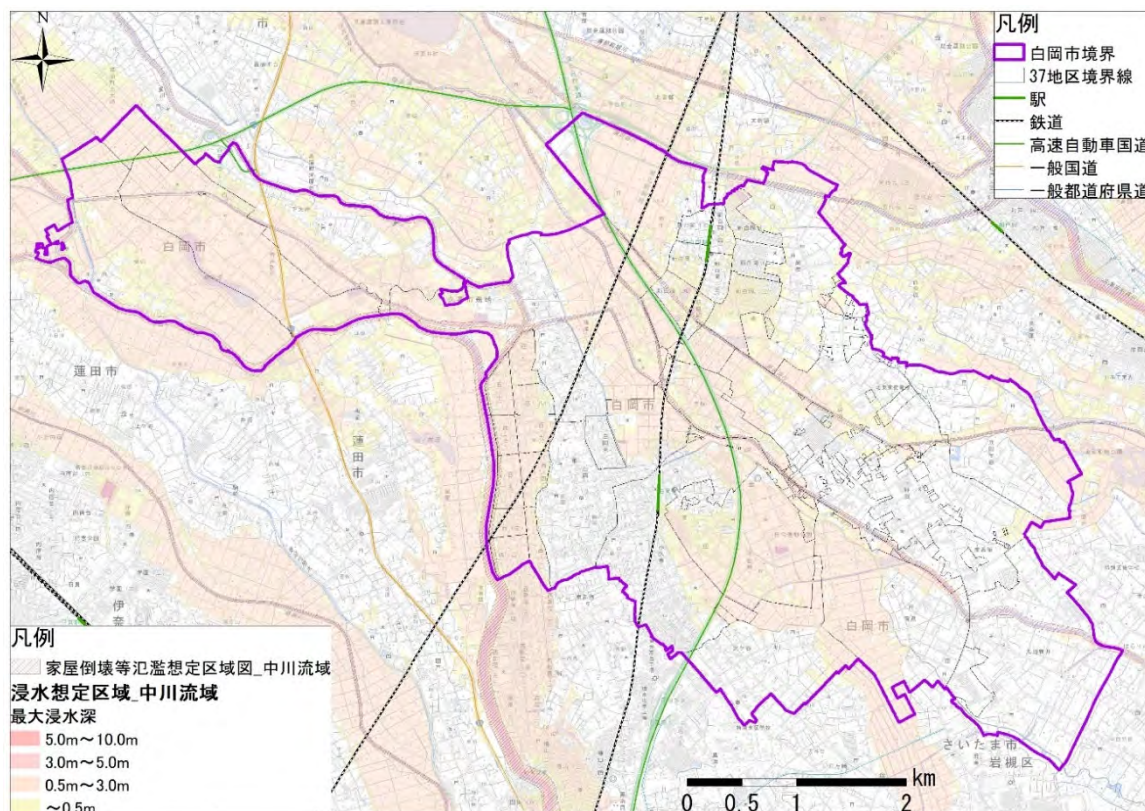
(平成29年7月20日指定)」

※大臣管理区間：小山川左岸(埼玉県深谷市高島宇前久保50番3地先新明橋下流端から利根川への合流地点まで)
小山川右岸(埼玉県深谷市石塚宇住殿621番2地先 新明橋下流端から利根川への合流地点まで)

2 県の浸水想定

埼玉県では、水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川（18河川）以外の県管理河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を市町村ごとに水害リスク情報図として公表している。

【水害リスク情報図（利根川水系中川流域）】



資料：想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について（埼玉県ホームページ）

第3 白岡市までの到達時刻

荒川左岸の堤防が決壊した場合、市に浸水する可能性がある破堤点は、上流側は熊谷市久下地内（河口から74.8km）から、下流側は鴻巣市糠田地内（河口から63.2km）までの区間である。

この区間内では、鴻巣市荊原地内（河口から70.4km）から同糠田地内（河口から63.2km）までの区間で堤防が決壊した場合の到達時間が最も短く、堤防の決壊後約9～12時間で氾濫水が市に到達すると予測される。

想定最大規模降雨に伴う洪水による利根川の氾濫があった場合、市に浸水する可能性がある破堤点は、上流側は本庄市新井地内（河口から183.5km）から、下流側は野田市瀬戸地内（河口から96.5km）までの区間である。

この区間内では、加須市弥兵衛地内（河口から135.0km）から五霞町川妻地内（河口から129.0km）までの区間で堤防が決壊した場合の到達時間が最も短く、堤防の決壊後約6～7時間で氾濫水が市に到達すると予測される。

利根川水系小山川の影響は、想定最大規模降雨に伴う洪水による利根川の氾濫があった場合、約21～24時間で氾濫水が市に到達すると予測される。

到達時刻の出典：地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）
<http://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/>

第3節 被害想定と基本方針

第1 想定風水害

市域において被害が想定される浸水害、地震等の危険性の評価や、都市構造、ライフラインなどの社会基盤を整理することにより、災害の危険性及び防災上の問題点等を明確化し、今後の防災対策のための基礎資料として活用するため、令和4年度に防災アセスメント調査を実施した。

防災アセスメント調査では、市域に被害をもたらす風水害として、国及び埼玉県が作成した洪水浸水想定区域を用いて被害想定を行った。

【想定風水害（洪水浸水想定区域）】

流域	河川	作成主体	指定・公表年月日	想定し得る最大規模降雨
中川流域	元荒川、星川、野通川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川	埼玉県	2020年 5月26日	中川流域 48時間雨量596mm
利根川流域	利根川、小山川	国	2017年 7月20日	利根川流域、八斗島上流域の72時間 総雨量491mm
荒川	荒川	国	2016年 5月30日	荒川流域の72時間 総雨量632mm

第2 主な被害予測項目

風水害の被害想定における主な被害予測項目は次のとおりである。

【風水害の主な被害予測項目】

項目	予測内容
建物被害	影響家屋戸数
避難者	要避難者数、屋内安全確保数
ライフライン	上水道、下水道、電力、ガス、電話
避難所収容力	避難所過不足数

第3 想定結果

各想定風水害における被害想定結果は次のとおりである。

【各想定風水害における想定結果】

想定項目		中川流域	利根川、小山川	荒川
影響家屋数		5,416棟	10,625棟	9,834棟
避難者数	要避難者数	4,363人	9,934人	4,602人
	屋内安全確保数	14,832人	28,059人	31,095人
ライフライン 影響人口	上水道	31,490人	31,490人	31,490人
	下水道	25,679人	26,702人	25,679人
	都市ガス	4,656人	9,302人	4,656人
	電力	25,545人	32,457人	25,545人
	固定電話	25,633人	32,599人	25,633人
避難所収容力	収容可能人数	3,286人	1,898人	2,393人
	過不足数	▲1,077人	▲8,036人	▲2,209人

第4 風水害対策の基本方針

自然災害の多い我が国では、毎年のように全国各地で人的・物的被害を伴う風水害が発生しているが、大規模なものでは平成29年の九州北部豪雨災害、令和元年9月の台風第15号（令和元年房総半島台風）、同10月の台風第19号（令和元年東日本台風）などがあり、関東地方においても大きな被害が発生している。国や県では、こうした災害による教訓を反映し、利根川、荒川等の浸水想定や各種ガイドライン等の見直しを行っているが、重点的に検討されている事項は次のとおりである。

- ・ 浸水想定区域の見直し（想定降雨を計画最大から想定最大へ修正）
- ・ 避難情報の発令・伝達
- ・ 防災気象情報や避難情報に応じた適切な避難行動
- ・ 住民の避難行動の促進による人命の保護
- ・ 避難所における環境確保

市は、これらの重点事項を踏まえ、防災アセスメントによる被害想定結果から、風水害対策の前提とする計画フレームを利根川、小山川浸水想定区域と設定するとともに、避難を確実にするための市民、自主防災組織、行政区の防災教育及び防災訓練、要配慮者の避難支援、河川水位と連動した災害対策本部の配備基準等の内容を反映させた計画を策定する。

第2章 風水害予防計画

日頃から防災、減災活動等に重点を置き、災害の発生を最小限にとどめるための予防計画とする。

第1節 地域防災力の向上

防災は「自らの身の安全は自ら守る」が基本であり、市民一人ひとりには「自助」が求められる。また、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織には「共助」が求められ、台風や梅雨の大雨による河川の氾濫、集中豪雨による内水氾濫などから地域を守るため、各組織は市や防災関係機関と連携して、風水害予防対策に取り組める防災体制を整える。

第1 自助〔市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）〕 【安心安全課】

市民は、平常時より食料・飲料水等の備蓄などの災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るための行動をとることが重要である。また、発災時には、速やかな初期消火、近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難場所や避難所での自主的な活動、あるいは市や防災関係機関公共機関が行う防災活動への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

市は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

1 身近な自助

- (1) 防災に関する学習
- (2) マイ・タイムラインの活用
- (3) 火災の予防
- (4) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- (5) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (6) 食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品の備蓄
（1週間分以上（最低3日間）を目標）
- (7) 自動車へのこまめな満タン給油
- (8) ガラスの飛散・落下防止対策
- (9) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- (10) 災害時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- (11) 自主防災組織への参加
- (12) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- (13) 近隣住民との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動）への参加
- (14) 近隣の要配慮者への配慮
- (15) 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
- (16) 家庭や地域での防災総点検の実施
- (17) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

2 実践的な自助

- (1) 実践的な訓練の導入
市及び県は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG^{*1}）や避難所開設・運営訓練（HUG^{*2}）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。
また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする

る。

※1 DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

(2) 防災意識の向上

市民は、市その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

(3) 家庭内の3つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。

ア 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。

イ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。

ウ 家庭内で備蓄を行う（1週間分以上（最低3日間）を目標）。特に、飲料水や食糧などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄は、1週間分を行う。

市及び県は、3つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

(4) 防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、県、市民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持出品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

3 適切な避難行動のための知識に関する普及啓発

市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分が経験したことの無い危険や脅威を過小評価する傾向）等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、市は正常性バ

イアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

第2 共助【自主防災組織の強化】

【自主防災組織等】【安心安全課】

大規模な風水害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災関係機関による応急活動に先立ち、市民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

1 自主防災組織の結成と活動の充実・強化

(1) 自主防災組織の結成

市は、自主防災組織が結成されていない地域の結成を推進する。自主防災組織の結成に当たっては、次の点に留意するとともに、地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織結成を行う。

ア 既存のコミュニティである行政区等を活用して結成する。

なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位とする（マンションの自治会等）。

イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(2) 活動の充実・強化

市は、次に示す事項に留意し、自主防災組織の指導・育成を図る。

ア 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）

イ 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）

ウ 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）

市は、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等を推進する。市は、既存の地域コミュニティである行政区・自主防災組織等を活用して、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進する。なお、県は市が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、市と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

(3) 避難計画の周知

市は、市民一人ひとりの避難行動の向上を啓発するため、自主防災組織や行政区等へ避難計画を周知する。併せて、要配慮者の避難支援の取組についても周知する。

■資料-5 白岡市自主防災組織補助金交付要綱

■資料-6 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、おおむね次に示すとおりとする。

【自主防災組織の活動内容】

	活動内容
平常時	1 要配慮者を含めた市民のコミュニティの醸成 2 日頃からの備えと風水害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 (例 防災イベントの実施、各種資料の回覧、配布) 3 情報の収集・伝達、初期消火、避難及び救出、救護等の防災訓練の実施 (例 要配慮者に対する情報伝達・避難誘導等) 4 防災用資機材、応急手当用医薬品等の整備・点検等 (例 初期消火資機材：軽可搬ポンプ、消火器等 救助用資機材：ジャッキ、バール、のこぎり、リヤカー等 救護用資機材：救急医療セット等) 5 地域の把握 (例 危険箇所の把握、要配慮者の把握) 6 普通救命講習の受講
発災時	1 初期消火の実施 2 情報の収集・伝達 3 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施 4 集団避難の実施 (特に、浸水想定区域内の要配慮者の安全確保) 5 避難所の運営活動の実施 (例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認) 6 要配慮者の安否確認、避難誘導支援 7 避難所での運営協力 (例 運営のルールづくり等)

第3 共助 [事業所等の防災体制の充実]

【安心安全課】【消防署】

事業所等は、大規模水害時に想定される被害事象や業務停止による影響を検討し、災害発生時であっても優先的に継続を必要とする重要業務をあらかじめ選定するとともに、目標復旧レベルや目標復旧時間を定める。また、これらの業務継続が確実に実行するための体制の整備や実施方法、手順等を検討する。

市は、市内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、白岡市商工会との連携により策定した事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業等の小規模事業者を対象とする事業継続力強化支援事業（災害に対する事前対策、発災時の応急対策のための取組等）を実施する。

1 一般企業の防災組織

(1) データ等のバックアップ対策の強化

浸水想定区域内の一般企業は、大規模水害時における被害の軽減と重要業務の継続性の確保を図る観点から、浸水による損失影響が大きい在庫品、資機材、生産設備、サーバー機器、書類等をあらかじめリストアップし、これらのバックアップ対策を強化する。

(2) 重要データ、書類等の上層階等への搬送体制の確保による被災回避

浸水想定区域内の一般企業は、業務継続上重要となる在庫品、資機材、生産設備、サーバー機器、書類等をあらかじめリストアップし、浸水までの猶予時間にこれらを上層階等に移動するための手順や体制を検討する。

(3) 電力等のライフライン途絶時の代替手段の確保

浸水想定区域内の一般企業は、浸水に伴う停電被害に備え、非常用発電装置を備えるとともに、施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離することにより、施

設内の停電範囲を最小限にとどめるための対策を検討する。

また、その他のライフラインが途絶した場合の影響を軽減するための対策を検討する。

(4) 大規模水害対策に対応した事業継続計画（BCP）の策定

浸水想定区域内の一般企業は、大規模水害に対応した事業継続計画の策定を推進する。また、計画を策定した機関は、その実効性を高めるため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた計画の改定を行う。なお、企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

(5) 従業員等の安全確保対策

企業は、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 集客施設内の防災組織

浸水想定区域内の学校、病院、公民館等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に安全な避難誘導を実施するための自主的な防災組織の育成指導に努める。

3 危険物施設、高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設、高圧ガス施設等の管理者やその自主防災組織に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動などに対する必要な助言及び指導に努める。

また、専門知識を有する高圧ガス関係業界及び高圧ガス関係の保安団体に対し、防災活動に関する技術又は防災訓練の実施等に関する指導・助言に努め、その育成を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 事業所内の防災組織

事業所の自衛消防組織又は中小企業等の自主防災組織の確立を支援し、事業所又は中小企業等と協議のうえ、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

また、中小企業等は、水害時に企業が果たす役割を認識し、各企業において水害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

5 高層建築物の防災組織

高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について指導・助言を行い、自主的な防災組織の整備、充実を図る。

6 要配慮者利用施設の防災組織

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画等を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

■資料-7 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

7 大規模工場等の防災組織

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するものとする。

8 関係機関との協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織の整備を促進し、民間との協力体制の充実を図る。

また、次の機関の協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員及び行政区
- (2) 農林商工関係団体
- (3) PTA その他の市民団体
- (4) 公共的団体

第4 共助 [地区防災計画の策定]

【安心安全課】

市内の一定の地区の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 防災教育

市は、風水害による被害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、生涯を通じた体系的な教育により、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境の整備に努める。

また、次の点に留意して、防災学習及び防災知識の普及の促進を図る。

(1) 地域特性と対策の対応

防災学習及び防災知識は、地域特性（浸水想定区域、避難所、冠水などの水害履歴等）を踏まえて、普及の促進を図る。

(2) 市民、自主防災組織、事業所等の防災学習

市民、自主防災組織、事業所等の防災学習対象者は、風水害時における避難のあり方を十分に理解しておく必要があり、対象者ごとに留意事項を明らかにして防災学習の促進を図る。

第1 市民に対する防災教育

【安心安全課】【消防署】

市は、市民に対して、防災知識の向上のため、防災教育を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

1 市民の防災学習の内容

- (1) 洪水発生 of 仕組みと想定される被害
- (2) 浸水想定区域の浸水深及び避難所に係る周知啓発
- (3) 避難情報が発令されたときに市民がとるべき行動
- (4) 平常時から実施すべき水害への心構え
- (5) 過去の水害教訓の伝承（昭和22年のカスリーン台風における水害の教訓）

2 防災学習の方法

- (1) 埼玉県防災学習センター等の活用
常設の防災学習拠点である埼玉県防災学習センターの利用を広報し、広く市民に対して継続的に防災学習を実施する。
- (2) 洪水ハザードマップの更新及び作成配布
主に風水害に係る防災知識の普及啓発を図るため、市民向けの洪水ハザードマップの内容を更新し、風水害に関するPR資料として作成、配布する。
- (3) 防災学習用設備及び教材の貸出し
防災学習に役立つ設備・機器、ソフトウェア、映像資料等の整備、周知を行い、希望する団体等に対して貸出しを行う。
- (4) 講演会・研修会・出前講座の実施
防災に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害体験者等を講師とした講演会・研修会・出前講座を開催する。
- (5) マスメディアの活用
テレビ、ラジオ、新聞等の各種マスメディアを通じて、市民の防災意識の高揚を図るとともに防災学習を実施する。
- (6) 広報紙等の活用
広報紙、市ホームページ等に、風水害に関する情報を掲載する。
- (7) 特別警報、竜巻注意情報等の周知・啓発
市に特別警報や県に竜巻注意情報等が発せられたときの市民の適切な対応行動を含め、特別警報、竜巻注意情報等の周知・啓発を図る。
- (8) 風水害時の避難行動の周知・啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

また、避難時における新型コロナウイルス感染症対策として、埼玉県による「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）（令和2年5月、埼玉県）」に基づき、発熱等の症状がある場合の対応や、避難所以外での安全確保等について周知するものとする。

3 災害に関する各種資料の収集・提供

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化^{*}を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

※「災害文化」：災害についての知識や伝承、あるいはそれに対応する方法や技術的産物の変化

第2 児童・生徒に対する防災教育

【教育指導課】

学校教育における防災教育は、家庭・地域社会との連携を図り、各学校における防災教育のねらいや重点などを明確にし、それらを学校の教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に行う。

また、風水害に際しては、防災意識の向上を図るため、学校の社会教育活動全体を通して災害教訓を伝承することに努める。

1 各教科等による防災教育

児童・生徒の発達段階などに応じ、児童・生徒一人ひとりが災害に対して適切に対応する態度や能力が確実に身につけられるようにする。

各教科（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間など、様々な時間を利用して、過去の大規模水害の教訓を伝承するとともに、洪水の発生、現在の防災対策、洪水時の正しい行動及び安全な避難等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。身の回りの環境を災害の観点から見直すことより、防災を身近な問題として認識させる。

- (1) 小学校低学年では、洪水が発生したときに、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなどして適切な避難行動ができるようにする。
- (2) 小学校中学年では、洪水時に発生する様々な危険について知り、自ら安全な避難行動ができるようにする。
- (3) 小学校高学年では、日常生活の様々な場面で発生する風水害の危険性を理解し、安全な避難行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りできるようにする。
- (4) 中学校では、小学校での理解をさらに深め、応急処置の技術の習得、防災への日常の備え、的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や洪水時の避難所運営の補助などを体験し、ボランティア活動の大切さについて理解を深める。

2 学校行事としての防災教育

防災意識の向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や大規模水害や竜巻の被災者の講演、カスリーン台風の被害等による疑似体験及び防災学習センター等での暴風体験学習を実施する。

さらに、学校における消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

3 教職員に対する防災研修

防災研修は、教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒のこころのケア及び災害発生時に特に留意する事項等に関しその周知徹底を図る。

第3 自主防災組織に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】

市は、防災関係機関、消防署、消防団と連携し、自主防災組織に対して、リーダー養成に関することや防災用資機材の操作に関すること等の防災教育を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

- (1) リーダー養成に関すること。
- (2) 日頃の備えに関すること。
- (3) 防災用資機材の操作に関すること。
- (4) 応急手当用医薬品等の整備・点検等に関すること。
- (5) 救命技能認定講習会に関すること。
- (6) 初期消火の実施に関すること。
- (7) 情報の収集・伝達に関すること。
- (8) 救出・救護の実施及び協力に関すること。
- (9) 防災士資格の取得に関すること。
- (10) 集団避難の実施に関すること。
- (11) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力に関すること。
- (12) 要配慮者の安全確保等に関すること。
- (13) 避難所の運営協力に関すること。

第4 職員に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】

応急対策の実行主体となる市職員は、風水害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を行う。

1 市職員に対する防災教育

- (1) 職員初動マニュアルの配付・周知
災害発生時の職員参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した「職員初動マニュアル」を配付し、周知する。
- (2) 実践的な現地訓練の実施
避難情報の伝達や避難誘導を行う対策要員に対し、避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等の応急活動を想定した現地での訓練を実施する。
- (3) 研修会及び講演会等
学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会、講演会等を実施する。

(4) 通信機器等の習熟

通信機器、自家発電機等の災害活動に必要な機器、資機材の基本操作の習熟のため研修を実施する。(燃料の補給、自家発電機等の始動操作、機器管理など)

2 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関は、風水害時の応急活動を実施する要員に対して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

第5 防災上重要な施設に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】

防災上重要な施設における応急活動の重要性を踏まえ、各施設の防災要員に対する防災教育を推進する。

1 病院及び社会福祉施設における防災教育

日頃から要介護者の把握、避難誘導訓練及び教育活動に努め、また、夜間や休日の災害発生に備え、市民との共同訓練等により連携を図る。

さらに、従業者及び入所者に対して防災知識の普及啓発、防災意識の高揚に努める。

2 ホテル及び旅館における防災教育

従業者に対して、消防設備、避難誘導、救助、救護等に重点を置いた教育及び訓練の実施に努める。

また、宿泊客に対しては、避難等の対処について、掲示板、広報紙等を通じて理解を得るよう指導する。

3 その他

その他大規模小売店、レクリエーション施設等不特定多数の人々が集まる施設においては、避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特性に応じた対策を迅速かつ確実に実施できる防災教育及び訓練に関する指導に努める。

第6 事業所に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】

事業所における防災学習のテキスト等の作成に努め、その普及を図る。また、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

第3節 防災訓練

風水害時に迅速かつ的確な行動をとるためにはどのような行動をとるべきか、日頃からの実践的な訓練が重要である。また、実践的な想定に基づく防災訓練は、本計画の熟知及び防災関係機関と市民との間の協力体制の確立をはじめ、市民に対する防災知識の普及啓発、本計画の検証などの副次的な効果があるため継続的に実施する。

防災訓練は、次の点に留意して行う。

- (1) 実践的な訓練の実施
- (2) 参加意識を持った訓練の実施

訓練に参加する意義の明確化、興味を持ちやすいテーマの設定、現実味を持った、真摯に取り組める雰囲気づくり等に努める。

また、訓練内容は、参加型として地域特性を踏まえ、地域に密着した訓練を実施する。

第1 総合防災訓練の実施

【防災関係機関】

風水害時における迅速な避難行動がとれるよう、実践的な避難訓練を実施する。

1 訓練項目（例）

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 災害情報の収集伝達訓練、広報訓練及び交通対策訓練
- (3) 災害現地調査訓練
- (4) 避難誘導訓練及び避難所・救護所運営訓練
- (5) 広域応援訓練
- (6) 道路応急復旧訓練
- (7) 水防訓練
- (8) 自主防災組織等の活動支援訓練
- (9) 配水管復旧訓練、応急給水訓練

2 自主防災組織及び市民を主とする訓練項目（例）

- (1) 初期消火訓練
- (2) 応急救護訓練
- (3) 炊き出し訓練
- (4) 巡回点検訓練
- (5) 要配慮者の安全確保訓練
- (6) 避難訓練
- (7) 避難誘導訓練
- (8) 応急給水装置の組立訓練

第2 実践的な個別訓練の実施

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

総合防災訓練と併せ、消防団、自主防災組織、市内事業所の協力、連携の下に具体的なプログラムにより、次の実践的な個別訓練を毎年1回以上実施する。

1 市が実施する避難訓練

- (1) 市の避難訓練

時宜に発令（設定）されている避難情報に基づき、円滑、迅速かつ確実に伝達及び立退き等を行うため、市が中心となり、防災関係機関の参加の下、市民や消防団、自主防災

組織等の協力を得て毎年1回以上実施する。

(2) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院、社会福祉施設等における訓練

風水害時の幼児、児童・生徒、傷病者、高齢者及び障がい者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命や身体の安全を守り、被害を最小限にとどめるため、浸水想定区域内の要配慮者施設管理者に対し、安全な避難を目的とした実践的な訓練を中心とする防災訓練の実施を指導する。

2 市職員の訓練

(1) 非常参集訓練

市は、迅速に職員を参集させるため、非常参集訓練（予告なしの夜間・休日・帰宅時など）を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

(2) 応急手当訓練

市は、職員により、応急救護活動の支援や補助が行えるよう、職員に対し、定期的に応急手当訓練を実施し、職員の救護技術の向上を図る。

(3) 情報収集伝達訓練

市は、被害状況に関する情報を消防団、自主防災組織等と迅速かつ的確に伝達ができるよう、情報の収集、伝達等に関する訓練を実施する。併せて通信機器・設備を円滑に操作できるよう、通信機器の操作実習訓練を実施する。

(4) 災害想定訓練（図上訓練）

市は、風水害時の状況を想定し、判断能力・活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練等を実施する。

(5) 他市町村の防災訓練への参加

市は、広域災害が発生した場合に他市町村との連携が円滑に実施できるよう、他市町村が実施する防災訓練に市職員を派遣する。

第3 事業所、自主防災組織等の訓練

【安心安全課】【消防署】

風水害時には、市民の相互協力による自衛的な防災活動を実施することが重要である。そのため、事業所、自主防災組織及び市民等は、日頃から訓練を実施し、災害発生時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携に努める。

1 事業所等における訓練

市は、病院、工場、事業所等の消防法で定められた防火管理者に対し、市の消防計画に基づき、避難訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織が実施する防災訓練への積極的な参加を促進する。なお、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場、地下施設等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保や浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

2 要配慮者利用施設における訓練

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難誘導に関する事項や防災訓練に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

3 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織が、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及

び防災関連機関との連携を図るため、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう消防署と協力して指導し、地域の事業所はこれに積極的に協調する。主な訓練項目は、次のとおりである。

- (1) 風水害時の情報収集・伝達訓練
- (2) 風水害時の初期消火訓練
- (3) 風水害時の救出・救護訓練
- (4) 風水害時の避難誘導訓練
- (5) 風水害時の給水訓練・炊き出し

第4 水防訓練

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

- (1) 水防法第4条の規定により指定された水防管理団体（白岡市）が、水防管理団体の水防計画に基づき実施する。
- (2) 訓練の方法
出水時期に実施することとし、水防管理者（市長）が要領を定める。

第5 防災訓練の検証

【安心安全課】

総合防災訓練及び個別訓練後は、訓練参加者との意見交換、アンケート、協議等により訓練の内容評価及び検証を行う。

また、これらの評価及び検証において得られた課題等については、次回の防災訓練計画づくりに反映する。

第6 消防訓練

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

- (1) 消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、市消防計画により実施する。市は、消防に関する訓練を実施するため、県から勧告及び助言を受ける。
- (2) 訓練の種類
 - ア 基礎訓練
 - イ 火災防御訓練
 - ウ 水災防御訓練
 - エ 救助救急訓練
 - オ 総合防災訓練

第4節 風水害に備えた活動体制の強化

風水害時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が風水害に対応できる体制を確立する。

第1 活動体制の整備

【全職員共通】

初動体制及び災害対策本部の運営を迅速かつ的確に行うために、あらかじめ体制の構築を図る。

1 初動体制の整備

各部は、確実に応急対策を実施できるよう、災害対策本部の設置をはじめ、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急に必要な初動職員の確保に努める。

(1) 職員の役割

ア 職員は、「職員初動マニュアル」を参照し、初動体制時における参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。

イ 各班は、「職員初動マニュアル」を補完するものとして、各班独自に初動体制時の活動内容について詳細な班別行動マニュアルを作成しておき、常に必要な見直し、修正を実施する。

(2) 避難所参集職員の確保

大雨・洪水警報発表後の局地的な水害の発生後に、迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各避難所へ派遣する職員を「避難所運営職員等一覧表」に定めておくとともに、指定された職員は、自分の任務、参集場所等を十分習熟するよう努める。

2 警戒体制・非常体制（災害対策本部設置）の整備

(1) 配備体制の明確化

的確に応急対策が実施できるよう、組織改革に沿った職員の人数、職制等を踏まえ、配備体制、班体制を強化するとともに、職員の健康管理や交替要員の確保等について十分検討しておく。

ア 実施責任者不在時の対応（指揮者の優先順位の明確化）

イ 浸水等により市庁舎に災害対策本部が設置できない場合の代替施設

(2) 避難情報の発令基準の改善

市は、移動に要する時間を含めた避難完了までに要する時間を把握し、雨量、河川水位の状況、気象警報・洪水予報の発表状況等に応じた適切な避難情報の発令のタイミングを検討しておく。

(3) 職員の動員体制の強化

夜間、休日等における職員の動員、参集体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて動員体制の見直しを図り、体制の強化に努める。

(4) 活動体制等の周知・徹底

市は、職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、職員に対し研修等を実施し、配備体制、活動体制、災害時の役割を示した「職員初動マニュアル」の活用等に必要事項の周知、徹底に努める。

(5) 浸水を想定した庁舎等における災害対策本部の整備

市は、浸水により庁舎等が孤立した場合を想定し、災害対策本部業務等の継続性の確保を図る観点から、重要となる書類、データ、機器類等の選定を行い、浸水までの猶予時間にこれらを上層階等や代替施設に移動するための手順や体制を整備する。

また、浸水に伴う停電に備え、非常用発電装置を配備するとともに、施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離することにより、施設内の停電範囲を最小限にと

どめるための対策を実施する。

さらに、孤立の長期化への対策として、浸水を考慮した場所に飲料水・食糧、生活必需品や医薬品、必要な資機材等を備蓄するとともに、非常用発電装置用の燃料の補給をはじめ、必要物資等の浸水地域外からの調達体制を検討する。

3 逃げ遅れた場合の被災回避

(1) 緊急避難に利用可能な施設等の確保

指定避難所の上層階、浸水想定区域外の公共施設や広場等への避難が遅延した場合に備え、緊急避難収容施設等を確保するよう努める。

(2) 利用可能な施設の管理主体との利用協定の締結

指定避難所に指定されていない民間ビルやマンション、立体駐車場等の緊急避難に利用可能な施設の管理主体と利用協定を締結し、被災時の円滑な利用と連絡体制の整備に努める。

4 孤立者の救助

(1) 孤立発生場所の把握体制の整備

市は、孤立者の確認を迅速に進めるため、ボート等による孤立者の所在確認体制の整備に努める。併せて、孤立者が自ら所在を知らせるための方策やツール等を検討する。

(2) 救助活動に必要な資機材の確保

救助用ボート等を整備するとともに、救助活動に必要な資機材を確保する。

また、救助時における県のヘリコプターの有効利用を図るため、臨時ヘリポート等の追加登録と情報の共有化を進める。

5 応援協力体制の充実

大規模な風水害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、国、県、他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

(1) 国との連携強化

各種情報の交換に関し、日頃から連携強化に努める。

(2) 県との連携強化

応急活動において、県との連携は不可欠であるため、日頃から通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

他市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派遣を県に要請する。そのため、市は、迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

(4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行うが、状況に応じて、市が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

(5) 他市町村との相互応援協力

市は、災害時に県境を越えた他市町村から応援を受けられるよう、県外の遠隔地の市町村との応援協定の締結に努める。また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速な派遣要請ができるよう努める。

(6) 指定公共機関等の連携強化

災害時は、ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日頃から連絡や連携の強化に努める。

(7) 公共的団体との協力強化

市は、公共的団体に対して、応急活動等、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を強化する。

このため、公共的団体における防災組織を充実するための支援、指導を行い、相互の連絡を密にするように努める。

(8) 企業・事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、市は、これらの制度の普及に努める。

6 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画（BCP）に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

7 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時に発生する状況を想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

8 応援受入体制の整備

- (1) 市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受入れる体制を確保するため、受援計画の策定に努める。
- (2) 応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- (4) 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- (5) 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- (6) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

9 広域避難・広域一時滞在の体制整備

市は、大規模広域災害時の円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との相互協力協定の締結や、市町村間の住民等の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

10 応急対応、復旧復興のための人材の確保

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するな

ど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

11 罹災・被災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災・被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災・被災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災・被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は市民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

第2 防災拠点の整備 【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】

市は、市庁舎、生涯学習センター、避難所等の防災活動のための拠点施設の整備促進を図るとともに、これら防災拠点間を結ぶ緊急輸送道路のネットワーク化の推進に努める。

1 防災拠点施設の整備

応急活動の中核拠点となる防災拠点及び災害現場で応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

(1) 電源の確保

ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進める。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

(2) マニュアルの作成

防災拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成する。

2 緊急輸送ネットワークの整備

市内の効率的な緊急輸送を行うため、「白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）」等の調査結果をもとに、市の地域特性等を踏まえて、他市町村、防災関係機関等と協議し、次に示す施設を結ぶ路線を選定し、緊急輸送道路に指定する。

- (1) 市役所
- (2) 出先庁舎
- (3) 防災関係機関施設
- (4) 防災活動施設
- (5) 避難所等
- (6) 防災倉庫
- (7) 輸送の拠点となる施設
- (8) 臨時ヘリポート

3 応急復旧時の活動体制の整備

(1) 協力体制の整備

応急復旧活動が円滑に実施できるよう、県、東日本高速道路(株)、消防機関、警察、(一社)埼玉県建設業協会等との協力体制の整備に努める。

(2) 応急復旧資機材の整備

日頃から、応急復旧資機材の整備を行う。また、(一社)埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

(3) 復旧状況等の情報提供体制の整備

災害発生時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民へ周知するための情報提供手段等の整備に努める。

(4) 市民への周知

緊急輸送道路の役割に関して、日頃から市民への周知を図る。

第3 情報通信設備の整備

【安心安全課】

市は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓などを踏まえ、総合的な災害情報システムの確立を図る。また、災害情報システムの整備に関し、次の点に留意して整備に努める。

- ・情報通信技術の進展に伴う新しい技術の分析
- ・想定される災害に対応できる体制

1 情報通信設備の安全対策

情報通信設備が十分機能し、活用できるよう、市は、安全対策として施設・機能の代替性の確保に努める。

(1) 非常用電源の確保

停電に備え、無停電電源装置(発動発電機、大容量バッテリー)等を整備しておく。また、断水時に機能する自家発電設備及び移動式簡易発動発電機、小容量バッテリー等の確保に努めるとともにこれらの定期的なメンテナンスを行う。

(2) 転倒防止のための措置

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を講じる。また、各種情報機器には、転倒防止措置を施す。

(3) スプリンクラー散水防止対策

多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、スプリンクラーからの散水により機器が使用不能とならないよう、散水防止に備える。

(4) システムのバックアップ体制の確保

無線ネットワークシステム等の多ルート化、バックアップシステムの別の場所への設置等により、庁舎が被災しても、情報通信機能が維持できるようなバックアップを整備する。

(5) 情報機器の整備点検

災害時に支障が生じないよう、情報機器や衛星携帯電話等の整備点検に努める。

2 情報収集・伝達体制の充実

(1) 基本事項

被害状況を迅速かつ正確に把握するため、地域別又は被害の種別ごとに、情報収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配付、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せを行う等、情報収集体制をあらかじめ整備しておく。

また、市は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、統括及び報告に当たらせる。

(2) 情報収集体制の充実

市内の被害状況等を把握するため、次の情報収集体制の整備を強化する。

- ア 屋上テレビカメラによる被害状況把握システム
- イ 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- ウ 既存の災害情報システム

- エ 白岡市防災行政用無線システム
- オ MCA 無線・IP 無線等を用いた移動通信システム
- カ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- キ 市民によるかけつけ通報等の受付

(3) 情報伝達体制の充実

市及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、市民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。

- ア 市の防災行政用無線
- イ アマチュア無線
- ウ タクシー無線
- エ テレビ（CATV システム、データ放送を含む）
- オ ラジオ（コミュニティ FM 放送、FM 文字多重放送を含む）
- カ インターネット（市のホームページ・白岡市安心安全メールサービス・緊急速報メール）
- キ デジタルサイネージ
- ク 白岡市公式 SNS
- ケ 広報車
- コ 道路情報表示板 等

3 情報処理・分析体制の整備

(1) 災害発生時に必要な情報の整理

情報の不足や不確実な情報による混乱が発生する可能性があるため、円滑に情報処理・分析が行えるよう、事前に準備すべき情報、必要となる情報を整理しておく。

ア 事前に準備すべき情報

(ア) 地域情報

地形、地質、人口、建築物、公共施設等に関する情報

(イ) 支援情報

防災組織、対策手順、基準等に関する情報

イ 必要となる情報

(ア) 観測情報

気象台、水位観測所、地震計等からの情報

(イ) 防災気象情報

台風情報、気象警報・注意報などの気象庁・気象台から発表される情報

(ウ) 被害情報

物的被害、人的被害、機能的被害に関する情報

(エ) 措置情報

市、県及び防災関係機関の行う対策に関する情報

(オ) 生活情報

ライフライン等生活に関する情報

(2) 災害情報データベースシステムの整備

日頃から災害に関する情報を収集し、災害発生時にこれらの情報が活用できるように災害情報のデータベース化を図る。

なお、災害情報のデータベースには、地形・地質、災害履歴、建築物、道路・鉄道、ライフライン、避難所等のデータを整備する。

4 職員の情報通信設備の使用方法的習熟

通信施設を有効に運用できる職員の配置及び参集体制を確立するため、日頃から担当職員の教育及び育成に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

また、情報通信設備の点検及び試験並びに通信訓練（通信網の単独及び防災関係機関と連携した運用等）を行い、使用方法の習熟を図る。

次の点を考慮して情報通信設備の運用を図る。

(1) 管理者の責務

各管理者の防災業務の認識とその環境づくりに努める。

(2) 担当者の指名と交替要員の確保

市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、誰がどのような情報を収集するかを明確にし、組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。また、自主防災組織、市民への情報伝達を円滑に行えるよう、担当者の任務の正しい認識及び交替要員の確保に努める。

(3) 関係機関との調整

市は、ライフライン関係機関をはじめ、防災関係機関が所管する施設等の被害に関する情報、応急対策の実施状況に関する情報が災害時に円滑に得られるよう、防災関係機関との連携強化に努めるとともに、関係機関との通話試験及び方法並びに通信訓練を定期的実施する。

(4) 使用方法の習熟

市の防災行政用無線等の情報通信設備の使用方法を習熟させるため、次に示す訓練等を実施する。

なお、通信方法、通話試験方法、平常時点検及び随時点検の実施方法並びに総合点検の実施方法のマニュアル化を図っておく。

ア 平常業務における運用（防災行政用無線業務）

イ 通話試験の実施

ウ 平常時点検及び随時点検の実施（技術的知識の醸成）

エ 総合点検の実施（保守業者及び専門知識を持つ職員の活用）

オ 個別通信訓練の実施

カ 他の機関と連携した訓練（「非常通信協議会」等）

キ 総合通信訓練の実施

ク 災害想定通信訓練の実施

ケ 点検マニュアルの整備

5 災害情報のための電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

第4 ボランティア等の活動支援体制の整備

【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】

大規模災害発生時には、被災地内外から様々なボランティアが多数集まってくることが予想されるため、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

1 災害ボランティアの支援及び活動環境の整備

市は、NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。そのため、彩の国会議、白岡市社会福祉協議会と連携して参集したボランティアを円滑に受入れるための次の事前対策を講じていく。

- ア 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- イ 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ウ ボランティアのための活動拠点の候補地を選定

2 ボランティア関係機関等との情報共有

市及び白岡市社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

3 ボランティア団体等の把握

市及び白岡市社会福祉協議会は、災害時に、迅速にボランティアの派遣要請が行えるよう、ボランティア団体の活動内容、連絡先等を把握しておく。

4 ボランティアコーディネーターの養成

市及び白岡市社会福祉協議会は、ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

第5 消防力の強化

【消防署】【安心安全課】

市は、消防署と協力して火災に迅速に対応する対策計画を策定し、次のとおり活動体制の整備に努める。

1 消防体制の充実

- (1) 消防団員の養成、資質の向上
- (2) 消防団員の非常招集体制の確立
- (3) 消防団の育成

消防団は、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。市は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、市民への防災指導に努める。

また、消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

- (4) 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で市民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

- (5) 消防施設・車両・資機材等の整備

消防署は、震災対策に有効な消防資機材の充実を図る。消防団は、必要な消防資機材を整備する。また市及び県は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発、消防団分団施設の耐震化（補強）や建替えに努める。

- (6) 消防応急無線、消防通信設備の整備

迅速、確実な消防体制を図るため消防通信指令台の高機能化を進めるとともに、他の消防機関及び消防署間における効率的な情報収集及び連絡体制の強化を図る。

2 消防水利及び進入路の確保

- (1) 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

- (2) 地域の状況に対応した消防水利の配置
- (3) 住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備

3 協力応援体制の確立

- (1) 他市町村の消防機関・消防団の応援受入及び円滑に活動するために必要な支援
- (2) 市と消防署との一体的な災害対策の推進
- (3) 自主防災組織の育成と活性化

■資料-8 消防機械一覧表

■資料-9 消防団消防車両一覧表

■資料-10 白岡市消防団一覧

第6 救急救助

【消防署】

1 救急救助体制の整備

消防署は、消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制の確立に努める。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、およその搬送順位を決定しておく。

(3) 搬送経路

搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を確認する。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

第7 医療救護

【子育て支援課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】

医療体制を確保するため、平常時から災害直後の初期医療、傷病者の搬送先後方医療体制(救急病院等)及び近隣市町村との医療応援体制の整備を図る。また、自主防災組織等によ

る自主救護活動体制の整備に努める。

なお、次の点に留意して医療体制の整備を図る。

(1) 初期段階の救急医療体制の充実

災害発生直後は、119 番回線の不通又はふくそうや交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る。

(2) 医療救護活動のマニュアル化

効果的な医療救護活動を行うため、医療需要が時間経過や局面によって異なる点に配慮し、活動マニュアル等の整備に努める。

1 初期医療体制の整備 【健康増進課】

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び公的医療機関等並びに自主防災組織と協議し、事前に次の項目に関して計画を定めることとする。

(1) 救護所及び医療救護所の設置

(2) 救護班及び医療救護班の編成、出動

(3) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

2 職員による救護体制の支援 【健康増進課】【子育て支援課】【消防署】

市は、職員が応急救護活動の支援・補助を行えるよう、定期的に応急手当訓練を実施し、救護技術の向上を図る。

3 自主防災組織等による自主救護体制の整備 【安心安全課】【健康増進課】【消防署】

市は、初期医療を円滑に行うため、自主防災組織等の救護班が救護所などにおいて軽微な負傷者に対して応急救護活動を実施するための体制づくりを支援する。

また、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の普通救命講習会等を踏まえ応急救護能力が強化されるよう指導していく。

4 救急医療機関の災害時の対応力の強化 【消防署】【各医療機関】

救護班の応急処置に続き初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

5 医薬品等の確保 【健康増進課】

市は、医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるとともに、市内の販売業者、薬剤師会等と連携し、ランニング備蓄*の推進を図る。また、災害時に市内の販売業者、薬剤師会が医薬品、医療資機材等を提供していただけるよう、市内の販売業者、薬剤師会との協力体制の整備に努める。必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

※ランニング備蓄：医薬品等卸売業者との委託契約により、鎮痛剤、シップ剤、外皮用軟膏、感冒剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、脱脂綿、ガーゼ、包帯、絆創膏などを確保すること。

6 後方医療体制の整備 【安心安全課】【消防署】【各医療機関】

(1) 後方医療体制

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を受入れ、治療及び入院等の救護を行う医療機関を後方医療機関と位置づける。

なお、後方医療機関は、地域災害拠点病院を中核とし、県立病院、国立病院、公立病院等の地域の中心となる病院とする。

利根保健医療圏に係る地域災害拠点病院及び災害時連携病院*並びに県内の基幹災害

拠点病院は、次のとおりである。

※災害時連携病院の主な活動内容

- ・災害拠点病院と連携し、中等症患者や容態の安定した重症患者の受入
- ・県内で活動する災害派遣医療チーム「埼玉地域DMAT」の派遣

【利根保健医療圏に係る地域災害拠点病院】

令和5年6月現在

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
医療法人徳州会 羽生総合病院	348-8505	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888

【利根保健医療圏に係る災害時連携病院】

令和5年1月現在

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
社会医療法人ジャパンメディカル アライアンス 東埼玉総合病院	340-0153	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311
医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	349-0217	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661

【県内の基幹災害拠点病院】

令和5年6月現在

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3411
さいたま赤十字病院	333-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111

■資料-11 災害拠点病院一覧表

■資料-12 救命救急センター一覧表

(2) 後方医療機関の機能

後方医療機関に求められる主な機能は、次の3つである。

- ア 既存入院患者などの治療の継続
- イ 災害による傷病者の受入
- ウ 救護班の派遣

(3) 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となるべき医療機関は、災害時に医療機能を確保するため、主に次の防災措置について整備を図る。

- ア 医療施設等の耐震化及び不燃化
- イ 医薬品、救急救護資機材の備蓄及び配備
- ウ 飲料水及び食糧の備蓄及び配備
- エ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- オ 医療要員の非常参集体制の整備
- カ 救護班の編成

- キ 傷病者の円滑な受入体制の整備
- (4) 後方医療機関の受入状況等情報連絡体制の整備
救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と市消防機関等間における十分な情報連絡機能を確保すべく、災害時医療情報連絡体制の整備を図る。

第8 避難 **【安心安全課】【各施設の所管課】**

風水害が発生した場合は、洪水等により、市民の避難を要する地域が数多く出現することが防災アセスメント調査結果から得られている。

このため、安全確保がされた自宅等での垂直避難が可能な場合、在宅避難に努めるよう周知する。また、安全確保が困難な地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、流出等により住居を失った被災者を一時収容又は保護するため、市民の避難について適切な避難予防対策の確立に努める。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

1 避難所等の指定及び整備 **【安心安全課】【各施設の所管課】**

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

避難者は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために指定緊急避難場所に避難し、被害の状況を確認したのち、浸水や流出等により自宅に帰宅できない被災者については、被災者の生活環境を確保するために一定期間、指定避難所で収容する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。避難所等一覧を「風水害対策編第3章第12節第5避難所の開設」に記載する。

【指定緊急避難場所・指定避難所の区分及び内容】

区分	内容
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。
指定避難所	指定避難所は、災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。

(2) 支援避難所の指定

避難所だけではすべての避難者を収容できない場合、集会所や自治会館等を支援避難所として位置づける。最近の新型コロナウイルス感染症対策により、指定避難所の収容人数を制限する可能性があるため、平常時からできる限り多くの避難所の確保を検討しておく。

(3) 福祉避難所の指定

高齢者、障がい者等の要配慮者に対する二次的避難の利用を目的として福祉避難所を指定促進する。福祉避難所の増設に当たっては、別途「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、その内容に従って進めていくこととする。

また、生活相談員等の確保が比較的容易である社会福祉施設（民間施設を含む）等と、災害時の受入体制及び移送体制等が確保できるよう、協定を締結することを検討しておく。

(4) 要配慮者のための避難所における福祉避難室の検討

指定避難所となっている各施設の所管課は、多人数での共同生活が困難な障がい者等の収容や、介護や医療相談等を受けることができる空間として、指定避難所に福祉避難室を整備することを想定し、空き教室等の独立した空間や物資・器材等の事前整備に努める。

(5) 避難所等の整備

ア 災害に対する安全性の確認

避難所に指定した施設については、災害に対する安全性を点検し、避難所の開設時の判断資料とするほか、対象地域の市民に対しても周知する。市は、地域性、施設及び周囲の安全性、収容人員等を考慮し、指定避難所、支援避難所及び福祉避難所を指定する。

また、安全な避難を確保するため、市民にわかりやすい通学路を避難路に指定し、その他周辺状況を踏まえ、幹線道路等の避難路への指定に努める。

イ 良好な生活環境の確保

(ア) 指定避難所に指定した施設については、施設管理者は、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等生活環境が良好に保たれるよう配慮するものとする。

(イ) 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

(ウ) 指定避難所には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の維持及び整備に努める。

(エ) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

ウ 機能の強化

避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源、燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

<避難所環境の整備・電源や燃料の多重化（例）>

(ア) LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置

(イ) 停電対応型空調機器の設置

(ウ) ガスコージェネレーションの設置

(エ) 太陽光発電や蓄電池

(オ) ソーラー付LED街灯

エ 感染症対策用資材の備蓄

新型コロナウイルス等の感染症対策として、有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

・基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など

・避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など

・避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、ガウン、フェイスシールド など

・その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド など

2 避難計画の策定

【安心安全課】

(1) 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織、行政区等を通じて、避難体制の確立に努める。

- ア 避難情報発令の判断基準及び伝達方法
 - イ 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - ウ 避難所への経路及び誘導方法
 - エ 避難所開設に伴う被災者救援活動に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
 - オ 避難所の管理・運営に関する事項
 - (ア) 管理・運営体制の確立
 - (イ) ボランティアの受入
 - (ウ) 避難収容中の秩序保持
 - (エ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (オ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (カ) 避難者に対する各種相談業務
 - (キ) 感染症対策
 - カ 広域避難地等の整備に関する事項
 - (ア) 収容施設
 - (イ) 給水施設
 - (ウ) 情報伝達施設
 - キ 避難所等の周知に関する事項
 - (ア) 市等による広報紙や市のホームページを利用した広報
 - (イ) 案内板等の設置（誘導標識、避難所案内図、避難所表示版）
 - (ウ) 防災訓練の実施
 - (エ) 市職員による市民に対する巡回指導
 - ク 災害時における情報伝達手段に関する事項
 - (ア) 市の防災行政用無線
 - (イ) 広報車
 - (ウ) 自主防災組織、行政区
 - (エ) 白岡市安心安全メール
 - (オ) 緊急速報メール
- (2) 避難計画の見直し
- 市は、策定した避難計画に対し、次の点に留意し、随時、見直しを行う。
- ア 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
 - イ 避難所単位での物資・資機材の備蓄
 - ウ 避難所の管理・運営体制
 - エ 福祉避難所の設置
 - オ 災害対策本部との情報連絡体制
 - カ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員との役割分担
 - キ 被災者の自立支援

3 各施設の避難計画 **【安心安全課】【各施設の所管課】【消防署】**

(1) 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

ア 病院

健康増進課は、病院と協力して患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、収容施設の確保、移送の実施方法等に関して把握し、避難の万全を期する。

イ 高齢者、障がい者、児童等の社会福祉施設

福祉課、高齢介護課は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、市社会福祉協議会、施設管理者の協力の下、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保について把握し、避難の万全を期する。

ウ 高層ビル、駅等の不特定多数の人が出入りする施設

安心安全課は、施設管理者と協力して、それぞれの地域特性や人の行動、心理の特性を考慮したうえで、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に関して周知徹底を図り、避難の万全を期する。

エ 工場、危険物保有施設

消防署は、危険物、その他火薬類、液化石油ガス等の爆発、引火するおそれのある物品を貯蔵する建築物又は設置場所等の実態把握若しくは法令規制違反事項の是正に努める。また、危険物取扱者等に対する法令講習の実施及び消防訓練の指導等、防災教育の徹底を図り、避難の万全を期する。

オ その他公共施設

指定避難所となり得る公共施設の管理者は、施設の安全を確認したうえで、避難経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保について把握し、避難の万全を期する。

(2) 学校等の避難計画

教育総務課、教育指導課は、学校等において、多数の児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を講じる避難計画を定めるよう支援する。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

風水害発生時における児童及び生徒の生命の安全を確保するため、あらかじめ防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、小中学校管理規則等に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件（浸水想定区域内外）及び施設・設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(イ) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その機能を十分に発揮し適切に行う。

(エ) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

a 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。
なお、消防用設備等についても点検する。

b 定期点検の実施

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、綿密に機能等を点検する。

イ 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の児童・生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し、的確な判断の下に統一のとれた行動がとれるようにする。

避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、地域防災計画に基づき、消防署、警察署、他市町村及び自治会等と密接な連携の下、安全性の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(3) 高層集合住宅等の避難計画等

高層集合住宅では、災害時の避難に困難を伴うため、市民及び管理者は、次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、市等の協力を得て必要な訓練等を実施し、避難の万全を期する。

- ア 自主避難の適切な判断
- イ 避難情報の迅速な伝達
- ウ ヘリコプター、はしご車等による救出
- エ 居住者の把握
- オ 倒壊救出対策

4 避難誘導体制の確立

(1) 避難誘導体制の確立

市民の避難行動は、自発的な自主避難による避難行動も予想される。そのため、災害発生時の避難誘導は、安全を確保することを前提に、冠水箇所や危険箇所を把握のうえ、安全な自主避難に合致したものとなるよう避難誘導体制の整備に努める。

避難行動は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

(2) 案内標識、誘導標識等の設置

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、日頃から市民への周知を図るなど、速やかな避難ができるような対策を講じる。

(3) 夜間又は停電時の避難対策

夜間又は停電時における避難に備え、非常灯及び自家発電設備等の照明設備を整備する等の対策を検討する。また、市民に対しても、懐中電灯等を各家庭で準備しておくように周知を図る。

(4) 避難路等の周知

中心市街地等で狭隘な道路が多い地区における避難については、複数の被害想定を立て、避難所への避難訓練を含む市民参加の防災訓練等を実施し、自主防災組織等と一体となり、迅速な避難行動がとれるよう日頃から市民に周知を図るなど啓発活動を行う。

(5) 避難所要員、誘導員の配置

災害時には、「避難所運営職員等一覧表」に従って避難所等に避難所要員を配置するほか、久喜警察署と連携してアンダーパスなどの危険箇所や道路の要所に誘導員を配置するなどの避難誘導の実施及び各避難所の収容状況を確認し、避難所へ誘導する等の体制づくりを今後検討する。

(6) 広域避難の連携体制

市は、広域地域間における円滑な連携活動のあり方を検討するため、周辺市町等からなる協議会を設けるなどの連携体制の構築を図る。

5 避難所運営マニュアルの策定

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を実施するため、県が策定した「避

難所の運営に関する指針」及び「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な「避難所運営マニュアル」を作成する。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

- (1) 避難所の開設手順（特に鍵の管理を含めた夜間、休日等の対応）
- (2) 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- (3) 避難所の管理・運営体制
 - ア 避難所の管理責任者
 - イ 自主防災組織等が参加した運営体制
- (4) 災害対策本部との情報連絡体制
- (5) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員との役割分担

6 ヘルプカードの配付

在宅の要配慮者に対する避難所における的確な支援のため、あらかじめ「望む援助、避難先等」を記したヘルプカードを作成し、周囲への伝達準備をしておくことが有効である。市は、在宅の要配慮者に対してヘルプカードを配付し、各々が必要事項を記入しておくよう指導する。

第9 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備 【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【上下水道課】【経営課】

「震災対策編第2章第8節第8 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備」を準用する。

第10 帰宅困難者（帰宅抑制）対策 【安心安全課】【教育指導課】【生涯学習援課】

「震災対策編第2章第8節第9 帰宅困難者（帰宅抑制）対策」を準用する。

第11 遺体の埋・火葬 【市民課】

1 遺体収容所の選定

市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合又は火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備え、あらかじめ関係業者又は他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第12 廃棄物処理対策 【環境課】

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。

また、指定避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害時における廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目的として、「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成29年3月）」に準じ、災害廃棄物の処理のため必要な事項を定めた「白岡市災害廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定している。計画は、県の被害想定の見直しや市の状況により、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 ごみ処理体制の整備

市は、ごみの処理体制について、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な相互応援体制の整備を図る。

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民等からの問い合わせへの対応が必要となることが想定される。

市は、このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、災害時における廃棄物の処理について、平常時から様々な機会を通じて広報・啓発を行うものとする。また、災害発生時には、多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報提供を行うものとする。

3 し尿処理体制の整備

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害等によりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。

そのため、市は、仮設トイレ等し尿処理に必要な資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

4 仮置場（一時集積場所）の確保

大規模災害で発生した大量の災害廃棄物の焼却処分、最終処分を短期間で実施することは、困難な場合が想定される。

そのため、市は、災害廃棄物発生量の推計及び必要となる仮置場の面積を算定するとともに、災害発生時には、既に選定済の仮置場候補地の中から仮置場を決定し、速やかな開設を行うものとする。

また、災害により死亡したペット等については、飼い主の心情に留意した管理を行う必要があることから、ペットに係る災害対策について別途検討を進めるものとする。

第13 防疫対策

【子育て支援課】【健康増進課】【環境課】

1 防疫活動組織

市は、県の組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を策定する。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫及び保健衛生用器材について、必要な資機材を調達する。

第14 応急住宅対策

【建築課】

住宅の損壊又は焼失により、多数の市民が住居を失い、さらに多くの市民がライフラインの途絶の長期化による生活支障のため、自宅での居住が困難となる。従って、仮設住宅の設置によって、一時的な住宅の緊急確保を図る。

1 応急措置の相談

被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故を防止するための市民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導の実施、相談を受ける等の運用体制の確立に努める。

- (1) 県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、市と連携して、被災建築物応急危険度判定士を育成する等その実施体制の整備を図る。また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について市民への普及啓発を行う。
- (2) 市は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動等や、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

2 応急仮設住宅の準備

(1) 応急仮設住宅の事前計画

ア 事前の用地選定の考え方

市は、応急仮設住宅適地の基準に従い、市公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。私有地については、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。建設用地の選定基準については次のとおりとする。

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- (カ) 工事車両のアクセスしやすい場所
- (キ) 既存生活利便施設が近い場所
- (ク) 造成工事の必要性が低い場所

イ 設置事前計画

県及び市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

- (ア) 応急仮設住宅の着工時期
- (イ) 応急仮設住宅の入居基準
- (ウ) 応急仮設住宅の管理基準
- (エ) 要配慮者に対する配慮

ウ 適地調査

市は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

■資料-13 応急仮設住宅の設置候補場所

第15 動物愛護

【環境課】

災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の避難者とのトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(1) 所有者明示に関する普及啓発

市、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第16 文教対策

【教育総務課】【教育指導課】

児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

1 市

所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を策定しておく。

2 校長等

学校の立地条件などを考慮し、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。

災害の発生に備えて次のような措置を講じる。

- (1) 市の地域防災計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、地震発生時の対応を検討し、その周知を図る。
- (2) 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- (3) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- (4) 勤務時間外における所属教職員への連絡先や非常招集の方法を定め、教職員に周知する。
- (5) 突発的な地震災害に対処する防災訓練を行う。

第17 要配慮者の安全対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災等の過去の災害の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められ、さらに令和3年の法改正により個別避難計画の作成が努力義務となった。

市及び県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 内閣府（防災担当）」（以下、「取組指針」という。）を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

1 基本的な考え方

(1) 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに市民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共施設等の人が多く集まる施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 災害時の要配慮者に係る定義

ア 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱い者、外国人などの災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等に当たり、特段の手助けが必要な者のことをいう。

イ 避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者のことをいう。

社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことをいう。

ウ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことをいう。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織をあげているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根ざした幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

(3) 適時・的確な避難情報の発令・伝達

市は、地域の浸水特性や避難環境、要配慮者の避難に要する時間を踏まえ、適切な避難情報の発令基準を検討する。

市は、障がい者に対するインターネットやテレビの字幕放送、ラジオ放送、メール読み上げ機能付きの携帯電話など多様な情報伝達手段の活用による確実な情報伝達の実現に努める。

(4) 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動のなかで在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 避難行動要支援者の安全対策

(1) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県知事その他の者に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

名簿に記載する者の範囲及び記載事項は次のとおりとする。

ア 名簿に記載する者の範囲

- (ア) 75歳以上の高齢者でひとり暮らしの者
- (イ) 75歳以上の高齢者のみの世帯
- (ウ) 介護保険で要介護の認定を受けた者
- (エ) 身体障害者のうち、身体障害者手帳1級又は2級の者
- (オ) 知的障害者のうち、療育手帳④又はAの者
- (カ) 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の者
- (キ) その他支援を必要とする者

イ 名簿に記載する事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。そのため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。

なお、平常時から名簿情報を外部提供するために、避難行動要支援者の同意を得るよう努める。

また、災害の発生時、又は発生のおそれが生じた場合において、避難行動要支援者本人の同意に関わらず、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

(5) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とする。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

(6) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制について検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

(7) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市においては個人情報保護の管理徹底について説明を行うなど適切な措置を講じるよう努める。

(8) 個別避難計画の作成

令和3年5月の災害対策基本法改正により、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるとともに、「取組指針」が改定された。これを受け、市は、関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、個別避難計画作成に同意の得られた優先度の高い者から「取組指針」に準拠し、個別避難計画の作成に取り組むものとする。

ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿記載の避難行動要支援者のうち、市が作成したハザードマップで危険な区域に住む者とし、作成目標期間は、改正法施行後からおおむね5年程度とする。

個別避難計画を作成する取組を進めるためには、避難行動要支援者本人、避難支援等実施者をはじめとする庁内・庁外の関係者に制度の理解を得ることが重要であることから、市が有する各種の広報ツール(ホームページ、SNS、広報しらおか等)、人的ネットワーク、各種の説明会などの機会、公共施設などを活用し、制度の周知に努める。

イ 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定するものとする。その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根ざした幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めるものとする。

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める

また、避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者(本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など)から情報を把握するものとする。

エ 個別避難計画の更新に関する事項

(ア) 更新の契機

- ・本人、家族の申出があった場合(意向、申出、届出)
- ・平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認した場合
- ・自主防災組織や自治会を通じて点検を呼びかけた場合

(イ) 更新が必要となる事情の変更があった場合

- ・避難行動要支援者の状態(転居、心身の状況等)
- ・災害時の情報伝達(緊急連絡先、情報伝達手段等)
- ・避難誘導等(避難支援等実施者、避難先、移動手段等)

(ウ) 更新の周期

- ・本人又は支援者から変更の届出があった場合に随時修正
- ・避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う

オ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

個別避難計画情報の避難支援等関係者への提供に当たっては、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないことがないように、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供する。情報提供の際には、情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い個別避難計画等を回収し、粉碎して処分する。

カ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全確保は「(5) 避難支援等関係者の安全確保の措置」に準ずるものとする。

(9) 防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 施設管理者

ア 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の「2 避難行動要支援者の安全対策」を準用する。

職員の初期対応や指揮命令システムを定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図り、市は、これを指導する。

イ 緊急連絡体制の整備

(ア) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

(イ) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制を確立する。

ウ 避難誘導體制の整備

施設管理者は、避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

エ 施設間の相互支援システムの確立

市は、市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建築物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させる、又は相互の職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制、他施設への職員の派遣体制の整備を行う。また、施設管理者は市内又は近隣市町における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう努める。

オ 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、通常の避難所では生活が困難な在宅の要配慮者を受入れるための体制整備を行う。

カ 食糧、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとし、市は、これを指導する。

- (ア) 非常用食糧（老人食等の特別食を含む）（1週間分以上、最低3日分以上）
- (イ) 飲料水（1週間分以上、最低3日分以上）
- (ウ) 常備薬（1週間分以上、最低3日分以上）
- (エ) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- (オ) 照明器具
- (カ) 熱源
- (キ) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

キ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識の普及啓発を定期的
に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」を周知徹底し、消防署や地域住民
等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓
練を定期的に実施し、市は、これらを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受入
れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、
市はこれを促進する。

ク 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及
び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日頃から近隣の行政区やボラン
ティア団体及び近くの小中学校・高校等との連携を図る。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との
連携を図る。

ケ 施設の耐震・不燃化対策

施設管理者は、建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修及び不燃
化を行う。

コ 搬送手段の確保

浸水想定区域内の施設管理者は、施設入所者等を他施設へ円滑に搬送するため、救命
講習を修了している運転手が勤務するタクシー事業者との協定締結等により、搬送手
段の確保を図る。

(2) 市

ア 情報伝達体制の整備

社会福祉施設を支援するために、施設入所者の搬送・移送に必要な時間を考慮し、
気象情報、河川の水位情報、氾濫情報、避難情報を適切なタイミングで伝達できる情
報伝達体制を整備する。

イ 災害対策を網羅した消防計画の策定

計画及びマニュアルの策定、職員、入所者への周知徹底を指導する。

ウ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化し、施設の建築物が崩壊した場合は、入所者を
他の施設に一時的に避難させる、又は職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援
できるシステムを確立する。

エ 社会福祉施設等の耐震・不燃化

施設管理者は、建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修、不燃化を行うよう
指導する。

4 要配慮者全般の安全対策

(1) 緊急通報システムの整備

市は、的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の
促進及び緊急通報システムの整備・維持に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車椅子利用者にも支障のない出入口のある避難所の整備、明瞭で見やすい大きさの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、既存の集客施設に対しては、これを促進する。

(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、FAXの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(4) 地域との連携

ア 支援体制の強化

市は、要配慮者の避難・救助において、地域の連携が非常に重要となるため、病院、社会福祉施設、介護施設、行政区、自主防災組織、自治会、民生委員、災害ボランティア団体等と連携を図り、支援体制の強化に努める。

イ 社会福祉施設との連携

市は、介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日頃から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用を図る。

ウ 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。

(5) 相談体制の確立

市は、被災者からの相談（経済、雇用、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備する。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保する。

(6) ヘルプカード

市は、要配慮者が必要としている援助の内容がわかるカードの作成、配付及びその周知に努める。

5 外国人の安全対策 【安心安全課】【地域振興課】

(1) 外国人の所在の把握

外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように日頃から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記を進め、外国人にもわかりやすい案内板の設置に努める。

また、市は、案内板のデザインの統一化について検討する。

(3) 防災知識の普及啓発

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを

通じて配布を行い、防災知識の普及啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用し、生活情報や防災情報などの日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練への参加

日頃から外国人の防災認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第5節 水害予防対策

第1 治水対策

1 現状

都市化が進み、保水・遊水機能を有する農地等が減少したため、大雨時の出水による道路や住宅等の冠水・浸水が生じるようになってきている。

また、集中豪雨や台風等が多数発生していることから、迅速な水害等の対応が求められているため、計画的な治水対策を図る必要がある。

2 整備方針

雨水排水施設の整備を進めるとともに、河川・池沼の効率的な維持・管理・改良を行う。また、河川改修、調節地等の整備を県に要望し、保水・遊水機能を有する農地の維持・保全等により総合的な治水対策を推進する。

第2 水防法に基づく浸水想定区域の周知等

1 洪水ハザードマップの作成・公表

(1) 国が管理する河川

国管理河川の洪水浸水想定区域図は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm、利根川上流域の八斗島上流域の72時間総雨量491mm）、があった場合に浸水が想定される区域を表示したもので、本市には、荒川水系荒川、利根川水系利根川、利根川水系小山川（大臣管理区間）の3河川が関係している。

洪水浸水想定区域が指定・公表された場合、市は、水防法第15条に基づき、地域防災計画に、洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項、洪水浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設等を記載するとともに、これらについて、ハザードマップを作成し、住民等に周知しなければならないとされていることから、市では令和4年4月に洪水ハザードマップを作成、公表している。

(2) 県が管理する河川

県が管理する河川のうち、水防法で指定されている洪水予報河川・水位周知河川において、本市に係る洪水浸水想定区域（想定最大規模）はないが、県は、水防法で指定されている洪水予報河川・水位周知河川以外の本市に係る河川について、令和2年5月に「中川流域水害リスク情報図（白岡市）」として公表している。

水害リスク情報図が公表された場合、「埼玉県管理区間の氾濫に関する減災対策協議会」の構成員となっている市町村は、市町村地域防災計画に洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項等を記載するとともに、これらについてハザードマップを作成し、住民等に周知するとされていることから、市は国管理河川の洪水ハザードマップと併せて公表している。

2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域に対して、次に掲げる事項について定める。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難場所その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

- (4) 浸水想定区域内（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。）

- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市は、市地域防災計画に上記（4）に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、市地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記（4）の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

＜要配慮者利用施設＞

- ・ 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- ・ 計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施及び市町村長への報告（義務）
- ・ 自衛水防組織の設置（努力義務）

＜大規模工場等＞

- ・ 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
- ・ 計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- ・ 自衛水防組織の設置（努力義務）
- ・ 計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市への報告（義務）

第3 地盤沈下対策

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、地下水をリアルタイムで監視するテレメーターシステムを平成14年に導入し、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、市は、地盤沈下対策として「埼玉県生活環境保全条例」により第1種指定地域に指定されており、地下水の採取が規制されている。

第3章 風水害応急対策計画

第1節 応急対策の活動体制

市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を県知事に要請するなど、災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

第1 活動体制及び配備基準

【全職員共通】

1 配備体制

市における風水害対策に係る配備体制及び配備基準は、次のとおりである。

【配備体制及び配備基準】

配備体制	配備基準	活動内容
待機体制	1 大雨、洪水、強風等の注意報（注1）が発表されたとき。 2 24時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき。 3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「水防団待機水位」を超えたとき。 4 その他、総務部長が必要と認めたとき。	通常の組織で情報収集や連絡活動が行える体制とする。
警戒体制	1 暴風、大雨、洪水等の警報（注1）が発表され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 12時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき。 3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「避難判断水位」に達したとき。 4 その他状況により副市長が必要と認めたとき。	情報の収集伝達活動を強化するとともに、小規模な災害の発生に対処できる体制とする。
非常体制 第1配備 (災害対策本部の設置)	1 暴風又は大雨特別警報（注1）が発表され、重大な災害の発生するおそれが著しく大きいとき。 2 市内に局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき。 3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「氾濫危険水位」に達したとき。 4 その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を庁議室に設置し、局地災害に直ちに対処できる体制をとるとともに、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる体制とする。
非常体制 第2配備 (災害対策本部の設置)	1 市内に相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 荒川、利根川の各観測地点の水位（注2）が「氾濫危険水位」を超え、重大な災害の発生するおそれがさらに高まったとき。 3 その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を庁議室に設置し、救助・救護活動を行い、災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。また、市民の避難を完了させるとともに、新たに氾濫が及ぶ区域の避難誘導及び逃げ遅れた市民の救助を行う。

注1) 特別警報・警報・注意報については、「風水害対策編第3章第3節第1 2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準」を参照のこと。

注2) 利根川、荒川の各観測所の水位については、「風水害対策編第3章第3節第2 2 国土交通大臣の水防警報」を参照のこと。

配備体制の決定権者及び決定権者の代理者は、次のとおりである。

【配備体制の決定権者及び代理者】

配備体制の決定権者		決定権者の代理者		
		第1順位	第2順位	第3順位
待機体制	総務部長	安心安全課長	総務課長	企画政策課長
警戒体制	副市長	総務部長	安心安全課長	総務課長
非常体制第1配備	市長	副市長	教育長	総務部長
非常体制第2配備	市長	副市長	教育長	総務部長

2 体制の解除、本部の廃止及び移行

【体制の解除、本部の廃止及び移行】

配備体制	体制の解除、本部の廃止及び移行
待機体制	<p>総務部長は、次の基準に達した場合、待機体制を解除する。市長にこの旨を連絡する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 待機体制の原因となった注意報等による被害が認められないとき。 2 気象情報の収集や連絡活動の必要性がなくなったとき。 3 気象警報の発表や台風の接近状況の変化により、待機体制では対処しきれず、警戒体制に移行する必要性が生じたとき。
警戒体制	<p>副市長は、次の基準に達した場合、警戒体制を解除する。市長にこの旨を連絡する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒体制の原因となった警報等による被害が認められないとき。 2 警戒活動の必要性がなくなったとき。 3 二次災害の拡大により、警戒体制では対処しきれず、非常体制第1配備に移行する必要性が生じたとき。
非常体制第1配備	<p>災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制第1配備を解除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常体制第1配備の原因となった風水害による被害が認められないとき。 2 局地的な被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 3 二次災害の拡大により非常体制第1配備では、対処しきれず、非常体制第2配備に移行する必要性が生じたとき。
非常体制第2配備	<p>災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制を解除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発生した被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 2 災害発生のおそれなくなり、警戒体制に移行するとき。

- 資料-14 災害に係る受付及び指令表
- 資料-15 警戒体制非常体制配備計画書

第2 配備体制と職員の配置

【全職員共通】

応急対策に必要な人員を確保するため、次のとおり職員を配備する。

【配備体制】

部（部長）	班	班長	配備体制			
			待機体制 水防団待機 水位	警戒体制 避難判断水位	非常体制 第1配備 氾濫危険水位	非常体制 第2配備 氾濫危険水位
総務部 （総務部長）	安心安全班	安心安全課長	●	◎	◎	◎
	総務班	総務課長		○	●	◎
	税務班	税務課長			●	◎
	市民班	市民課長			●	◎
	出納班	会計課長			●	◎
	議会事務局班	議会事務局長			●	◎
経営企画部 （経営企画部長）	企画政策班	企画政策課長		○	●	◎
	財政班	財政課長		○	●	◎
		D X 推進課			○	●
生活経済部 （生活経済部長）	地域振興班	地域振興課長			●	◎
	環境班	環境課長		○	●	◎
	商工班	商工観光課長			●	◎
	農政班	農政課長		○	●	◎
健康福祉部 （健康福祉部長）	福祉班	福祉課長		○	●	◎
	高齢介護班	高齢介護課長		○	●	◎
	援護班	保険年金課長		○	●	◎
	子育て支援班	子育て支援課長		○	●	◎
	こども保育班	こども保育課長		○	●	◎
	保健衛生班	健康増進課長		○	●	◎
都市整備部 （都市整備部長）	資材班	街づくり課長		○	●	◎
	土木班	道路課長		◎	◎	◎
	建築班	建築課長		○	●	◎
上下水道部 （上下水道部長）	上下水道庶務班	経営課長		◎	◎	◎
	上下水道班	上下水道課長		◎	◎	◎
教育部 （教育部長）	教育総務班	教育総務課長		○	●	◎
	教育指導班	教育指導課長		○	●	◎
	社会教育班	生涯学習課長		○	●	◎

◎：全職員

●：各班 1/3 以上（各班が定める）

○：当該災害に関係する職員又は災害対策本部長が必要と認める職員

第3 災害対策本部の設置

【全職員共通】

1 災害対策本部の設置

市長が非常体制を指令する必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

■資料-16 白岡市災害対策本部条例

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所庁議室に設置する。

なお、庁舎が浸水し、使用不可能が見込まれる場合は、市長の指示する代替施設に災害対策本部を設置する。

【災害対策本部代替施設リスト 風水害時】

順位	施設名	所在地	代表電話
1	白岡市生涯学習施設こもれびの森	白岡市千駄野 432	92-1111
2	菁莪中学校	白岡市下野田 927	92-1706

3 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときには、直ちに関係機関等に通知する。

【関係機関通知先リスト】

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県危機管理防災部災害対策課	県の防災行政用無線、電話、FAX、災害オペレーション支援システム	安心安全班（安心安全課）
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	安心安全班（安心安全課）
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）	電話、FAX	安心安全班（安心安全課）
久喜警察署	電話、FAX	安心安全班（安心安全課）
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、FAX	安心安全班（安心安全課）
議会	電話、FAX	議会事務局班（議会事務局）
報道機関	電話、FAX	企画政策班（企画政策課）
応援協定締結市町村等	電話、FAX	企画政策班（企画政策課）
市民	市の防災行政用無線、市ホームページ	企画政策班（企画政策課）

注）国（消防庁）へは、県に連絡できない場合通知する。

■資料-3 防災関係機関連絡一覧

第4 災害対策本部の運営

【全職員共通】

1 本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の震災応急対策に関する基本方針、重要事項の協議及び連絡調整を行う。

- (1) 本部会議の協議、調整事項
 - ア 震災応急対策の基本方針に関すること。
 - イ 動員配備体制に関すること。
 - ウ 各部間の調整事項の指示に関すること。
 - エ 避難指示に関すること。
 - オ 自衛隊に対する派遣要請に関すること。
 - カ 埼玉県、防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - キ 災害救助法の適用申請に関すること。
 - ク 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
 - ケ 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - コ その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。
- (2) 本部会議の事務分掌

本部長、副本部長及び本部員の事務分掌は、次のとおりである。

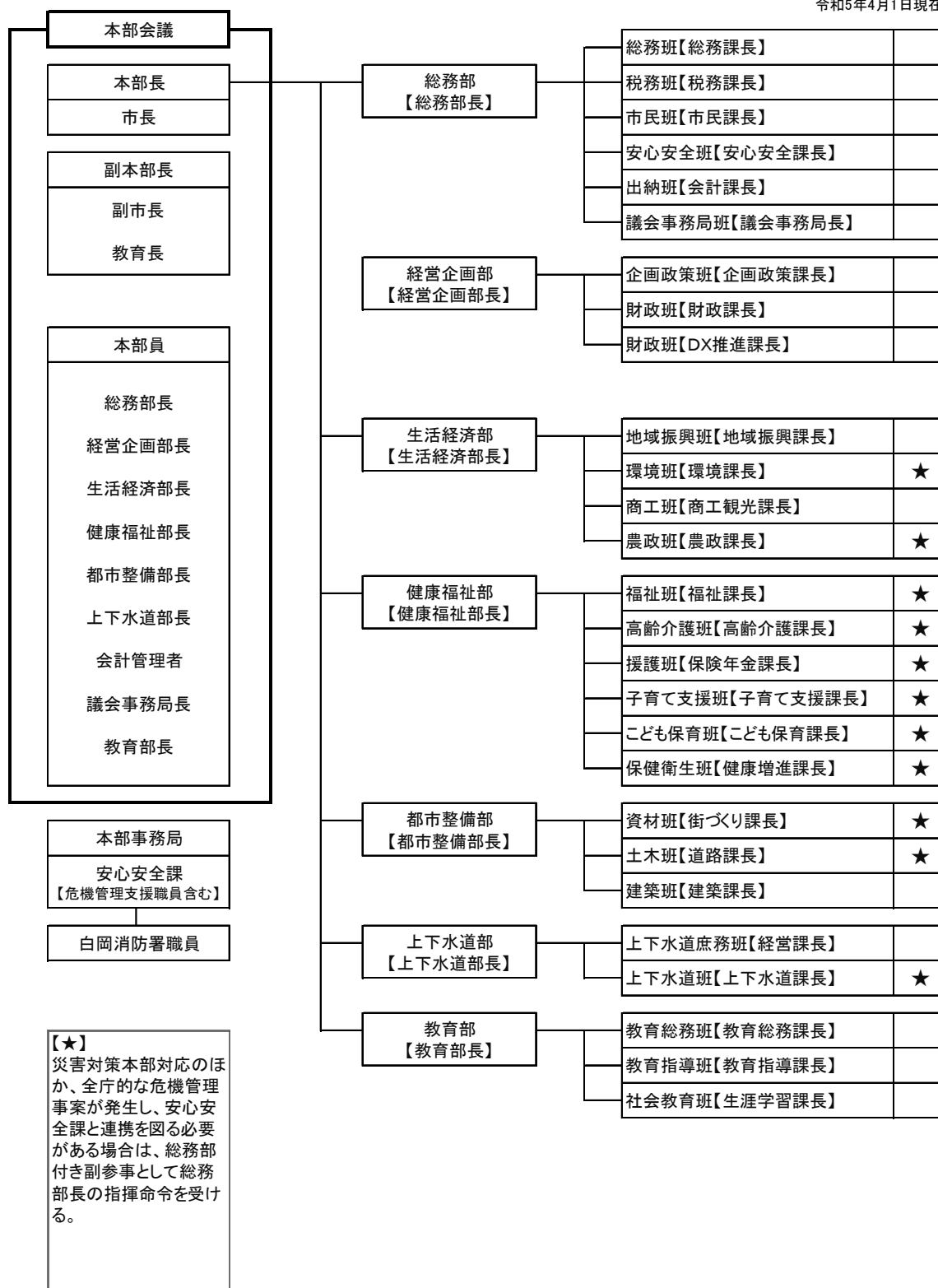
【本部会議の事務所掌】

職名	担当者名	事務分掌
本部長	市長	本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 (順位は副市長、教育長、総務部長の順とする。)
本部員	総務部長 経営企画部長 生活経済部長 健康福祉部長 都市整備部長 上下水道部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地に赴き各班の指揮をとる。
本部付	安心安全課長	本部会議の事務局として従事する。
	白岡消防署長が指名する消防職員	白岡消防署からリエゾンを派遣し、災害対策本部と白岡消防署との連絡調整を行う。

2 災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成、各班の事務分掌は、次のとおりである。

令和5年4月1日現在



【災害対策本部の組織構成】

◆ 共通事項

- (1) 部内の応援に関する事。
- (2) 他部の応援に関する事。
- (3) 所管する課の電子データの保全・バックアップに関する事。
- (4) 避難所の開設及び運営に関する事。

【総務部（総務部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
総務班 【総務課長】	総務課	1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 2 派遣職員及び被派遣職員等の人事並びに報酬に関する事。 3 他の機関、団体及び各部各班との連絡並びに調整に関する事。
税務班 【税務課長】	税務課	1 被災納税者の調査に関する事。 2 被災納税者の減免に関する事。 3 家屋被害認定調査及び罹災・被災証明の発行に関する事。
市民班 【市民課長】	市民課	1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害情報の収集伝達及び報告に関する事。 3 避難所収容者に対する情報及び指示等の伝達に関する事。 4 遺体の埋・火葬に関する事。
安心安全班 【安心安全課長】	安心安全課	1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2 市防災会議に関する事。 3 職員の動員及び人員配置に関する事。 4 避難指示に関する事。 5 自衛隊派遣要請に関する事。 6 防災行政用無線に関する事。 7 他の所管に属さない事。
出納班 【会計課長】	会計課	1 災害対策に必要な金銭の出納に関する事。 2 災害情報の収集伝達及び報告に関する事。
議会事務局班 【議会事務局長】	議会事務局	1 議会への報告に関する事。 2 災害情報の収集伝達及び報告に関する事。

【経営企画部（経営企画部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
企画政策班 【企画政策課長】	企画政策課	1 災害情報の収集、伝達及び報告に関する事。 2 災害情報等の市民に対する広報に関する事。 3 県、他市町村等への応援要請及び要員確保に関する事。 4 災害応急対策のとりまとめ及び調整に関する事。 5 災害の記録の収集及び編集保存に関する事。 6 報道機関への連絡及び対応に関する事。 7 本部役員の秘書に関する事。 8 災害復興計画の策定に関する事。
財政班 【財政課長】 【DX推進課長】	財政課 DX推進課	1 緊急予算編成及び資金調達に関する事。 2 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 人員・物資の緊急輸送に関する事。 4 自動車の借上調達及び配車の調整に関する事。 5 公用自動車の需要調達及び集中運用に関する事。 6 車両用燃料の調達に関する事。

【生活経済部（生活経済部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
地域振興班 【地域振興課長】	地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民相談窓口の開設に関する事。 2 災害ボランティアの要請及び受入に関する事。 3 自主防災組織、行政区との連絡調整に関する事。 4 安否情報の収集及び提供に関する事。 5 要配慮者（外国人）の支援等や情報発信に関する事。
環境班 【環境課長】	環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地等の消毒及び防疫に関する事。 2 し尿の収集、運搬及び処分に関する事。 3 災害廃棄物の処理及び清掃に関する事。 4 遺体の収容、安置等に関する事。 5 公害の監視及び環境保全に関する事。 6 放射能対策に関する事。 7 蓮田白岡衛生組合の被災情報の収集及び応急復旧の連絡調整に関する事。 8 避難所等の応急仮設トイレの設置に関する事。 9 動物愛護・保護及び情報交換に関する事。
商工班 【商工観光課長】	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 衣料及び寝具等生活必需品の調達に関する事。 2 商業及び工業の被害調査に関する事。 3 被災商工業者に対する融資に関する事。
農政班 【農政課長】	農政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物及び農業用施設等の被害状況調査並びに農家に対する金融措置その他対策に関する事。 2 農協等農業関係団体との連絡調整に関する事。 3 農業関係の災害復旧に関する事。 4 被災者用食糧（米、弁当、パン等の主食及び副食）の調達に関する事。 5 米穀業者及び食糧供給業者等関係業者との連絡調整に関する事。 6 炊き出しに関する事。

【健康福祉部（健康福祉部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
福祉班 【福祉課長】	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用申請に関する事。 2 身体障がい者等の救護に関する事。 3 災害義援金、救援物資等の受付、保管及び配布に関する事。 4 災害弔慰金の支給及び災害救助資金の融資に関する事。 5 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関する事。 6 被災者台帳の作成に関する事。 7 社会福祉施設の被害状況調査に関する事。 8 要配慮者に関する事。 9 要配慮者（障がい者）の支援等や情報発信に関する事。
高齢介護班 【高齢介護課長】	高齢介護課	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護高齢者の救護に関する事。 2 高齢者福祉施設の被害状況調査に関する事。 3 要配慮者（高齢者）の支援等や情報発信に関する事。
援護班 【保険年金課長】	保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 2 被災者の収容及び援護に関する事。
子育て支援班 【子育て支援課長】	子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の被害状況調査、利用児童等の救護及び復旧等に関する事。 2 避難所収容者に対する食糧及び生活必需品等救助物資の配布に関する事。 3 医療・助産救護に関する事 4 医療救護所の開設及び管理に関する事 5 傷病者の応急手当及び医師の派遣に関する事 6 救急薬品等の供給確保に関する事 7 感染症予防対策その他保健衛生対策に関する事
こども保育班 【こども保育課長】	こども保育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の被害状況調査、利用児童等の救護及び復旧等に関する事。 2 避難所収容者に対する食糧及び生活必需品等救助物資の配布に関する事。
保健衛生班 【健康増進課長】	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・助産救護に関する事。 2 医療救護所の開設及び管理に関する事。 3 傷病者の応急手当及び医師の派遣に関する事。 4 救急薬品等の供給確保に関する事。 5 感染症予防対策その他保健衛生対策に関する事。 6 保健所等関係機関との連絡調整に関する事。 7 被災者等の精神的ケアに関する事。

【都市整備部（都市整備部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
資材班 【街づくり課長】	街づくり課	1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事 2 公園及び駅前広場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 3 土地区画整理事業等の被害調査に関する事 4 復旧資材及び所要物品の調達に関する事
土木班 【道路課長】	道路課	1 土木関係被害状況の情報収集調査に関する事 2 道路、堤防、橋りょう等の危険防除及び応急復旧に関する事 3 災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運搬に関する事 4 道路等の障害物除去に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 6 道路の通行止め及び車両の誘導等に関する事 7 災害対策のための労務供給に関する事 8 その他土木に関する事
建築班 【建築課長】	建築課	1 建築物の被害調査に関する事 2 被災建築物応急危険度判定活動に関する事 3 被災宅地危険度判定活動の実施に関する事 4 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 5 建築業者等の連絡調整に関する事 6 被災者の住宅相談に関する事

【上下水道部（上下水道部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
上下水道庶務班 【経営課長】	経営課	1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事 2 部内の広報に関する事 3 部内の支援に関する事
上下水道班 【上下水道課長】	上下水道課	1 上水道施設の被害状況調査、応急復旧に関する事 2 応急給水に関する事 3 飲料水の水質検査に関する事 4 下水道施設の被害状況調査、応急復旧及び清掃に関する事 5 排水水路施設の操作整備に関する事 6 その他上下水道に関する事

【教育部（教育部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
教育総務班 【教育総務課長】	教育総務課	1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 2 教育関係災害復旧、応援及び救助予算の要求に関する事。 3 教育関係被害状況の調査報告に関する事。 4 災害時における学校給食に関する事。
教育指導班 【教育指導課長】	教育指導課	1 児童・生徒の安全確保に関する事。 2 被災児童・生徒の教育に関する事。 3 被災校の保健及び衛生指導に関する事。 4 被災児童・生徒の学用品の給付に関する事。 5 災害時における学校給食に関する事。 6 帰宅困難者対応に関する事。 7 その他学校教育に関する事。
社会教育班 【生涯学習課長】	生涯学習課	1 公民館等の社会教育施設の災害対策に関する事。 2 文化財の保護及び被害状況の調査に関する事。 3 帰宅困難者対応に関する事。

【消防団（消防団長）】

団 【団長】	本部・分団	事務分掌
消防団 【消防団長】	本部 第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団	1 市内の状況確認に関する事。 2 消火、救助、救急に関する事。 3 避難誘導、救出、救護に関する事。 4 避難所及び応急仮設住宅等での不審火、出火予防に関する事。 5 河川の巡視活動、応急措置に関する事。

3 職員招集の連絡方法

(1) 連絡方法

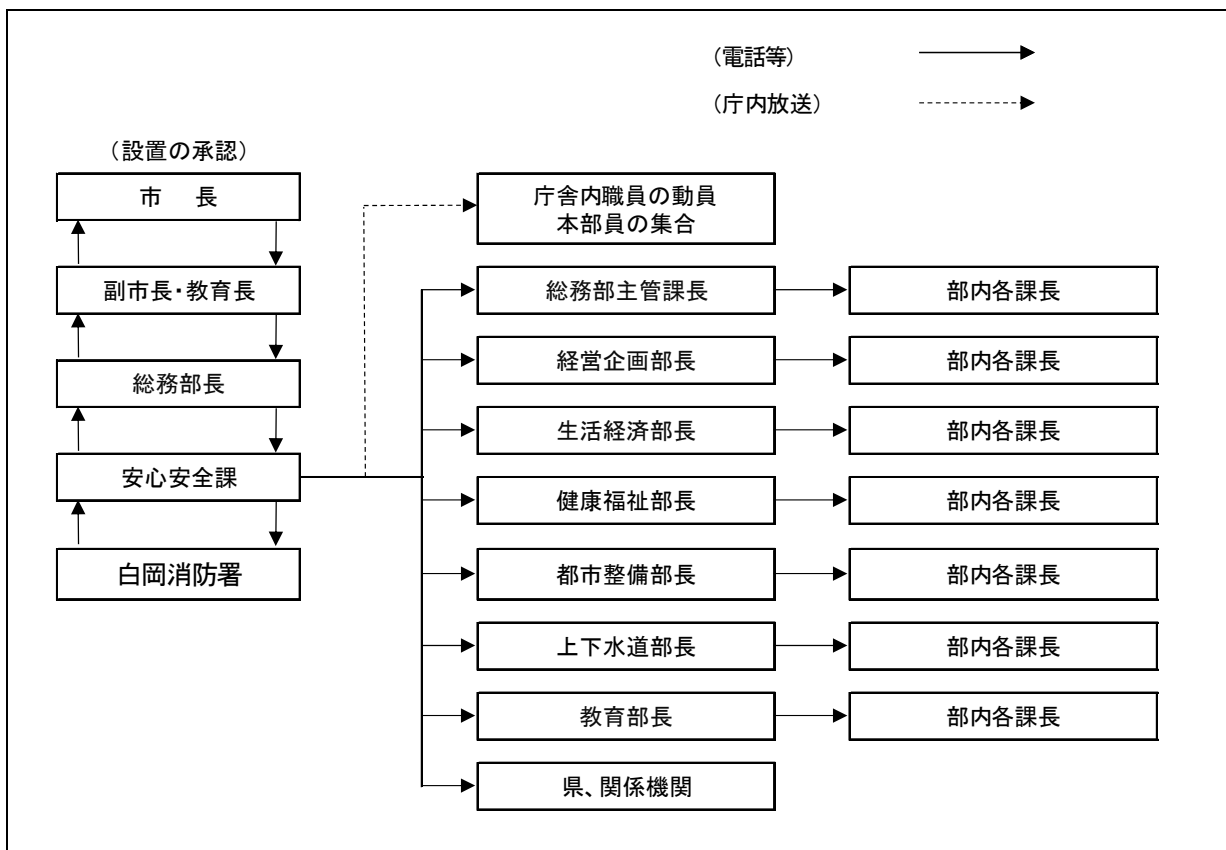
職員招集の連絡方法は、次のとおりである。

【連絡方法】

体制区分	職員	勤務時間内		勤務時間外	
		有線使用 (可)	有線使用 (不可)	有線使用 (可)	有線使用 (不可)
非常体制	全職員	職員参集システム			
		庁内放送、電 話、FAX を用 いて連絡	使送(伝令) により連絡	自主参集 (部長以上には 電話連絡)	自主参集

(2) 勤務時間内の連絡

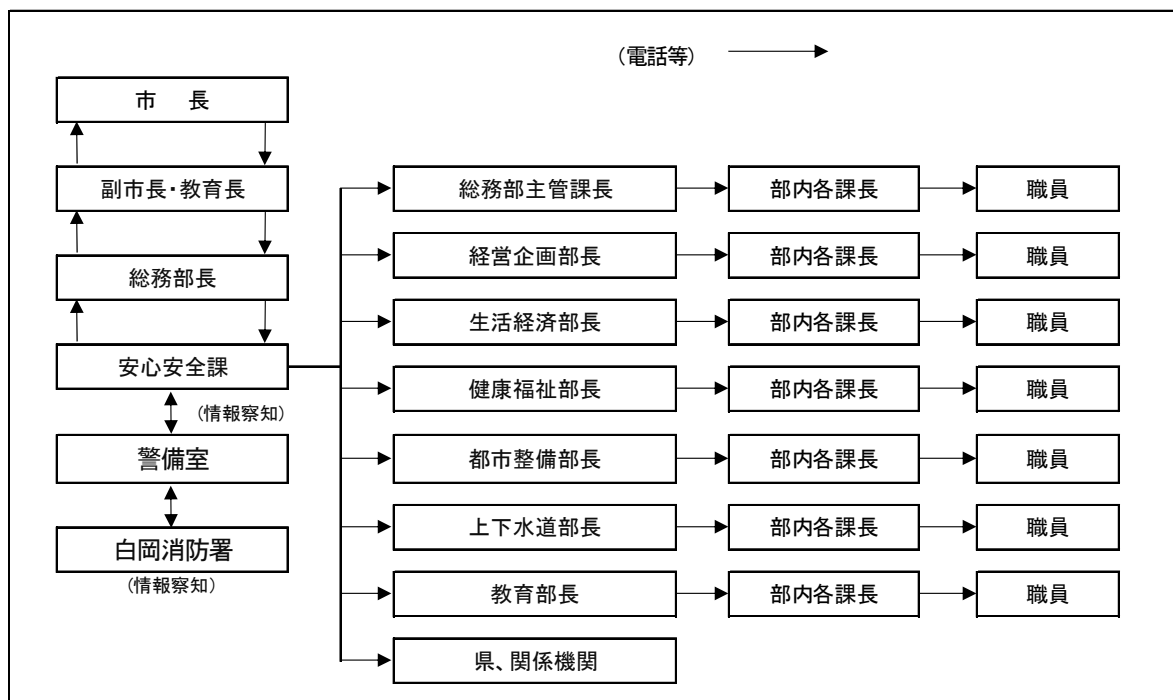
勤務時間内の職員の動員は、安心安全課が庁内放送、電話等を使用し、各部長を通じて連絡する。



【勤務時間内の職員への連絡系統】

(3) 勤務時間外の連絡

勤務時間外の職員の動員は、安心安全課がその旨、職員参集システム・電話等を使用し、各部長を通じて連絡する。



【勤務時間外の職員への連絡系統】

- 資料-17 白岡市職員緊急時連絡系統図
- 資料-18 避難所運営職員等一覧表

第2節 事前措置及び応急措置等

市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事前措置及び応急措置をとることを指示する。

第1 市長の事前措置及び応急措置

【安心安全班】

1 市長の出動命令等

市長は、災害対策基本法第58条に基づき、水防団に出動の準備又は出動を命じる。
市長は、災害対策基本法第58条に基づき、消防機関に出動の準備又は出動を要請する。
また、警察官の出動を求めるなどの災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備を要請する。

2 市長の事前措置等

市長は、災害対策基本法第59条第1項に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。
警察署長等は、市長から要求があったときは、災害対策基本法第59条第2項に基づき、第1項に規定する指示を行うことができる。この場合において、同項に規定する指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知する。

第2 市長が実施すべき応急措置の代行

【安心安全班】

県知事は、災害発生時において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第73条に基づき、市長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

(1) 警戒区域設定権等

警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条第1項)

(2) 応急公用負担等

応急措置を実施するため、区域内の他人の土地、建築物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。(災害対策基本法第64条第1項)

(3) 応急公用負担等

応急措置を実施するため、応急措置に支障のある災害を受けた工作物等の除去その他必要な措置をとることができる。(災害対策基本法第64条第2項)

(4) 区域内の市民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。(災害対策基本法第65条第1項)

第3 警察官の応急措置

【久喜警察署】

1 災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められる際、市長又はその権限を代行する市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

- (1) 警戒区域の設定、災害従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（災害対策基本法第63条第2項）
- (2) 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（災害対策基本法第64条第7項）
- (3) 区域内の市民又は現場にいる者の応急措置業務従事（災害対策基本法第65条第2項）

2 警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の事態がある場合において、次の措置を行うことができる。

- (1) その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。
- (2) 特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。
- (3) その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

第3節 特別警報・警報・注意報等の伝達

市は、風水害発生時に各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

第1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

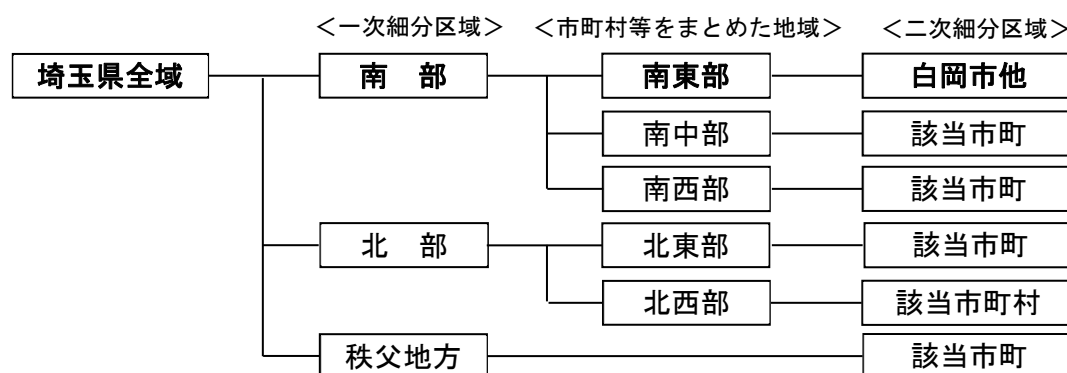
熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の対象地域、種類及び発表基準並びに伝達系統は次のとおりである。

1 対象地域

気象庁は、天気予報を、南部、北部、秩父地方に分けた一次細分区域単位で、特別警報・警報・注意報を市町村別に分けた二次細分区域単位で発表している。

市は、南部（一次細分区域）の南東部（市町村等をまとめた地域）に該当する。

【県の地域細分図】 平成24年10月1日現在



2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類と概要及び発表基準は、次のとおりである。

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。	

【特別警報・警報・注意報の発表基準】

発表官署：熊谷地方気象台

(一次細分区域：南部、市町村等をまとめた地域：南東部、二次細分区域：白岡市)

種 類		発表基準		
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 18	
		土砂災害	土壌雨量指数基準 —	
	洪水		流域雨量指数基準	元荒川流域=24.4、隼人堀川流域=6.1
			複合基準 ^{※1}	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s	
暴風雪	平均風速	20m/s、雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	117	
	洪水		流域雨量指数基準	元荒川流域=19.5、隼人堀川流域=4.8
			複合基準 ^{※1}	元荒川流域=(7, 19.5)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s、雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪	※2		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%、実効湿度55%		
	なだれ	※2		
	低温	夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温-6℃以下（冬季の気温は熊谷地方気象台の値）		
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合		

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を表している。

※2 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

出典：気象庁ホームページ（令和5年6月8日現在）

【特別警報】

現象の種類	発表基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

3 キキクル（警報の危険度分布）等

気象庁では、土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数の3つの指数を用いて災害リスクの高まりを評価・判断し、警報の発表を行っている。

また、警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目でわかる「キキクル（危険度分布）」の提供を行っている。

【警報の危険度分布等の種類と概要】

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特

別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。全般気象情報と関東甲信地方気象情報は気象庁が、埼玉県気象情報は熊谷地方気象台が発表する。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

6 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組合せた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

8 火災気象通報

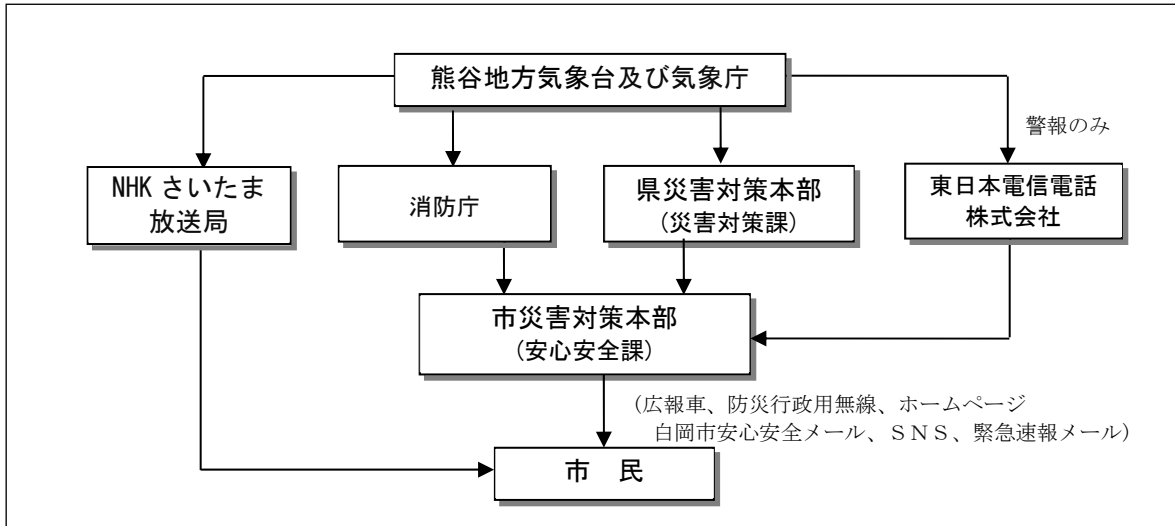
消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市や消防署に伝達される。

9 災害時気象支援資料

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

10 特別警報・警報・注意報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等が伝達される系統図を次に示す。



【特別警報・警報・注意報等の伝達系統図】

第2 洪水予報及び水防警報

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁とが共同で発表するものである。

水防警報は、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣又は県知事が指定した河川について実施するものである。

以上のうち、市に関係あるものは、次のとおりである。

1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

【洪水予報を実施する河川（水防法第10条第2項による河川）】

予報区域名	河川名	区域		基準水位観測所
利根川 上流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市栄町～茨城県猿島郡境町まで	八斗島 栗橋
		右岸	群馬県佐波郡玉村町～江戸川分派点まで	
	小山川	左岸	埼玉県深谷市高島～利根川への合流点まで	八斗島
		右岸	埼玉県深谷市石塚～利根川への合流点まで	
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原～海まで	熊谷
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢～海まで	岩淵水門(上)

【洪水予報の種類】

洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の種類	解説	市・市民に 求める行動等	警戒 レベル
氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫発生)		市は、緊急安全確保の発令を判断 市民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域) 逃げ遅れた市民の救助等	レベル5 相当
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫 危険水位	河川の水があふれる おそれのある水位	市は、避難指示の発令を判断	レベル4 相当
氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難 判断水位	避難判断の参考とな る水位	市は、高齢者等避難の発令を判断	レベル3 相当
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫 注意水位	水防団が出動して水 防活動を行う目安と なる水位	市民は洪水に関する情報に注意 水防団の出動	レベル2 相当
(発表なし)	水防団 待機水位	水防団が水防活動の 準備をはじめの目安 となる水位	水防団待機	

【水位の種類と内容】

水位の種類	内容
氾濫 危険水位	<ul style="list-style-type: none"> 水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に設定される「氾濫のおそれが生じる水位」であり、洪水警報の発表において用いられる 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動体制を強化する水位 避難指示の発令判断の目安であり、市民の避難判断の参考になる水位
避難 判断水位	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難の発令判断の目安であり、市民の避難判断の参考になる水位 水位周知河川において水防法第13条第2項の「洪水特別警戒水位」に対応する水位
氾濫 注意水位	<ul style="list-style-type: none"> 水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位
水防団 待機水位	<ul style="list-style-type: none"> 水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位 同法で定める各水防管理団体が、水防活動に入る準備を行うための水位

2 国土交通大臣の水防警報

国土交通大臣が発表する水防警報は、次のとおりである。

【河川名及びその区域】

河川名	基準水位観測所	水防警報区域		発表を行う者
		左岸	右岸	
利根川	栗橋	茨城県古河市中田新田～茨城県猿島郡境町大字桐ケ作まで	埼玉県久喜市栗橋北～茨城県猿島郡五霞町大字山王まで	利根川上流河川事務所
小山川	八斗島	埼玉県深谷市高島地先（新明橋下流端）～幹川合流点まで	埼玉県深谷市石塚地先（新明橋下流端）～幹川合流点まで	利根川上流河川事務所
荒川	熊谷	埼玉県深谷市荒川字下川原～埼玉県上尾市大字平片まで	埼玉県大里郡寄居町～埼玉県川越市大字中老袋まで	荒川上流河川事務所

【水防警報の対象となる基準水位】

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
利根川	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70m	5.00m	7.60m	9.20m
小山川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m

出典：「令和5年度 埼玉県水防計画」

【水防警報の種類及び発表基準】

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

出典：「令和5年度 埼玉県水防計画」

3 県知事が管理する河川の水位周知

水防法第13条第2項により、県知事が行う水位周知河川は次のとおりである。

【県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川】

河川名	水位標名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
小山川	栗崎	YP. 60.45m	YP. 61.15m	—	YP. 61.65m
	内ヶ島	YP. 35.60m	YP. 36.50m	YP. 38.00m	YP. 38.70m
福川	井殿橋	YP. 25.50m	YP. 27.20m	YP. 27.33m	YP. 28.16m
元荒川	三野宮	AP. 6.15m	AP. 6.55m	—	AP. 6.80m

注) YP: 利根川及び支流の水位基準 AP: 荒川及び支流の水位基準

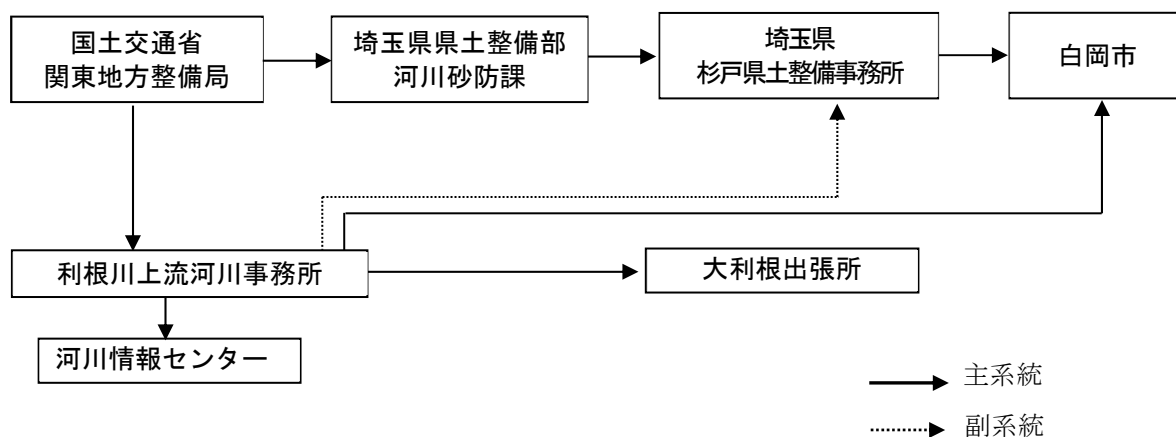
東京湾平均海面 (TP: 標高の基準面) との差は、YP=TP-0.84(m)、AP=TP-1.134(m)である。

出典: 「令和5年度 埼玉県水防計画」

第3 洪水予報の伝達系統

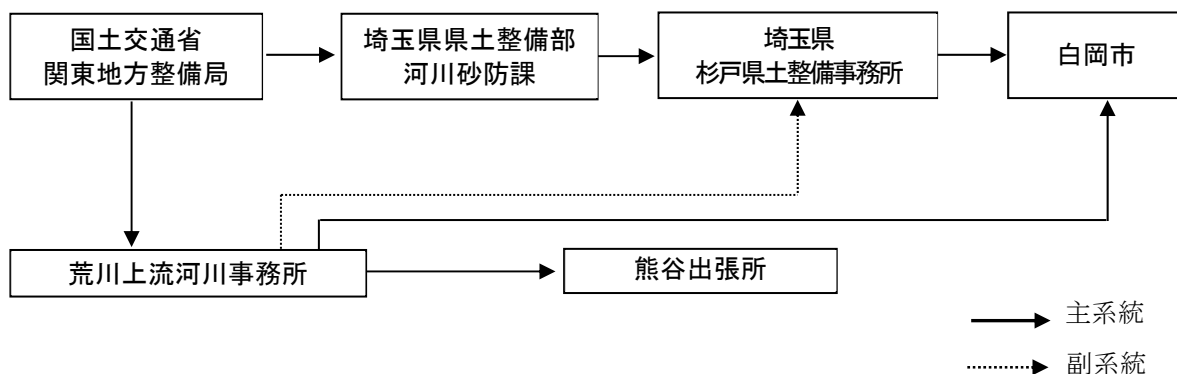
市への洪水予報の伝達系統は、次のとおりである。

1 利根川上流部洪水予報伝達系統



【利根川洪水予報の伝達系統】

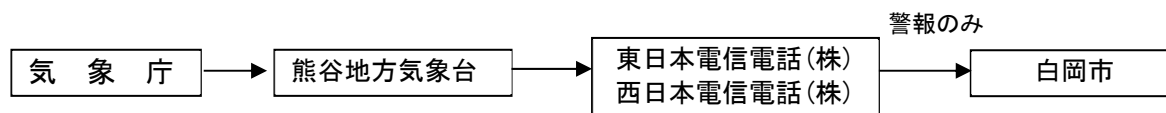
2 荒川洪水予報伝達系統



【荒川洪水予報の伝達系統】

3 東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)の措置

東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)は、熊谷地方気象台から警報の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村に通知する。



【東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)の措置】

第4 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、市防災担当課責任者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が、避難指示等発令の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求める。

- (1) 既に警報などを発表して十分警戒を呼びかけている状況下で、記録的な大雨等を観測し、さらに災害の危険性が切迫している場合
- (2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ア 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - イ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
 - ウ 特別警報を警報に切替えた場合

※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

第5 河川事務所及び県土整備事務所とのホットラインの運用

各河川事務所及び県土整備事務所は、次の場合において水位現状、降雨状況及び今後の予測水位等を伝えるため、市長へ情報提供する。

なお、大規模な漏水、法崩れなど堤防の決壊につながるおそれのある被害があり、広範囲に影響を及ぼす場合は、水位等の情報に加え詳細情報についても各河川事務所及び県土整備事務所は市へ情報提供する。

- (1) 第一ホットライン（市長・事務所長）
 - ア 避難判断水位、氾濫危険水位への到達予測が出た時点
 - イ 大規模な漏水、法崩れなど、堤防の決壊につながるおそれのある状況が発生した場合
- (2) 第二ホットライン（部長・副所長・担当課長等）
 - ア 上記を代行若しくは補助する情報の伝達を行う

第4節 水防活動

第1 市の配備体制

【安心安全班】

1 職員の配置

市長は、洪水予報が発表され、又は市の地域内に浸水のおそれがある場合は、必要に応じ、市内の水害等における緊急出動職員を配置する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、消防署の連絡員を災害対策本部に配置し、水防活動に支障のないよう努める。

2 出動命令

市長は、水害等における緊急出動職員及び消防機関に出動命令を下すのは、おおむね次の場合とする。

- (1) 市長が必要と認めたとき。
- (2) 水防警報によって水防団及び消防機関の出動が要請されたとき。
- (3) 県知事から出動の指示があったとき。

■資料-18 避難所運営職員等一覧表

第2 県の配備体制

埼玉県水防計画の非常配備体制による。

第3 水防信号及び標識

1 信号

水防法第20条の規定による水防信号は、水防に関する規則第4条による。

2 標識

水防法第18条による車両の優先通行標識は、水防に関する規則第3条に定める附図の1とする。

3 水防要員詰所の標識

水防要員詰所の標識は、優先通行の例による。

第4 水防作業

【資材班】【土木班】【消防署】

水防作業については、埼玉県水防計画による。

第5 水防活動報告

【資材班】【土木班】【上下水道班】【上下水道庶務班】

水防活動報告については、埼玉県水防計画による。

第6 決壊時の処置

【資材班】【土木班】【消防署】

決壊時の処置については、埼玉県水防計画による。

第7 協力応援

【資材班】【土木班】【消防署】

協力応援については、埼玉県水防計画による。

第8 水防の解除

【消防署】

水防の解除については、埼玉県水防計画による。

第5節 災害情報の収集伝達

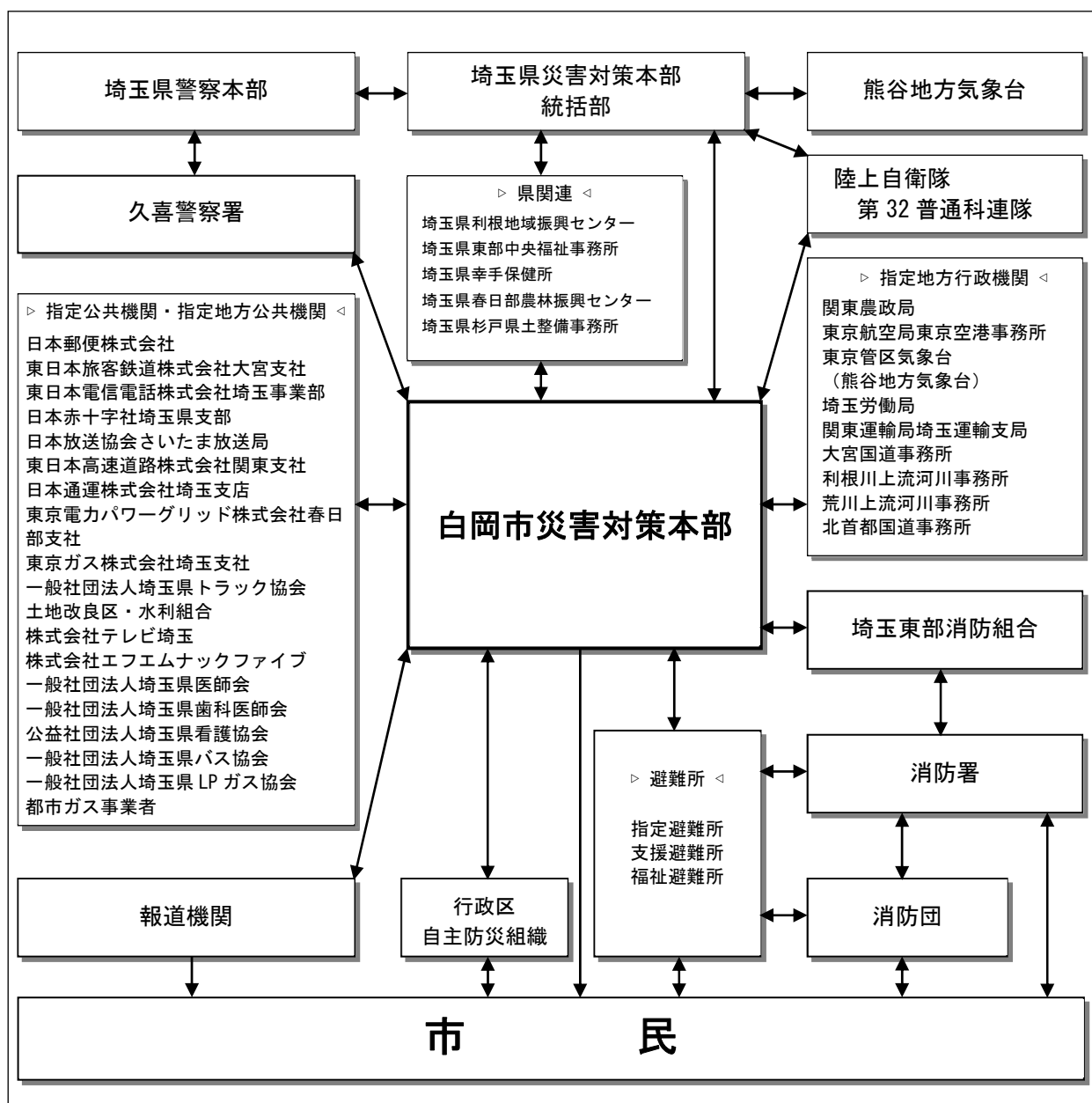
大規模風水害発生時、防災関係機関が緊密な連携の下、被害状況の把握及び応急対策等を実施するため、被災地における適切な広報活動を展開し、社会的混乱等の二次災害を防止することが必要である。

第1 情報の連絡体制

【企画政策班】【防災関係機関】

1 通信連絡系統

災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、次の系統により行う。



【通信連絡系統図】

2 災害の通信

県、市及び防災関係機関は、有線が途絶し、又は途絶するおそれがある場合には、次に

より通信の確保等を行う。

(1) 通信連絡の確保

防災関係機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常時における通信を確保する。

(2) 指定有線電話及び連絡責任者

ア 市及び防災関係機関は、指定有線電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

イ 防災関係機関は、災害時においては指定有線電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括の下に通信連絡に当たる。

ウ 防災関係機関は、指定有線電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに安心安全課に修正報告する。

(3) 県の防災行政用無線

市と県との間における連絡、予警報等の伝達は、県が設置している防災行政用無線によって行う。

なお、通信のふくそう等により通信の確保が困難となる場合には、県は、回線統制、一斉指令、割込み、強制切断及び直通回線の設置等の通信統制を行う。

(4) 市の防災行政用無線

被害状況、活動状況等の情報伝達は、市の防災行政用無線移動系によって行う。

また、久喜警察署に市職員を派遣し、携帯無線により相互連絡及び情報の収集を行う。

(5) 非常電報及び緊急電報の利用

防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、非常電報及び緊急電報を活用する。

ア 非常電報

非常電報は、災害予防又は救済のため緊急を要する事項を内容とするものであり、消防機関又は災害救助機関相互において実施する。

イ 緊急電報

緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救済、復旧等に直接関係のある機関との間又はこれらの機関相互において実施する。

ウ 利用上の注意事項

非常電報又は緊急電報を発信する場合は、「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げるとともに、頼信紙の余白に「非常」又は「緊急」と朱書きする。

(6) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところによる。

ア 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

(ア) 警察機関

(イ) 消防機関

(ウ) 水防機関

(エ) 航空保安機関

(オ) 気象業務機関

(カ) 鉄道事業者

(キ) 電気事業者

(ク) 鉱業事業者

(ケ) 自衛隊

イ 有線電気通信設備及び無線設備を優先する場合

(ア) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。

(イ) 災害発生時において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

ウ 有線電気通信設備及び無線設備を優先する場合の注意事項

(ア) 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておく。

(イ) 市が災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定しておく。

(7) 非常通信

市、県及び防災関係機関は、有線通信や防災行政用無線等が使用できない場合は、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

なお、非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、次のとおりとする。

関東総合通信局無線通話部陸上第二課

電話 03-6238-1776（直通）

FAX 03-6238-1769

(8) 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

(9) 他団体への協力要請通信手段

有線電話の途絶した場合にアマチュア無線局、タクシー無線局の協力を得る。

■資料-19 防災行政用無線各課配置一覧表

■資料-20 災害時における白岡町防災行政無線の放送に関する協定書

■資料-21 白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧

第2 風水害時に収集する情報

【企画政策班】【各班】

1 警戒段階で収集する情報

警戒段階で収集する情報は、次のとおりである。

【警戒段階で収集する情報】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 気象警報等、気象情報	予測される雨量等 警戒すべき災害事項 警報の危険度分布	発表後即時	・熊谷地方気象台	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ、ラジオ
2 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図 ・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・市、消防独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・市の防災行政用無線移動局 ・消防無線 ・加入電話
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
3 危害危険箇所等の情報収集	河川周辺地域等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所	異常の覚知後即時	・市、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、市民 ・消防団	・市の防災行政用無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
4 市民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容後	・避難所管理者 ・災害対策本部員 ・消防・警察 ・自主防災組織 ・消防団	・市の防災行政用無線 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

2 発災段階で収集する情報

発災段階で収集する情報は、次のとおりである。

【発災段階で収集する情報】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水による浸水状況 ・発災による物的・人的被害に関する情報 〔特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の覚知後即時	・市、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、市民 〔被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごと〕	・災害オペレーション支援システム ・市の防災行政用無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等）
	・ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況を把握した後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
2 市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の収容の後	・避難所管理者 ・消防・警察 ・自主防災組織 ・消防団	・市の防災行政用無線移動系 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

第6節 広報広聴活動

風水害発生時において、特別警報・警報・注意報、避難指示等を踏まえた適切な避難行動がとれるよう、正確かつ迅速な広報を実施する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談、情報提供の窓口を設置し、被災者や市民等の様々な相談に適切に対応する。

第1 市民への広報

【企画政策班】【各班】

市は、パニックの発生を防止するためにも必要とされる正確な情報を迅速に収集し、発信する。

1 広報内容

(1) 緊急広報

災害発生直後からおおむね24時間の初動対応期における緊急広報は、原則として次に掲げる内容について実施する。ただし、災害の状況等により、適宜、必要な項目についても広報を行う。

【緊急広報の内容】

広報事項	内容
1 地震、火災等の災害の発生状況	1 災害の規模、範囲、内容の概要情報 2 余震情報 3 二次災害に関する情報
2 初期消火活動、人命救助活動の呼びかけ	1 初期消火、出火防止（ガスの元栓、電気ブレーカーの点検等）の協力要請 2 市民、自主防災組織、行政区、事業所への人命救助、要配慮者救助の協力要請
3 避難所、避難路等、避難に関する事項	1 避難指示、警戒区域設定関連情報 2 避難所、避難路の情報 3 避難時の注意 （携行品、車の利用規制、連絡先の表示）
4 医療、救護に関する事項	1 救護所の開設状況 2 医療機関等の受入情報 3 専門医療（透析等）機関の情報
5 その時点で判明している被害の状況	1 ライフライン情報 2 道路情報（交通規制、緊急道路等） 3 交通機関情報（運休、運行状況）
6 市及び関係機関の応急対策の状況	1 応急対策の実施状況 2 全国からの救援情報
7 その他必要な事項	1 飲料水、食糧、物資等の状況 2 安否に関する情報 3 遺体収容関係情報 4 その他必要な情報

(2) 一般広報

災害発生後からおおむね24時間経過した後における一般広報は、その時点における応急対策の状況や被災者の生活維持に必要な情報等、原則として次に掲げる事項とする。

【一般広報の内容】

広報事項	内容
1 災害情報	その時点での被害情報
2 市及び関係機関の応急対策状況	その時点での各応急対策の実施状況
3 給水、給食、物資等の支給に関する状況	1 飲料水、食糧、生活必需品等の支給情報 (場所、日時、対象者等) 2 救援物資の受入、支給情報
4 ライフラインの復旧情報	1 ライフラインの復旧情報 2 復旧見込み及び代替措置等の情報 3 代替交通機関の情報
5 道路情報、交通機関の運行・復旧状況	1 道路情報(交通規制、緊急道路等) 2 公共交通機関の運行・復旧情報 3 代替交通機関の情報
6 市民の安否に関する事項	1 避難所での名簿記載、自宅への避難先表示等の協力依頼 2 自主防災組織等への安否確認の協力依頼 3 安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
7 医療機関、救護所の運営状況	1 医療機関の受入情報 2 専門医療機関に関する情報 3 救護所の運営状況
8 避難施設、地域での生活関連事項	1 要配慮者に対する情報 2 ごみ処理、し尿処理等衛生関連の情報 3 風呂の情報 4 商店等の営業情報
9 施策の実施等に関する事項	1 住宅関連情報 (応急危険度判定、応急仮設住宅、空室あっせん等) 2 倒壊家屋、がれき処理関連情報 3 各種相談窓口の開設情報 4 罹災・被災証明、義援金関連情報 5 教育関連情報(休校、再開等) 6 弔慰金等の支給関連情報 7 税、手数料等の減免措置の状況 8 各種貸付、融資制度関連情報 9 市の一般平常業務の再開情報
10 その他必要な事項	1 ボランティア関連情報 2 その他必要な情報

2 広報の方法

市は、次の媒体を活用して広報を行う。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

- (1) 市の防災行政用無線
- (2) 広報車
- (3) ハンドマイク
- (4) 回覧
- (5) インターネット（市のホームページ・SNS等）
- (6) 緊急速報メール
- (7) 白岡市安心安全メール
- (8) ケーブルテレビ

■資料-23 災害時における放送等に関する協定

■資料-24 災害に係る情報発信等に関する協定書

3 報道機関への情報提供

災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。

県は、これらの報道機関に情報提供を行い、放送を通じて市民への広報を図る。ただし、やむを得ない場合は、市から直接要請する。

4 安否不明者の氏名等の公表

災害時には、建物の倒壊・流出や火災等により多数の行方不明者が発生することが予想されるため、速やかに行方不明者の安否を確認する。

(1) 公表方針

市や県、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表は「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」（令和4年10月、埼玉県）に基づいて行うものとする。

【安否不明者、行方不明者の公表基準】

住民基本台帳の閲覧制限※1	家族等の同意	公表・非公表	非公表 公表・非公表の理由
制限なし	同意 (例外:連絡が取れない場合等)※2	公表	人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるため
	不同意	非公表※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
制限あり			

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 家族等の同意を原則とするが、救出・救助活動等の効率化、円滑化の観点から知事が必要と判断した場合は、家族等の同意を必須とせず公表する場合もある。ただし、その場合でも公表後に家族等から非公表の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

(2) 公表内容・時期

- ア 氏名（フリガナ含む）
- イ 住所（大字まで）
- ウ 年代（年齢を公表する場合あり）
- エ 公表時期は発災後おおむね48時間以内を目標（目安）とする。

第2 帰宅困難者・要配慮者への広報 **【企画政策班】【県】**

「震災対策編第3章第3節第2 帰宅困難者・要配慮者への広報」を準用する。

第3 被災者に対する広聴活動の実施 **【企画政策班】【地域振興班】**

「震災対策編第3章第3節第3 被災者に対する広聴活動の実施」を準用する。

第7節 自衛隊災害派遣要請

市長は、災害の態様及びその規模から、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

第1 災害派遣要請の判断と連絡

【安心安全班】

市長は、市民の生命、身体、財産を守るために必要と判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請する。

1 自衛隊災害派遣の活動範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- (1) 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。
- (2) 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- (3) 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

【自衛隊災害派遣の活動範囲】

活動範囲	災害派遣時に実施する救援活動
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 遭難者の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
6 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
7 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
8 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
10 物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
11 危険物の保安及び除去	能力可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
12 その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。

出典：防衛省「防衛省防災業務計画（令和5年3月24日）」

2 災害派遣要請要領

- (1) 県知事に対する自衛隊災害派遣要請は、市長が行う。
- (2) 市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。
- また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、県知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

ア 提出（連絡先）

県（統括部）

イ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
(イ) 派遣を希望する期間
(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
(エ) その他参考となるべき事項

【県への連絡先】

勤務時間内 災害対策本部設置前	危機管理課（危機管理担当） TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129
勤務時間外 災害対策本部設置後	危機管理防災部当直・統括部 TEL 048-830-8111 FAX 048-830-8119

【災害派遣要請窓口】

部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241 内線 436 時間外 内線 402

■資料-25 自衛隊災害派遣要請書

第2 災害派遣部隊の受入体制

【安心安全班】

1 緊密な連絡協力

市は、県、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や必要な現地資材等の使用協定等に関する受入体制を確保する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、先行性のある計画を次の基準により確立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料を整え、かつ、諸作業に関

係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口の一本化

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を「安心安全班」に一本化する。

5 災害派遣部隊の受入

市は、派遣された部隊の受入に対し次の施設等を準備する。

【災害派遣部隊の受入施設】

施設の種類の	施設名等	備考
本部事務室	市役所 (災害対策本部設置場所)	
材料置場	適当な広場等	野外の適当な広さ
駐車場	適当な広場等	車1台の基準 3m×8m
ヘリコプター臨時発着場	総合運動公園	2方向に障害物がない広場
野営地	ふれあいの森公園	

【ヘリコプター臨時発着場】

施設名	所在地	市役所からの距離
総合運動公園	白岡市千駄野 345 番地	約 0.5km
ふれあいの森公園	白岡市小久喜 765 番地	約 0.1km

第3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に自衛隊は、県知事の要請を待たないで部隊を派遣することがある。

自衛隊は、連絡員等により速やかに県知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- (1) 大規模地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- (2) 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合の人命の救助のための部隊の派遣
- (3) 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

第4 災害派遣部隊の撤収要請

【安心安全班】

1 市長から県知事への撤収依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収を依頼する。

2 撤収を依頼する際の留意事項

(1) 撤収日時等の協議

市長は、消防機関及び自衛隊派遣部隊の責任者等と協議のうえ、撤収日時等を決定する（時刻までの調整を含む）。

(2) 県への連絡

市長は、撤収日時等が決定次第、県に連絡する。
連絡は、まず電話での連絡の後、文書にて行う。

■資料-26 自衛隊災害派遣撤収要請書

第5 経費負担

【財政班】

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、その内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建築物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は協議する。

第8節 応援要請・要員確保

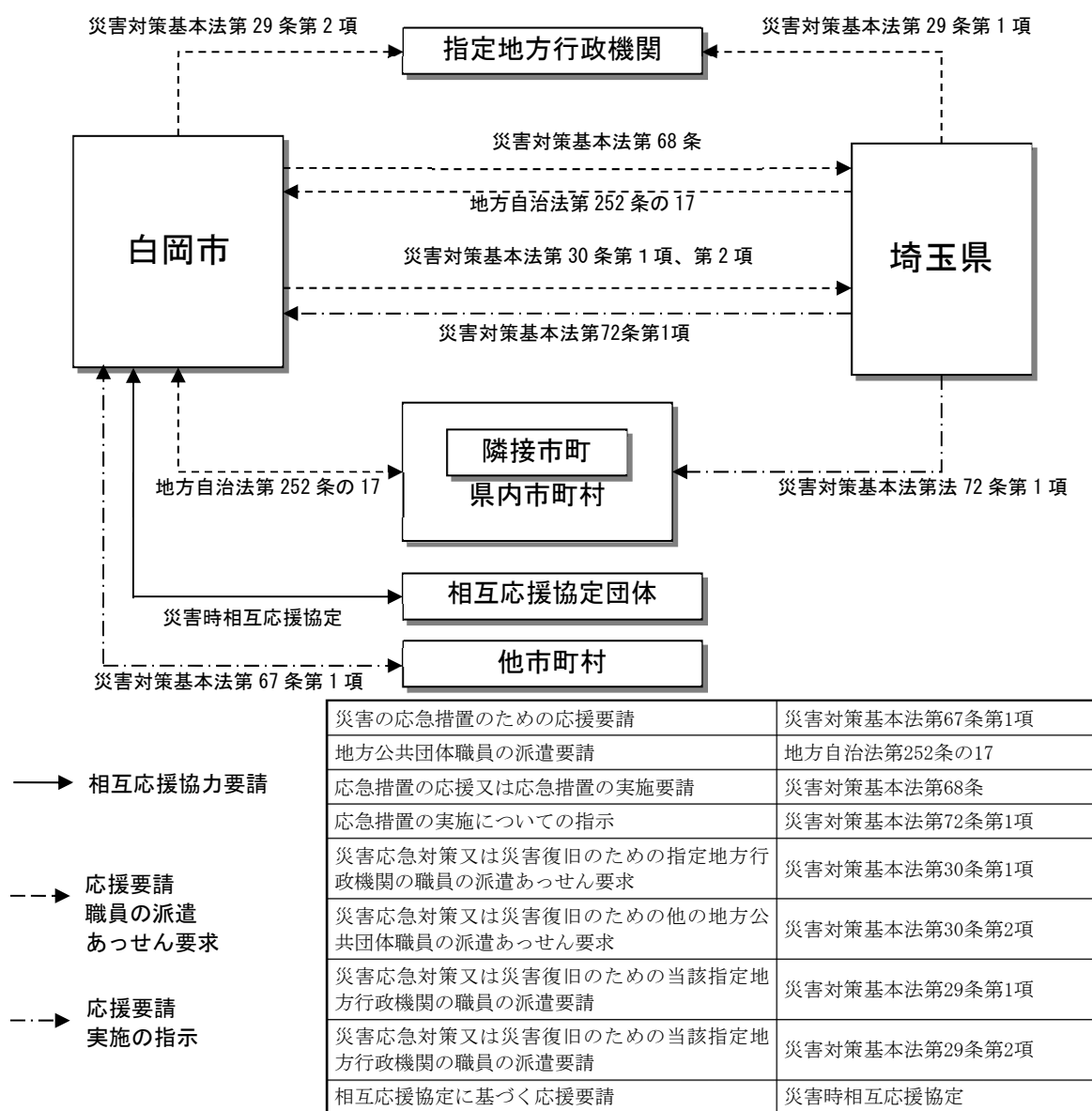
市の応急対応能力を超える大規模風水害が発生した場合、近隣市町村及び県へ応援要請する。また、災害応急対策を遂行するうえで不足する労働力については、必要な要員を確保する。

第1 応援要請

【安心安全班】

1 法律、協定に基づく応援要請の系統

災害対策基本法及び相互応援協定に基づく関係行政機関に対する応援協力要請等の系統は、おおむね次のとおりである。



【応援要請の系統図】

第2 相互応援協力

【安心安全班】

1 他市町村との相互応援

市は、市の地域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条第1項及び相互応援協定により、他市町村に対して応援を求めることができる。また、市は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援する。

- (1) 被害の拡大防止や被災者の救助のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- (2) 他自治体等の応援を得た方が迅速かつ確実に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- (3) 夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

- 資料-27 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
- 資料-28 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書
- 資料-29 災害時における相互応援に関する協定書
- 資料-30 災害時相互応援協定書（白岡市・君津市）

2 県への応援要請

市は、県又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県統括部（危機管理防災部災害対策課）に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

【応援要請の内容】

要請の内容	事項	備考
県への応援要請 又は応急措置の 実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災害対策基本法 第68条

3 職員の派遣要請及び派遣あつせん要求

(1) 指定地方行政機関の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条第2項に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該職員の派遣を要請する。

(2) 指定地方行政機関の職員の派遣あつせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第1項に基づき、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを要求する。

(3) 他の普通地方公共団体の職員の派遣あつせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第2項に基づき、県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定によるほかの普通地方公共団体の職員の派遣についてあつせんを要求する。

(4) 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求の手続

職員の派遣要請及び派遣あっせん要求については、「安心安全班」の指示に基づき、「総務班」が次の要領により行う。

ア 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求の手続

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、災害対策基本法施行令第15条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣あっせん要求手続

県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんに要求するときは、災害対策基本法施行令第16条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- (ア) 派遣のあっせんに求める理由
- (イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんに必要な事項

(5) 他の市町村長を応援すべきことの指示

県知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第72条第1項に基づき、他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

(6) 相互応援協定に基づく応援要請

「総務班」は、相互応援協定を締結している地方公共団体への応援要請を行う。

なお、相互応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は協定書に基づく。

応援要請の手続等は次に示すとおりとする。

ア 市における応援要請者は市長とする。

イ 応援要請の手続は、「総務班」が行う。

ウ 応援の要請には、次の事項を記載した文書をもって行う。

エ ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請し、事後文書を提出する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 資機材、物資等の提供を要請する場合にあつては、その品名、数量等
- (ウ) 職員の派遣を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他応援要請に必要な事項

4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市は、市だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

(1) 1次要請（県支部内支援） 想定：局地災害

市の要請に基づき、市を所管する県災害対策本部行田支部（県受援支部）は県地域機関と管内市町の職員を市に派遣する。

(2) 2次要請（全県支援） 想定：広域災害

1 次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】

期間	業務・職種
短期（派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交替の引継ぎに当てる）	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等

5 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、市において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

(1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあるのは区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、関東ブロック管内の都県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が市の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災・被災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

【支援の要請方法】

第1段階支援	県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、市への応援職員の派遣を要請する。
第2段階支援	第1段階支援における対口支援団体が市と協議のうえ、県に第2段階支援の必要性を連絡する。 県は、市だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

(2) 市が行う災害マネジメントの支援

総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを市に派遣し、市長（本部長）への助言や幹部職員との調整等を行う。

市は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、総括支援チームの派遣を要請する。

【支援の要請方法】

対口支援団体の決定前	県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に総括支援チームの派遣を要請する。
対口支援団体の決定後	対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

第3 要員の確保

【安心安全班】

災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働力を確保する。

1 要員確保の対象となる災害応急対策

市における応急救助の実施に必要な労務は、次の救助を行うために必要最小限の労働者の雇上げによって要員を確保する。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理、分配及び輸送
- (6) 遺体の捜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送道路の確保

2 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第9節 応援の受入

緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対して、国等から応援及びあつせんを円滑に受入れる。

また、大規模風水害発生時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。さらに、地方公共団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受入れる。

第1 地方公共団体等からの応援受入

【安心安全班】

1 受入体制の確立

国や他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、関係機関との相互協力により、原則として市で受入窓口を設置する。

- (1) 国や県からの応援
- (2) 県内・外の市町村からの応援
- (3) 災害時相互応援協定を結ぶ地方公共団体からの応援

■資料-31 災害時の情報交換に関する協定書

2 応援活動の内容

市が応援を依頼する活動として、以下の業務が想定される。

応援活動	業務例
1 災害救助に関連する業務	消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等
2 保健医療の広域応援に関連する業務	医療班等
3 被災生活の支援等に関連する業務	物資の応援、応急危険度判定等
4 災害復旧・復興に関連する業務	被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助）

第2 ボランティアの応援受入

【安心安全班】【地域振興班】

1 ボランティア受入体制の確立

大規模な風水害が発生したとき、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体又は個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。

このため、市は、ボランティア活動に係るコーディネート業務を一元化して行うことを目的に白岡市社会福祉協議会と連携し、白岡市災害ボランティアセンターを設置する。

- (1) 災害ボランティアセンターの開設
 - ア 市は、発災後直ちに白岡市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる白岡市災害ボランティアセンターを設置する。
 - イ 災害ボランティアセンターは、白岡市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

- (ア) ボランティアの受入、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなどを行う。
 - (イ) 市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアセンターにボランティアの派遣等の支援を要請する。
- (2) 備品等の用意
災害ボランティアセンターには、通信設備、パソコン、コピー等の必要な機器、事務用品等を用意する。

2 ボランティア活動への支援

市は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- (1) 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受入れる。
- (2) ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

3 ボランティア活動保険の適用

市の依頼あるいは自主的な参加により、防災活動に従事した者についてはボランティア活動保険の対象となることから、白岡市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターが作成した「災害ボランティア受入名簿」に従いボランティア活動保険の加入手続を行う。

また、支援活動者に対し、「ボランティア活動保険の概要」を配付するものとする。

第10節 災害救助法の適用

風水害による被害の程度が災害救助法の基準を超える場合には、同法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

第1 災害救助法の適用手続

【福祉班】

市は、災害救助法の適用基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

第2 災害救助法の適用

【福祉班】

1 災害救助法の適応基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は、次のとおりである。

なお、適用基準は、国勢調査の人口52,214人（令和2年）による。

【災害救助法の適用基準】

政令で定める程度の災害	備考
市における住家の滅失した世帯数が80世帯以上の場合	災害救助法施行令第1条第1項第1号
市における住家の滅失した世帯数が80世帯に達しない場合でも、県内の区域内の滅失世帯数が2,500世帯以上で、市における滅失住家の世帯数が40世帯以上の場合	災害救助法施行令第1条第1項第2号
県内の区域内の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で、市における被災世帯が多数（滅失世帯数が40世帯に達していないが、救助が必要な程度の被害）の場合	災害救助法施行令第1条第1項第3号
被害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合	
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合	災害救助法施行令第1条第1項第4号

2 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯とみなし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

3 被災世帯の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、次の被災世帯の判定基準による。

【判定基準】

住家の滅失	1 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達したもの
	2 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも
住家の半壊・半焼	1 住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
	2 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
住家の床上浸水、土砂の堆積	1 浸水がその住家の床上に達した程度のも
	2 土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

【世帯及び住家の単位】

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

4 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の実施は、県知事が行う。ただし、県知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長は、県知事の補助機関として行う。

災害救助法による救助の種類と実施者は、次のとおりである。

【救助の種類と実施者】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所（福祉避難所を含む）の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分娩した日から7日以内）	医療班派遣は県及び日赤支部 県から委任されたときは市
学用品の供与	教科書1か月以内 文房具15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅） 20日以内に着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも	対象者、設置箇所の選定： 市 設置：県 県から委任されたときは市

救助の種類	実施期間	実施者区分
	2年以内	
住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（被災した住宅の応急修理）	10日以内	市
日常生活に必要な最小限度の部分の修理（被災した住宅の応急修理）	3か月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了	市
死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	市

（注）期間については、すべての災害発生の日から起算する。ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。
実施者区分は、災害救助法第13条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した際の区分である。

5 埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。

- 資料-32 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
- 資料-33 救助の特例等申請様式

第11節 救急救助・医療救護

風水害発生時には、広域又は局地的に、救急救助及び医療救護を必要とする逃げ遅れ、孤立した者や感染症等の発生が予想される。このため、風水害発生時における救急救助等の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に迅速な医療救護活動を実施する。

第1 救急救助対策 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】

風水害による負傷者及び逃げ遅れ孤立した者に対して迅速かつ適切な救急救助活動を行うために、次のような計画を定める。

1 救急救助活動

救急救助活動は、消防署が中心となって当たるが、消防機関のみで対応しきれない場合は、警察署、自衛隊の派遣要請により逃げ遅れ孤立した者の救急救助活動を援助する。

2 救急救助の実施方法

(1) 救急救助の対象者

家屋の浸水により、避難所等に逃げ遅れ、孤立状態にある者等を含む次の者を救出の対象者とする。

- ア 風水害のため、実際に生命身体が危険な状態にある者
- イ 風水害のため、生死不明の状態にある者
- ウ 避難所等に逃げ遅れ孤立状態にある者

(2) 救急救助活動

- ア 救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。
- イ 逃げ遅れ孤立状態にある者の発生現場の把握を行う。
- ウ 浸水拡大状況や予測情報に基づき、消防署、警察署、自衛隊等と協議により救助方法等に関する方針を検討する。
- エ 傷病者に対する応急手当は、傷病程度により収容先や搬送先等を決定するため、医師、看護師及び市職員により浸水域外の避難所又は市内各病院等に医療救護所を設置する。
- オ 医療救護所における医師、看護師等医療関係者が不足するときは、日本赤十字社埼玉県支部その他医療機関に応援を要請する。
- カ 被害状況（負傷者数、程度等）を正確に把握するため、現場及び医療救護所以外の場所で取扱った救出活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容についてもすべて調査し、現場指揮者に報告する。

(3) 関係機関への応援要請

市の救急救護・医療体制で対処できない場合は、県に埼玉県特別機動援助隊(埼玉 SMART)を応援要請する。

埼玉県特別機動援助隊(埼玉 SMART)は、災害時に救助・救急活動等を行う消防機関、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉 DMAT、これら3隊が連携し、効果的な救助、救命活動を行う。

逃げ遅れ孤立状態にある者の救助は、消防署、警察署を中心に対応するが、対応が困難な場合には、県に自衛隊の災害派遣を要請する。

《参考》

◆ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）

高度な資機材を装備し、特別の教育・訓練を受けた消防（局）本部の機動救助隊、県防災航空隊、埼玉DMAT（災害派遣医療チーム）から編成される。

（4）孤立者の生命維持対策（救助しきれない人への対応）

市は、関連事業者との連携により救助しきれない人に対する水、食糧、医薬品、生活必需品、簡易トイレ等の供給方策を検討する。

第2 医療救護活動 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】

大規模水害時に大量に発生する可能性がある感染症や皮膚疾患等の症状に対応できる医療救護体制を整備し、市民に医療の処置を施し、被災者の保健の万全を図るために、次の事項を定める。

1 医療救護活動

（1）医療及び助産対策の実施責任者

市は、必要に応じ、避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護チームを編成し、出動する。また、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

大規模水害の浸水域を踏まえ、市の能力のみによる対応では不十分であると認められるとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、保健所長を通じて、県（保健医療部長）、地区医師会等に協力を要請する。

（2）医療及び助産の対象者

災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にも関わらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

（3）医療救護活動

「保健衛生班」は、感染症対策等の専門の医療スタッフを確保するため、地区医師会の協力を得て市内の医療機関及び保健所と緊密な連絡を取り、医療及び助産活動に万全を期す。

ア 医療救護所の設置

大規模水害の浸水域を踏まえ、感染症等の発生状況により、応急救護所を浸水域外の避難所又は市内各病院等に設置し、被災者、消防機関等救助活動に従事する機関に周知する。

イ 医療救護活動

（ア）医療救護活動は、原則として医療救護チームが応急救護所において実施する。災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にも関わらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

（イ）医療救護チームの業務内容

- a 傷病者に対する応急処置（感染症や皮膚疾患等を含む）
- b トリアージの実施
- c 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- d 軽症者に対する医療
- e カルテの作成
- f 医薬品等の補給、医療救護チーム等の派遣要請
- g 助産救護

- h 死亡の確認
- i 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)
- ウ 埼玉DMAT(「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム)
 - 災害の超急性期(災害発生からおおむね48時間以内)に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。
 - 出動要請は、原則として県知事が行うこととなっているが、急性期に対応可能なDMATの機動性が損なわれないように、状況に応じて消防本部の長が直接、指定病院の長に出動の要請を行うことができる。
 - 利根保健医療圏では、4病院が埼玉DMAT指定病院に指定されている。
- エ 後方医療機関における救護活動
 - 医療救護所で手当を受けた負傷者、感染症等の患者のうち、医療機関による医療が必要な重傷者等については、県(保健医療部長)が定めた後方医療機関において、入院医療等の救護を実施する。
- オ 医療救護活動の原則
 - 原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者、感染症や皮膚疾患等の患者の受入体制を整え診療を継続する。
 - また、診療不能な医療機関については、医療救護チームを編成し、あらかじめ定められた医療救護所等で医療救護活動を行う。
 - なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護チームを派遣する。
- カ 帳簿等の準備
 - 本計画により出動した医療救護チーム等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出する。
- キ 医療器具、医薬品等の調達
 - 医療及び救護活動に必要な医療器具や薬品等は、備蓄品としての災害用医療資機材セットのほかは、「保健衛生班」が医薬品卸業者等から調達する。医師会で保有する医薬品の供給も受ける。医薬品の搬送は、「保健衛生班」が行う。
- (4) 傷病者搬送
 - ア 傷病者搬送の判定
 - 医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。
 - イ 傷病者搬送の要請
 - 医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、市、県、その他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
 - ウ 傷病者の後方医療機関への搬送
 - (ア) 市は、傷病者搬送の要請を受けた場合、搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認のうえ、搬送する。搬送順位は、医療機関の規模位置、診療科目等をもとに、あらかじめ定めておき、災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。
 - (イ) 搬送は消防署に要請するほか、各応急救護所に「保健衛生班」の車両を搬送用の車両として配置する。「保健衛生班」の車両で不足が生じた場合には、「総務班」に配車の手配を要請する。
 - (ウ) 医療救護チームは、保有している自動車を使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。
- (5) 助産救護活動
 - 助産救護チームを医療救護チームの編成に準じ編成する。

■資料-34 市内の病院・診療所

■資料-35 市内の歯科診療所

■資料-36 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市医師会）

■資料-37 災害時の歯科医療救護に関する協定書（白岡市歯科医師会）

■資料-38 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市薬剤師会）

第3 保健衛生

【子育て支援班】【保健衛生班】

健康相談や訪問指導等の健康対策の実施について定める。

1 巡回健康相談

「保健衛生班」は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

「保健衛生班」は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、健康相談、健康教育等を実施する。

「保健衛生班」は、巡回健康相談の実施に当たり、関係機関と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状態の把握に努める。

2 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回相談等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

3 巡回栄養相談の実施

「保健衛生班」は、避難所や仮設住宅、給食施設を巡回し、被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、巡回栄養相談を実施する。

「保健衛生班」は、避難所閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養のバランスの適正化を支援する。

「保健衛生班」は、巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

第12節 避難支援

風水害発生時又は発生のおそれがある場合、危険区域にある市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難所に収容して、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

避難に際しては、市民に対して警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を行う。避難は、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先し、避難所への誘導は、市職員、警察官及び消防職員、市民、自主防災組織、行政区等が協力して行う。避難所の運営は、自主防災組織等や「避難所運営職員」により組織される「避難所運営委員会」が中心となり、地域団体や避難住民等の協力を得ながら行う。

第1 自主避難 【高齢介護班】【教育総務班】【社会教育班】【避難所運営職員】

市は、局地的集中豪雨や異常気象による災害発生のおそれがある場合、高齢者等避難の発令前に市民が自主的に避難することも想定し、市民が円滑かつ安全に自主避難できるよう、気象情報や避難所等の周知、避難所の早期開設を行う。

1 自主避難所の開設

自主避難は、住民自身で親戚宅や知人宅など安全な場所を事前に確保することを原則とするが、避難先が自身で確保できない住民からの問い合わせ等があった場合、市は、あらかじめ定めた指定避難所を、必要に応じて自主避難所として開設するものとする。

自主避難所の開設に当たっては、別途定める「避難所運営職員等一覧表」に従って避難所に職員を配置する。

2 自主避難所開設の周知

自主避難が開始された地区の避難所を市の防災行政用無線、広報車を通じ市民に知らせる。併せて、消防団員、自主防災組織、行政区の協力を得て、自主避難が開始された地区の要配慮者にも周知徹底を図る。

第2 警戒レベルを用いた避難情報の発令 【安心安全班】

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）の発令の目安は、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月、内閣府）」を参考に、次のとおりとする。

また、避難情報を発令する場合、熊谷地方気象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

■警戒レベルを用いた避難情報の区分

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	●災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)	●命の危険 直ちに安全確保! ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	●災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	●災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせはじめたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

■住民等のとる避難行動

避難行動	内容
避難行動 (安全確保行動)	数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」をいう。 ※下記①から③のすべてが避難行動である。
緊急安全確保	①命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること
立退き避難	②災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること ○避難先の例 ・指定緊急避難場所(同施設)への移動 ・安全な場所への移動(公園や親戚・友人宅等へ)
屋内安全確保	③災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階にとどまること(待避)等により、計画的に身の安全を確保すること

【避難情報発令の基準及び伝達内容】

種別	基準	伝達内容
緊急安全確保	1 大雨特別警報（注1）が発表され、重大な災害の発生するおそれが著しく大きいとき。 2 市内に相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 3 荒川、利根川の各観測地点の水位（注2）が「氾濫危険水位」を超え、重大な災害の発生するおそれがさらに高まったとき。 4 その他状況により市長が必要と認めたとき。	1 発令者 2 避難理由 3 避難所 4 避難路 5 避難後の市の指示連絡等 6 災害の拡大についての今後の見通し
避難指示	1 市内に中小河川の氾濫等局地的災害が拡大し、又は拡大するおそれのあるとき。 2 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「氾濫危険水位」に達したとき。 3 その他状況により市長が必要と認めたとき。	1 発令者 2 避難理由 3 避難所 4 避難路 5 避難後の市の指示連絡等 6 災害の拡大についての今後の見通し
高齢者等避難	1 大雨、洪水等の警報（注1）が発表され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 なお、高齢者等避難の発令が必要となる強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することや、立退き避難が困難となる暴風になることが予想される場合は、早めに発令を検討する。 2 12時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき。 3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「避難判断水位」に達したとき。 4 その他状況により副市長が必要と認めたとき。	1 発令者 2 避難理由 3 危険地域 4 携行品その他注意 5 災害の拡大についての今後の見通し

注1) 特別警報・警報・注意報については、「風水害対策編第3章第3節第1 2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準」を参照のこと。

注2) 利根川、荒川の各観測所の水位については、「風水害対策編第3章第3節第2 2 国土交通大臣の水防警報」を参照のこと。

2 実施責任者

避難情報の発令は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則として市長が実施するものである。

なお、避難情報発令の実施者については、関係法規等に基づき次のように定められている。

【避難情報発令の実施責任者】

実施責任者	避難指示等を行う要件等	根拠法令
市長 (県知事※)	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、避難指示等を行う。	災害対策基本法第60条
県知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難指示を実施。	水防法第29条
警察官	<ul style="list-style-type: none"> 市長が避難指示を発令できないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 市長から要求があったとき。 	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいらないとき。	自衛隊法第94の3

※市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合

3 避難対象者

避難情報発令の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域にいるすべての者を指す。

4 避難情報の伝達方法

市長は、【避難情報発令の基準及び伝達内容】及びその他の状況を勘定のうえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。

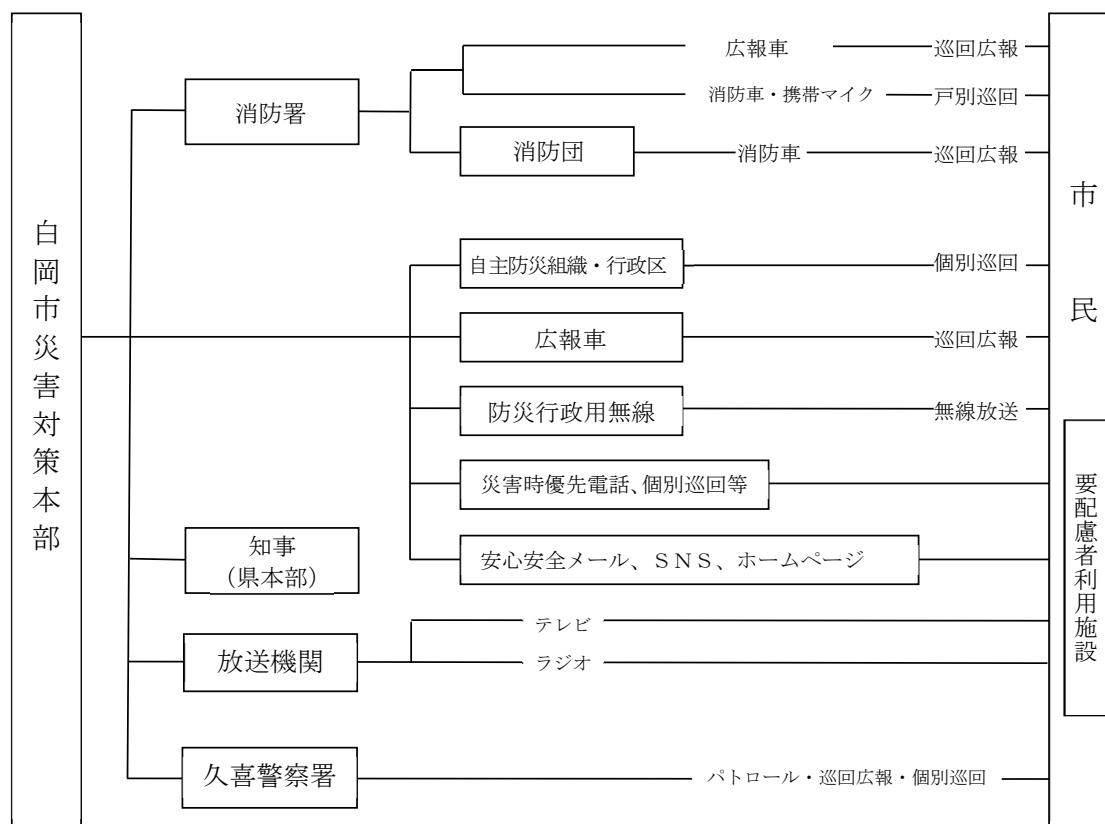
避難情報の伝達は、防災行政用無線（固定系）、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な住民への伝達に努める。

5 避難情報の伝達系統

避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合の住民等への伝達は、次の内容を明示して行う。

- (1) 差し迫っている具体的な危険予想
- (2) 避難対象地区名
- (3) 避難日時、避難先及び避難経路
- (4) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ア 火気等危険物の始末
 - イ 家庭内備蓄食料、飲料水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ウ 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - エ 隣近所そろって避難すること等

避難情報の伝達系統は、次のとおりである。

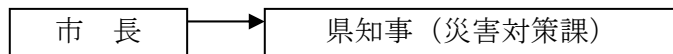


【避難情報の伝達系統図】

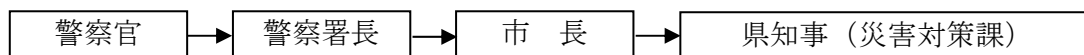
6 関係機関相互の通知及び連絡

避難のため立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知若しくは報告する。

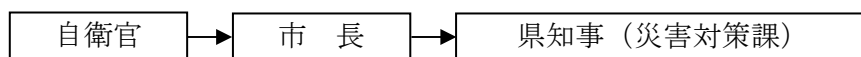
- (1) 市長の措置（災害対策基本法第60条による措置）



- (2) 警察官の措置（災害対策基本法第61条による措置）



- (3) 自衛官の措置（災害対策基本法第63条による措置）



第3 警戒区域の設定

【消防署】【久喜警察署】

1 警戒区域の設定

市長は、風水害に伴う火災の延焼が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域（立入制限、立入禁止、退去命令）を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び市民に、その内容を周知する。

2 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。

【警戒区域の設定権者】

状 況	措 置	設定権者	対 象 者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	ア 立入制限 イ 立入禁止 ウ 退去命令	ア 市長 イ 警察官(注1) ウ 自衛官(注3) エ 県知事(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）	ア 立入禁止 イ 立入制限 ウ 退去命令	ア 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 イ 警察官(注2)	水防関係者以外の者
火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	ア 退去命令 イ 出入りの禁止 ウ 出入りの制限	ア 消防吏員又は消防団員 イ 警察官(注2)	命令で定める以外の者
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	退去命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

注1 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注2 アに属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行

うことができる。

注3 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、ア及びイがその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注4 県知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。

第4 避難誘導

【安心安全班】【土木班】【消防署】

1 避難の準備

避難の準備に当たっては、市民一人ひとりが次の点を自覚し、避難準備する。

- (1) 避難に際しては、自宅や職場の戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る。）等を完全に行う。
- (2) 事業所又は工場等にあつては、建築物の損壊その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じる。
- (3) 避難者は、氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもので水にぬれても大丈夫なもの）を携行する。
- (4) 避難者は、3食分程度の食糧、飲料水、バスタオル、ウェットティッシュ、洗面用具、照明具（懐中電灯など）、感染症対策備品や救急薬品等を携行する。
- (5) 服装は軽装とするが、素足を避け、帽子、雨具、最小限の肌着等の着替えや、必要に応じて防寒具を携行する。
- (6) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持たさない。

2 避難誘導の方法

市長は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとし、市職員、消防職員及び自主防災組織等が連携し、これを実施する。

- (1) 避難路の指示
 - ア 避難路は、市長から特定の指示がなされた場合については、その経路とする。
 - イ 特別の指示がないときは、「土木班」が指定するが、状況により指定が困難なときは特に指定しないこともある。指定のない場合は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
 - ウ 避難路は、避難開始前にその安全を検討確認し、危険な地域には表示や縄張りを行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に、夜間は照明を確保し、誘導の安全を期する。
 - エ 避難路に重大な障害があり容易に取り除くことができないときは、災害対策本部を経由して避難路の確保（道路の啓開等）を要請する。
- (2) 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
- (3) 危険な地域には、表示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し、安全を期すること。
- (4) 状況により、要配慮者を適当な場所に集合させるとともに、車両等による輸送を行うこと。
- (5) 避難誘導中は、事故防止に努めること。
- (6) 避難誘導は、避難所等の救助物資の配布等を考慮し、自主防災組織、行政区等の単位で行うこと。
- (7) 避難順位は、おおむね次の順序で行い、要配慮者には特に配慮のうえ、誘導を支援すること。

第1順位 病弱者、障がい者

第2順位 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童

第3順位 一般市民

(8) 避難者の避難先

避難者の避難先は、その災害の形態や避難の理由により異なるが、おおむね次のとおりである。

ア 大規模な市街地火災のとき

(ア) 必要に応じて避難所に避難する。

(イ) 臨時に近くの小規模公園等の広場に集合した場合にも、なるべく早い時点で避難所へ移動する。

(ウ) 火災が収まり安全が確認されたら、避難指示を解除する。

(エ) 生活の拠点を失った者を避難所に移送する。

イ 建築物が被害を受けたとき

緊急を要するときは、とりあえず屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。

第5 避難所の開設

【避難所運営職員】

市は、風水害によって住居が倒壊又は流出、焼失して救助を要する被災者に対し、宿泊、給食等の救助を実施するために避難所を開設し、収容保護する。避難所開設の詳細は「白岡市避難所開設・運営マニュアル」に基づき実施する。

1 避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

2 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける。

高齢者等避難が発令されると同時に避難所開設の準備を行う。

3 開設の手順

避難所は、次の手順に従って開設する。

- (1) 開設の決定と場所の選定割当て（避難所の中から選ぶ。）
- (2) 開設、設営と給水、給食、寝具等生活必需品の調達及び給付
- (3) 自主防災組織等への避難所開設の周知
- (4) 避難者の収容

4 避難所の開設

- (1) 避難所の開設は、市長の指示に基づき避難所に当てられた施設の管理者が行う。
- (2) 避難所は、次の条件を満たす施設を優先して選定する。
 - ア 浸水に対し安全な床面積を有すること。
 - イ 被災地に近く集团的に収容できる既存の建築物であること。
 - ウ 耐震構造の建築物（学校、体育館等）であること。
 - エ 給食等の利便性があること。
 - (ア) 給水及び給食施設を有するもの

- (イ) 給食施設を急造し得るもの
- (ウ) 比較的容易に搬送給食できるもの
- (3) 既存の建築物を利用できない場合は、野外に天幕又はプレハブ等を仮設する。
- (4) 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。
- (5) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、公共施設やホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

5 避難所への収容対象者

収容対象者は、災害によって実際に被害を受けた者又は災害によって現に被害を受けるおそれがある者とする。

- (1) 災害によって実際に被害を受けた者には、次の者が該当する。
 - ア 住家が被害を受け、居住の場を失った者（全壊（流失、埋没、焼失）、半壊（焼）等の被害を受け、日常生活する場所を失った者）
 - イ 災害を受けた者（自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪者、通行人等））
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれのある場合には、次の場合が該当する。
 - ア 避難情報が発令された場合
 - イ 避難情報は発令されていないが、緊急避難の必要がある場合

6 避難所開設の公示と報告

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき人を誘導し、保護する。

- (1) 感染症対策の周知
 - 市は、避難所を開設する場合は、新型コロナウイルス等の感染症対策として、防災行政用無線、市ホームページ、SNS、白岡市安心安全メール等で次の事項を周知する。
 - (ア) 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること。
 - (イ) 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
 - (ウ) 市の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
 - (エ) 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申出ること。
 - (オ) 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。
- (2) 県への報告
 - 市長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県知事に報告する。
 - (ア) 避難所の開設の目的、日時及び場所
 - (イ) 箇所数及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み

■資料-39 避難所開設状況報告書

■資料-40 避難所運営記録簿

■資料-41 避難状況一覧

■資料-42 白岡市避難所等位置図

■資料-43 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表

【指定避難所等一覧表】

○…使用可能 △…洪水時2階以上使用可能

番号	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所	防災倉庫	所在地
		地震	洪水					
			利根川	小山川	荒川			
1	篠津小学校	○	△	○	△	○	○	白岡市篠津 2644
2	篠津中学校	○	△	○	△	○	○	白岡市篠津 2617
3	菁莪小学校	○	△	○	△	○	○	白岡市上野田 101-1
4	菁莪中学校	○	○	○	○	○	○	白岡市下野田 927
5	大山小学校	○	△	△	△	○	○	白岡市荒井新田 339
6	南小学校	○	△	○	△	○	○	白岡市小久喜 524-1
7	南中学校	○	△	○	△	○	○	白岡市千駄野 356-1
8	西小学校	○	△	△	△	○	○	白岡市西 6丁目 3-1
9	中央公民館	○	△	○	△	○	○	白岡市小久喜 1227-1
10	白岡市役所篠津分館	○	○	○	○	○	○	白岡市篠津 502-3
11	老人福祉センター	○	—	○	—	○	○	白岡市高岩 2177
12	コミュニティセンター 西児童館	○	△	△	○	○	—	白岡市白岡 857-6
13	八幡公園	○	○	○	○	—	○	白岡市白岡 858-1
14	高岩公園	○	—	—	—	—	○	白岡市新白岡 3丁目 43
15	勤労者体育センター	○	—	○	—	○	—	白岡市新白岡 3丁目 200-2
16	白岡中学校	○	△	○	△	○	○	白岡市白岡 1647-1
17	白岡東小学校	○	△	○	○	○	○	白岡市新白岡 2丁目 28-1
18	総合運動公園	○	—	—	—	—	—	白岡市千駄野 345
19	県立白岡高等学校	○	△	○	△	○	—	白岡市高岩 275-1

【福祉避難所一覧表】

番号	名称	所在地	避難対象者
1	保健福祉総合センター (はびすしらおか) 注)	白岡市千駄野 445	要配慮者の二次的な避難所として使用
2	ありの実館	白岡市白岡 805-2	
3	東ありの実館	白岡市爪田ヶ谷 52-3	
4	介護予防事業拠点施設 (いきいきさぼと)	白岡市高岩 2177-1	

注) 浸水時2階以上使用可

第6 避難所の運営

【避難所運営職員】

1 避難所の運営

避難所の開設に伴い、「避難所運営職員」は、自主防災組織、行政区等と連携し、別途作成する「白岡市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者からなる運営委員会等を組織し、避難所の自主運営に努める。

(1) 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食糧・物資等の需要を把握する。

避難所等の不足が見込まれる場合には、災害対策本部を通して県、近隣市町村に応援要請する。

(2) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 避難所の運営

避難所ごとに避難所運営要員を配置し、円滑な運営に努める。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

避難所の運営に当たっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう活動環境を整える。

(4) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、福祉避難室、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置し、巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては、県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意する。

(5) 要配慮者等に必要な物資の配布

要配慮者や女性等のために必要と思われる物資等を配布するように努める。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等】

要配慮者の分類	物資名
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤等
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、スプーン、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、乳児用ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、ベビーバス、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おんぶ紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ等
病弱者・内部障がい者	医薬品や使用装具、オストメイトトイレ（膀胱又は直腸機能に障がいのある者）、気管孔エプロン（咽頭摘出者）、酸素ボンベ（人工咽頭、呼吸機能障がいのある者）等
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ等
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ等
知的障がい者 精神障がい者 発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、おしりふき、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具（コミュニケーション支援ボード）等
女性	ウェットティッシュ、バスタオル、女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないごみ袋、防犯ブザー・ホイッスル等
妊産婦	マット、組立式ベッド等
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン、フォーク、ハラール食、ストール等

(6) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて応急救護所を設ける。

「保健衛生班」による巡回健康相談の実施、地元医師会との協定に基づく医療救護チームの派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、介護職員の派遣等の必要な措置をとる。

(8) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、避難所に避難すべき住民

が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月、埼玉県）及び「白岡市避難所開設・運営マニュアル」に沿って、クラスター発生防止のための対策をとるものとする。

(9) 県への要請

県は、市から要請があった場合は、県職員を避難所に派遣するとともに、他市町村に対し、当該職員の派遣を指示する。

(10) 避難者とともに避難した動物の取扱

避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱について、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(11) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(12) 避難者の受入

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。

2 避難所外避難者対策

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

3 広域避難

市は、市域に災害が発生するおそれがあり、避難指示等を発令した場合に、その避難先を市内のみで確保することが困難であり、かつ、被災のおそれがある市民等の安全を確保するため、他市町村への避難の必要があると認めるときは、当該市民等の受入について、県内又は県外の他市町村の長へ協力を要請する。県内の他の市町村への受入については当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

なお、県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

協力を求められた市町村は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供するものとする。

なお、県は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供する市町村を支援する。

なお、県は災害が発生するおそれがある場合で、居住者の生命又は身体を当該災害から保護するために緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者の運送を要請することができる。

3 広域一時滞在

市は、市域に災害が発生し、被災した市民の安全の確保又は居住場所の確保が市域では困難な場合において、当該被災市民の他市町村における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災市民の受入について、県内又は県外の他市町村の長へ協力を要請する。県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所等を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所等を提供する市町村を支援する。

また、県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による。

第13節 交通規制

風水害発生時における浸水区域やアンダーパス等の局所的な浸水が生じているところへの流入抑制や交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第1 埼玉県警察による交通

【久喜警察署】

災害応急対策を円滑に実施するため災害発生後速やかに、緊急通行車両及び緊急通行車両以外に災害時の交通規制から除外する車両を除く車両の通行を禁止し、又は制限する道路(以下「緊急交通路」という。)を確保し、交通規制等の措置及び緊急交通路の確認事務を実施するものとする。

(1) 交通部高速道路交通警察隊長が行う交通規制

交通部高速道路交通警察隊長は、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、次に掲げる高速道路等のうち、災害応急対策上必要な路線を緊急交通路として確保するものとする。

ア 東北自動車道

イ 首都圏中央連絡道

(2) 久喜警察署長が行う交通規制

久喜警察署長は、その管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認められるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ただし、久喜警察署長が行うこれらの措置は、その期間が1か月を超えない場合に限り行うものとする。

(3) 警察官が行う交通規制

ア 道路交通法第6条第2項同条第3項に基づく交通規制

警察官は災害発生時において、車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転手に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずるものとする。

警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をするものとする。

イ 道路交通法第6条第4項に基づく交通規制

警察官は、災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全な回り道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。

第2 道路管理者による交通規制

【各道路管理者】

(1) 道路管理者は、管理する道路が損壊したこと等により、通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 道路管理者は、管理する道路について通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ当該区域を管轄する久喜警察署長及び市長に禁止又は制限の対象、区間、期

間及び理由を通知する。

なお、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

第14節 障害物の除去

市は、洪水氾濫によりもたらされた大量の土砂、流木等の流下物により日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障を来す場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

なお、風水害発生時における障害物処理は、各市町村や県域を越えた広域処理が必要になることもあるため、県との連携を図る。

第1 住宅関係障害物除去

【建築班】

1 除去作業の方針と内容

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 活動方針

- ア 障害物の除去は、市長が行う。
- イ 一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
- ウ 労力又は機械力が不足する場合は県（住宅課）に要請し、近隣市町村からの派遣を求める。
- エ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。
- オ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

(2) 対象

住宅に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住宅を早急に調査のうえ、実施する。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- エ 住宅が半壊又は床上浸水したもの。
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

(3) 対象者の選定基準

障害物除去対象者の選定は市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握したうえで算定する。

(4) 期間

障害物除去の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

2 除去作業の支援

県は、市から要請があったときは、隣接市町村から職員の派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い応援体制の確保に努める。

第2 道路等の障害物の除去

【土木班】【道路事業者】

「震災対策編第3章第18節第5道路・橋りょうの応急対策」を準用する。

第3 障害物の集積場所

【環境班】

「風水害対策編第3章第18節第1廃棄物処理」を準用する。

第4 必要な人員・機械器具等の確保

【安心安全班】

「風水害対策編第3章第8節第2相互応援協力、第3要員確保」を準用する。

第15節 緊急輸送

大規模風水害発生時、被災者を避難させるための輸送及び救助の実施に必要な人員と救助物資の輸送に万全を期さなければならない。災害時の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両及び施設に関して次の事項を定めて実行する。

第1 緊急通行車両による輸送

【財政班】【土木班】

1 実施責任者

- (1) 緊急輸送の総括、市で必要とする車両等の調達、管理などは、「財政班」が担当する。
- (2) 輸送を行う班は、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況について、「土木班」と連絡を取り、状況に応じた対応方法を考慮する。

2 緊急輸送対象

- (1) 人員
優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者及び医療（助産）救護を要する人、災害対策本部員、救急及び救助のための要員、消防機関の職員とする。
- (2) 物資
優先輸送されるべき物資は、医薬品、医療器具、災害復旧用資機材、車両用燃料、食糧、飲料水、生活必需品等の救護物資などとする。

【各段階における輸送対象】

第1段階 (被災直後)	第2段階 (おおむね被災から 1週間後まで)	第3段階 (おおむね被災から 1週間後以降)
ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設・下水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員及び物資等 エ 医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
—	ア 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 イ 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
	—	ア 災害復旧に必要な人員及び物資 イ 生活必需品

3 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位の原則を次のとおりとする。

- (1) 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) その他災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

4 緊急輸送道路の確保

- (1) 道路被害状況等の把握
道路被害状況、復旧見込み等の情報収集は、「土木班」が担当し、その情報を「財政班」に報告し情報の共有を図る。

(2) 緊急輸送道路の選定

道路被害状況を検討し、最も適切な輸送ルートを選定する。

- ア 道路が障害物によって車両が立ち往生する可能性がある場合には、応急対策に支障が生じるため、特に注意をする。
- イ 一般車両等の駐車によって輸送が困難な場合は、警察に協力を要請するとともに、日頃から市民に周知しておく。

(3) 緊急輸送道路の確保

- ア 防災関係機関が効率よく有機的に活動できるように緊急輸送道路は、市が指定する路線から順次確保する。
- イ 災害の状況により、地域によって指定路線の確保が困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、指示する。
- ウ 市が災害対策上の必要性から県の指定路線を確保する場合は、県知事にその旨を通知する。

(4) 緊急輸送道路の応急復旧

ア 作業順位の決定

あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況をもとに、緊急性を考慮し、県及び警察本部と調整のうえ、応急復旧順位を決定する。

なお、効率的な応急復旧のために、警察本部、(一社)埼玉県建設業協会と次の事項について、事前協議を行う。

- (ア) 復旧路線、区間
- (イ) 復旧車線数
- (ウ) 復旧作業の相互応援
- (エ) 協力建設会社との連携

イ 応急復旧作業

所管する道路について、応急復旧作業を行う。

道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら(一社)埼玉県建設業協会と連携して行い、交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動させる。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。

また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。

ウ 放置車両対策

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、放置車両や立ち往生車両等の運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

エ 応急復旧状況の広報

効率的な緊急輸送を行うため、応急復旧、交通規制、交通量などの状況を情報収集し、緊急輸送を実施している主体からの問い合わせ等に対して、的確な情報伝達を行う。

■資料-44 白岡市緊急輸送道路一覧表

■資料-45 白岡市緊急輸送道路位置図

■資料-46 災害時における応急対策活動に関する協定書

■資料-47 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

5 車両の確保等

公用車を全面的に活用するとともに、市内の輸送業者及び市民に協力を依頼し、輸送力

の確保に万全を期する。

■資料-48 白岡市公用車一覧表

■資料-49 災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書

■資料-50 災害時等におけるバス利用に関する協定書

■資料-51 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

6 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両は、災害対策基本法施行令第32条に規定する車両であって、災害対策基本法第50条に規定する次の事項に対応する車両である。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救助、救助その他被災者の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関するもの
- ク その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条に基づいて交通規制が行われた場合には、次のとおり確認を受ける。

- ア 確認機関
久喜警察署
- イ 確認手続等

(ア) 「財政班」又は当該車両の使用者は、確認機関による審査を受け、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

(イ) 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲出する。

7 車両の運用

- (1) 車両の運用は、「財政班」が災害対策本部各部の要請に基づき、使用目的に合わせた適正配車に努める。
- (2) 災害対策本部の各部は、応急対策を実施するうえで車両が必要になったときは「財政班」に対し、用途、使用予定時間、台数等必要な事項を添えて配車を要請する。
- (3) 「財政班」は、常に配車状況を把握するなど車両台数を確認し、災害対策本部各部の要請に対応する。

8 燃料の調達方法

公用車に必要な石油類燃料の調達については、市内石油販売業者との災害時優先供給に関する協定により、緊急時に供給を受ける。

■資料-52 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書

9 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した経費は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第2 ヘリコプターによる輸送

【安心安全班】

空路からの救助物資輸送時のヘリコプター臨時発着場を次のとおり定める。

【ヘリコプター臨時発着場】

施設名	所在地	市役所からの距離
総合運動公園	白岡市千駄野 345 番地	約 0.5km
ふれあいの森公園	白岡市小久喜 765 番地	約 0.1km

第16節 飲料水・食糧・生活必需品の供給

風水害により生活に必要な物資が被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に必要である飲料水、食糧及び生活必需品の確保に努め、市民の生活の安定を図る。

また、孤立の長期化に備え、浸水の危険性がない場所に飲料水、食糧、医薬品、生活必需品の備蓄を図る。

第1 飲料水の供給 【上下水道班】【上下水道庶務班】

飲料水が枯渇又は汚染し、飲料水を得ることができない者に対し最小限必要な量の飲料水の供給と給水施設の応急復旧を実施する。

なお、応急給水活動は、復旧までの期間において、段階的に給水量を増加させるためのものとし、人工透析対応病院をはじめとする医療機関、社会福祉施設等に対して優先的に給水を行うほか、避難所等への給水を行う。

1 給水の実施責任者

- (1) 一般の場合、水道により水を供給しているときは、「上下水道班」が供給の責務を有する。
- (2) 特別の事態が発生した場合、次のように法令の定める者が供給の責務を有する。

【給水の実施責任者】

給水を必要とする場合	実施責任者	法令
災害により現に飲料水を得ることができない場合	市長*	災害救助法施行令第17条
感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、県知事がその使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条
災害その他非常の場合において、県知事が緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めた場合	水道事業者 (市長)	水道法第40条

* 災害救助法第13条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した場合

2 応急給水活動

「上下水道班」及び「上下水道庶務班」は、応急給水実施に当たり、次の事項を検討し、給水計画を作成する。

(1) 断水区域、断水戸数の把握

各種被害情報等により、断(減・濁)水区域及び戸数を速やかに把握する。また、当該区域に医療施設及び福祉施設等の重要施設が含まれているかを確認する。

(2) 給水拠点

広範囲に断水が生じた場合は、高岩浄水場、岡泉浄水場及び大山配水場を給水拠点として開設する。また、断水対象地区については、避難所の応急給水装置(タンク等)が設置された場所への運搬給水を行う。

(3) 給水方法の選定

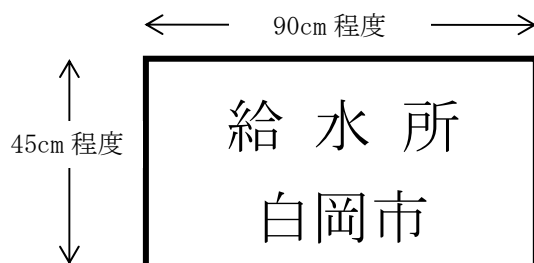
給水方法の選定に当たっては、次の事項に留意したうえで最も効率的な給水方法を決

定する。

ア 臨時給水

断水対象地区については、各避難所の避難者の状況、運搬経路の被害状況等を勘案し、避難所運営委員会は、臨時に給水所を設置する避難所の選定を行い、選定した避難所には、自主防災組織などにより応急給水装置（タンク等）を設置する。

「上下水道班」は、設置された応急給水装置へ運搬給水により給水を行う。



【給水所の表示】

イ 運搬給水

運搬給水は、車両一体型給水車、車載用給水タンク、ポリタンク及び給水袋により行う。

断水対象区域内に医療施設が含まれるときは、車載用給水タンク等により給水を行う。また、健康福祉部との連携により、独居老人世帯等に対し、給水袋等を配布する。

ウ 仮設給水

断水対象区域内に消火栓がある場合は、給水が便利な場所まで仮配管を行い、臨時給水栓を設置し、仮設給水を行う。

(4) 応急給水量の算定

厚生労働省が定めた「水道の耐震化計画等対策指針」の例により、応急給水目標量を次のとおり設定する。

【応急給水目標量】

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
3日まで	3ℓ／人・日	おおむね 1km 以内	車両一体型給水車、給水タンク車載車、ポリタンク等による運搬、県送水管付近の応急給水栓
10日まで	20ℓ／人・日	おおむね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日まで	100ℓ／人・日	おおむね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
28日まで	250ℓ／人・日	100m 以内	仮配管からの各戸給水、供用栓

(5) 運搬給水優先順位及び運搬給水量の設定

ア 運搬給水優先順位の設定

運搬給水は、人工透析対応病院を最優先とし、次いで入院患者がいる一般医療機関及び福祉施設の給水を優先とする。また、並行して避難所に設置した応急給水装置等への給水を行う。

イ 給水量の設定

優先施設等への給水量は、事前に各施設と協議のうえ設定する。なお、臨時給水所

等の給水量については、応急給水目標量とする。

(6) 応急給水に係る広報

断水対象範囲が狭小の場合は、広報車を主として周知し、断水区域が広範囲の場合は、広報車による広報のほか、市の防災行政用無線、市のホームページ及び広報紙等を活用する。

(7) 自家水利用者への配慮

地震等の影響による地下水の濁り、水脈の破断又は停電等により自家水の使用が困難となった市民に対しても応急給水の対象とする。

(8) 給水用資機材及び給水要員の確保

「上下水道班」及び「上下水道庶務班」は、応急給水の実施が見込まれる場合は、速やかに車両、給水用資機材及び人員を確保する。また、資機材及び人員不足により、対応が不可能であるときは、「安心安全班」に資機材の調達及び人員を要請し、応急給水体制を確保する。

3 給水施設の応急復旧

給水施設に被害の発生のおそれがある場合又は発生した場合において、市長は、白岡市管工事業協同組合の協力を得る必要があると認めたときは、「災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書」に基づき、組合員の出勤を要請し、水道施設の復旧又は応急措置を講じる。

また、被害が広範囲に及ぶなど白岡市管工事業協同組合による復旧が困難な場合は、「日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領」に基づき応援を要請する。

なお、被害状況の調査及び復旧工事は、おおむね1週間以内に完了するよう実施し、復旧資材の調達は、日本水道協会埼玉県支部への要請のほか、市長の要請に基づき県知事があつせんする。

■資料-53 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書

■資料-54 日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書

■資料-55 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱

■資料-56 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領

■資料-57 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

■資料-58 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

4 物資提供に関する協定

民間事業者などとの協定締結により、市内において震度5以上の地震又は同程度以上の災害が発生した場合、市内に設置されている地域貢献型自動販売機内の飲料水を無償提供するほか、飲料水の優先的な提供が実施される。

■資料-59 災害時における救援物資提供に関する協定書

■資料-60 災害時における救援物資提供に関する協定書

5 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第2 食糧の供給 【財政班】【農政班】【子育て支援班】【こども保育班】【援護班】

住家の損壊、焼失のため、多数の市民が食糧と自炊手段を失うと同時に、食糧の供給、販売機能がまひすることが予想される。そのため、被災者及び災害対策本部員に対して、配布

する食糧について定める。

1 給食の実施責任者

実施責任者は、市長とする。

2 給食対象者、数量等

給食対象者、数量等については、次のとおりとする。

(1) 対象者

- ア 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- イ 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- ウ 災害救助に従事する者
- エ 旅行者、市内通過者で、他に食糧を得る手段のない者

なお、財産管理上の都合その他で、家を空けることができない被災者にもできる限り配布されるよう努力する。ただし、親戚、知人宅へ寄留し、当該箇所での食事の提供を受けることができる者、又は勤務先等における救済措置が講じられる者は、この限りでない。

(2) 食糧の配布基準

応急時の食糧の配布基準は、次のとおりとする。

【応急時の給食数量】

品 目		基 準	
米	穀	被災者	1食当たり精米 200g 以内
		応急供給受給者	1人1日当たり精米 400g 以内
		災害救助従事者	1食当たり精米 300g 以内
乾	パン	1食当たり	1包(115g入り) 以内
食	パン	1食当たり	185g 以内
調	製粉乳	乳児1日当たり	200g 以内

(3) 応急食糧の種類

応急食糧としては、米穀、備蓄の乾パン、アルファーマイ、スナックパック及び乳児用ミルクを基本とする。

ア 第1次調達品

被災後、炊き出しや給食を実施するまでの間(24時間以内を目途とする)の応急的な食糧の供給では、乾パン、アルファーマイ、スナックパック等とする。

イ 第2次調達品

体制が整い次第(24時間以内)、炊き出し、給食の実施により体系的かつ継続的な食糧を供給する。食糧は、主に、米穀類と副食類とする。

(4) 引渡し等の管理

食糧の引渡し又は受領等について、物品名、数量等を確認のうえ、物品輸送引渡書・物品受領書を作成し、適切な管理を行う。

■資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書

(5) 必要数の把握と報告

応急食糧の必要数の把握と報告は、次のとおり行う。

- ア 避難所については、「子育て支援班」が「こども保育班」、「農政班」の協力を得て行う。
- イ 住宅残留者については、「援護班」が行政区等の協力を得て行う。
- ウ 「子育て支援班」から把握した食糧の必要数を災害対策本部に報告し、本部長は供

給数を決定する。決定後、「農政班」は、必要数を調達する。

3 食糧の調達

(1) 市内小売販売業者等からの調達

「農政班」は、市内小売販売業者等から米穀を購入する。

(2) 県知事への要請

市の調達食糧に不足が生じたり、調達不可能なときは、「農政班」は「供給割当申請書」によって、災害応急米穀を県知事に要請する。

(3) 応急米穀の緊急引渡しの要請

交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され、応急食糧が必要と認める場合、「農政班」は、あらかじめ県知事から指示される範囲内で農林水産省農産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付総合食料局長通知）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給を受ける。

(4) その他の食品の調達

市は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達するが、なお不足を生ずる場合は、県知事に食品の調達を要請する。

■資料-62 食糧調達状況

4 物資提供に関する協定

卸売事業者等からの食糧供給を目的とした優先的食糧の供給協定を締結し、食糧の安定供給を円滑に進める。

■資料-63 災害時における物資の供給等に関する協定書

■資料-64 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

5 食品の調達

「農政班」は、災害対策本部が設置され、災害の状況により応急食糧が必要と認める場合は、要配慮者に留意して、民間事業者から食品を調達する。

6 食品の輸送と集積地

(1) 食品の輸送

「財政班」は、市が調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、指定する避難所へ緊急輸送等を行う。

なお、被災状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送する方法、調達先の業者に輸送させる方法なども考慮する。

(2) 食品の集積地

食品の集積地については、原則として市役所庁舎とする。状況によっては、交通及び連絡に便利な公共施設とする。

なお、食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期す。

7 給食の方法

(1) 配布の順序

原則として米穀とするが、状況等によって乾パン等の非常食品とする。

また、乳児食として生後1年未満の乳児には、乳児用ミルクを配布する。配布の種類

とステップは、「2 給食対象者、数量等 (3) 応急食糧の種類」のとおりとする。

なお、炊き出し及び食品の配分は、指定避難所において実施する。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、学校給食室等で行い、不足する場合は、自主防災組織、行政区、民間協力団体等に対し、協力を依頼する。

なお、学校給食室が利用不能又はその他の特別の場合は、市内の食堂等に対して炊き出しを委託する。また、多大な被害を受け、市内で炊き出しが困難と認められるときは、県知事に炊き出し等についての協力を申請する。

(3) 食品の配分

「子育て支援班」は、送付を受けた食品について、本部の指示に従い、定めた数量を配分する。配分に当たっては、収容被災者等の協力を得て公正に実施する。

市長は、炊き出し、食品の配分、その他食品の給与を実施したときは、実施状況を速やかに県知事に報告する。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第3 生活必需品の供給 【財政班】【商工班】【子育て支援班】【こども保育班】

被災者に支給する寝具（毛布）や衣料等、生活必需品の確保と供給を、次のとおり迅速、確実に行う。

1 実施責任者

生活必需品の供給等の実施責任者は、市長とし、供給等は「子育て支援班」が当たる。災害救助法を適用した場合の生活必需品等の供給等は、県知事の補助機関として、市長が実施する。

2 供給等の対象者及び品目

供給等の対象者及び品目については、次のとおりとする。

(1) 対象者

住家の全壊（焼）、半壊（焼）等で、生活上必要な家財等を喪失し、又はき損し、かつ、資力の有無に関わらず、物資の販売機構の混乱により生活必需品等を直ちに入手できない状態にある者を対象者とする。

(2) 品目

品目は、災害救助法の基準に準じて、次の8種類を目安とする。

ア 寝具（毛布） イ 外衣 ウ 肌着 エ 身の回り品 オ 炊事道具
カ 食器 キ 日用品 ク 光熱材料

(3) 生活必需品の備蓄

市は、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(4) 生活必需品の調達方法

ア 生活必需品は、市の防災倉庫にあらかじめ備蓄する。

イ 備蓄分で不足する場合は、市内小売販売業者等により、必要な品目を「商工班」が購入して補う。

ウ 予定されていない品目及び小売業者だけでは調達できない場合、その都度業者を選

- 定し、購入する。
- エ 市の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不能なときは、市長は県に調達を要請する。
- (5) 生活必需品等の輸送
- ア 「財政班」は他の班との合同により、市が調達した物資や県から給付された物資を指定の集積地（市役所）から輸送計画に基づき避難所へ緊急輸送する。
- イ 災害の状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送し、また調達先の業者に輸送させるなど考慮する。
- ウ 生活必需品等の引渡し又は受領等については、物品名、数量等を確認のうえ、物品輸送引渡書・物品受領書を作成し、適切な管理を行う。

■資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書

■資料-65 災害時における物資供給に関する協定書

【生活必需品の集積地】

名 称	所 在 地	電話番号
白岡市役所	白岡市千駄野 432	0480-92-1111

3 生活必需品等の配分方法

- (1) 供給する生活必需品の品目等の決定
市長は、被災者に供給する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内で、その都度定める。
- (2) 災害救助法適用後は、市長の指示により被災者に配布後、直ちに県に報告する。
- (3) 生活必需品の供給の範囲
生活必需品の供給は、主として避難所収容の被災者を対象に実施し、自宅残留者その他の被災者に対しても、必要に応じて実施する。
- (4) 生活必需品の配布
子育て支援班長は、供給対象者の把握に努めるとともに、物資の提供場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を確立する。
「子育て支援班」は配分計画に基づき、自主防災組織、行政区等及び被災者の協力を得て、被災者に公平に配布する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において県に請求する。

第4 救援物資の供給

【財政班】【農政班】

大規模な災害が発生したとき、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、集積地に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。

そこで、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用して情報共有を図り、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。

災害対策本部に、食糧、物資、輸送に係る「農政班」及び「財政班」の職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受入及び配送の指示を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得

第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画

第16節 飲料水・食糧・生活必需品の供給

た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

■資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書

■資料-66 輸送状況

第17節 遺体の取扱

市は、県の支援を得ながら、災害により死亡又は死亡していると推定される者の捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、人心の安定を図る。

第1 遺体の捜索 【消防署】【久喜警察署】

1 捜索体制

- (1) 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、県、警察署等の協力の下に、労務者の雇入れ、車両、機械器具等の借上を行い実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合においても、災害救助法第13条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した場合は、市長が実施する。

2 捜索用資機材の調達

捜索用資機材は、市所有のものを用い、不足を生じる場合には「環境班」が調達する。

3 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問い合わせ等への対応は、「地域振興班」が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施する。

第2 遺体の処理 【環境班】【久喜警察署】

災害の際、死亡した者に関して、市は、警察署及び県等の協力を得て、次により遺体の処理を行う。

1 死体調査等	警察官は、検視又は死体調査を行う。 救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。
2 検案	救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
3 遺体の輸送	市は県に報告のうえ、遺体を警察署、消防署等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
4 遺体収容所（安置所）の開設	市は、二次災害のおそれのない適当な場所（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておく。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための建築物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。
5 遺体の収容	市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
6 安置所の管理運営	安置所の管理運営は、施設の管理責任者と環境班で当たる。 災害遺体処理票を作成のうえ、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺にちょう付する。
7 遺体の一時保管	市は検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

8 遺体の引渡し	市は、久喜警察署と協力して、身元不明遺体の引取人を調査する。なお、遺体の身元が判明している場合は、原則として、遺族、親族又は市長に連絡のうえ、遺体を引渡す。
----------	--

■資料-67 市内の寺院の状況

第3 遺体の埋・火葬 **【市民班】**

1 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、市が実施する。

1 埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として市で実施する。
2 他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は災害救助法適用地の市町村に連絡して引取らせるものとするが、災害救助法適用地が混乱のため引取るいとまがないときは、当該市町村は県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。
3 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施する。
4 葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む）、骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

2 遺体の火葬

- (1) 遺体を火葬に付す場合は、市は、災害遺体送付表を作成のうえ、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 遺骨及び遺留品に災害遺留品処理票を付し、所定の保管所へ一時保管する。
- (3) 遺族等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、市は、災害遺留品処理票によって整理して引渡す。
- (4) 1年以内に引取人が判明しない無縁の遺骨は、納骨堂に収蔵するか無縁墓地に埋葬する。

【火葬場】

名 称	所 在 地	電話番号	能 力
埼玉斎場組合	春日部市内牧 1431	048-752-3441	21 体

3 遺体の埋葬

- (1) 収容した遺体が多数のため、火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- (2) 仮埋葬した遺体は、早期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する。

4 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。なお、火葬場の

処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

5 埋・火葬のための資材の確保、火葬場の確保

- (1) 死亡された方の火葬は死亡後 24 時間以上を経過しないとできないため、被害状況の早期把握に努め、犠牲者数に応じて広域的な火葬場の応援を要請する。
- (2) 市は、棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合及び火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者又は他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

6 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索、処理、埋・火葬に係る費用や期間等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」に定めるところによる。

■資料-68 災害遺体処理票

第18節 環境衛生

災害時には、住家の損壊等により大量の廃棄物が排出され、また、上下水道の損壊や処理機能の低下等のため処理できない廃棄物が大量に発生することが考えられる。市は、災害時に発生するがれき等の災害廃棄物や避難所で発生する生活ごみ等の処理方法を示した「白岡市災害廃棄物処理計画」を策定している。災害廃棄物等の処理については、この計画に基づき進めるものとする。

風水害発生時において、浸水被害があった地域では環境衛生が一時的に不良な状態となり、感染症や食中毒が発生しやすい状況となる。そのため、家屋等が浸水した場合は必要に応じて家屋の洗浄、消毒を行う。

また、災害時の感染症予防のための防疫活動や食品衛生維持のための保健衛生活動を行うとともに、災害に伴う逸失動物の保護や避難所でのペット対策等についても配慮し、災害時であっても可能な限り生活環境の維持を図るものとする。

第1 廃棄物処理

【環境班】

1 対象廃棄物

(1) 災害廃棄物

災害の発生により、平常時と異なる対応が必要となる廃棄物は次のとおりである。

ア がれき等

被災した建物等から発生する木くず、コンクリートがらなど

イ 処理困難物

有害廃棄物（廃石綿、PCB、フロン類）、感染性廃棄物、消火器、ボンベ類、ピアノ、バッテリーなどの適正処理困難物

ウ 一般ごみ等

災害により発生した金属くず、可燃物、不燃物など

エ 粗大ごみ

災害により発生した家具類や家電4品目以外の家電

オ 家電4品目

災害により発生したエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電4品目

(2) 生活ごみ等

ア 生活ごみ（平常時と同様にごみ集積所に排出、蓮田白岡衛生組合へ直接持込み）

平常時と同様に家庭から排出される生活ごみや資源物、粗大ごみなど

イ 避難所ごみ（避難所に設置したごみ集積所に排出）

避難所から排出される生活ごみなど

(3) し尿

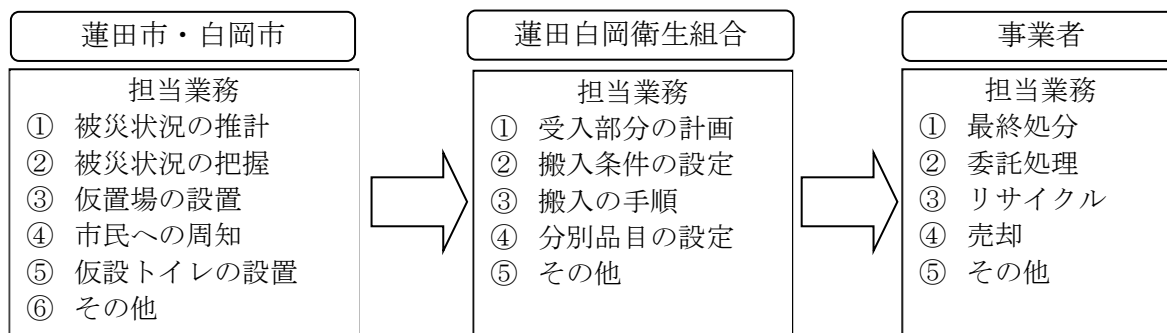
平常時と同様に家庭から排出されるし尿及び浄化槽汚泥並びに避難所等に設置した仮設トイレから排出されるし尿

(4) 災害廃棄物の処理方針

白岡市災害廃棄物処理計画に基づき処理を行うものとする。

(5) 役割分担

蓮田市・白岡市、蓮田白岡衛生組合及び事業者の主な役割は、次のとおりである。



【役割分担】

(6) 収集処理

ア 収集処理方法

(ア) 災害廃棄物は、現場での選別、一時保管場所での選別により原則として被災者が一時保管場所に搬入することとする。ただし、被災者の申立てにより自己搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理する場合は、市が収集処理を行う。

(イ) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。

(ウ) 応急活動後、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

イ 仮置場の確保及び運営

(ア) 仮置場の機能

災害廃棄物を一時的にストックする機能に加え、場合によっては、災害廃棄物の積み替えや解体、選別を行う機能も求められる。

(イ) 仮置場の設置

既に仮置場の候補地は選定済であることから、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、必要となる仮置場の面積を算定のうえ、仮置場を決定し、速やかに開設する。

ウ 人員、資機材の調達

(ア) 人員の確保

市の人員に不足を生じる場合、「環境班」は臨時雇入れを行い、作業員を派遣する。さらに不足がある場合には、県（環境部）に近隣市町村等の協力が得られるよう連絡し、調達を図る。

(イ) 資機材の調達

市所有の資機材で不足が生じた場合には、市長から埼玉県建設業協会へ収集用車両や資機材の調達を依頼する。

エ 応援協力体制

埼玉県清掃行政研究協議会会長（県・県内市町村・一部事務組合が加盟）と埼玉県一般廃棄物連合会との間で「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」を、埼玉県と一般社団法人埼玉県環境産業振興協会との間で「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結している。

市のみでの災害廃棄物処理が困難な場合、協定に基づき、災害廃棄物等の収集・運搬、処分の協力を求めるものとする。

(7) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱事業所からの混入を防止し、適切な処置に努める。

(8) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

適正処理困難物として蓮田白岡衛生組合による収集・処理ができないものとして取扱う廃棄物、産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理す

る。

2 生活ごみ・避難所ごみ

被災時における生活ごみ・避難所ごみの処理は、蓮田白岡衛生組合の処理施設で処理可能な場合には平常時と同様に蓮田白岡衛生組合のごみ処理施設での処理を基本とする。

また、収集業務においては、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所などの緊急を要するものから優先的に収集を行う。

(1) 処理対象とするごみ

災害時に排出されるごみは、次のものを想定する。

- ア 生活ごみ：一般ごみ、資源物、粗大ごみなど
- イ 避難所ごみ：避難所からの生活ごみ、資源物など

(2) 収集処理

平常の収集作業と並行して行うことを原則とするが、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所などの緊急を要するものから優先的に収集を行う。

ア 収集順位

環境衛生の状況を悪化させないため、次の順序に従い収集する。

- ① 避難所等
- ② 被災者住宅
- ③ 被災していない地域

イ 収集・処理方法

収集したごみは、蓮田白岡衛生組合のごみ処理施設において処理することを基本とするが、蓮田白岡衛生組合施設の全部又は一部が被災により通常の稼動が困難となった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会の「災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定」により県内市町村の協力を要請する。さらに処理能力が不足する場合は、県を通じ、県が協定締結している団体への協力要請を行う。

ウ 廃棄物処理場

予定していた施設が損壊したときは蓮田白岡衛生組合が指定した施設において処理する。

【一般廃棄物処理施設】

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力
蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津 1279 番地の 5	0480-92-8839	1 日 180 t

エ ごみの処理

道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかにごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生したごみの早期の処理に努める。

(3) 不法投棄対策

東日本大震災の被災地で見られたように、混乱時期には集積地以外に産業廃棄物等が処理場に持込まれるおそれがあるため、事前に監視等防止対策を行う。

3 し尿処理

(1) し尿処理の基本

- ア し尿処理・浄化槽汚泥は、平常時と同様に蓮田白岡衛生組合の施設で処理を行うことを基本とする。
- イ 仮設トイレの貯留量は、家庭の汲取り便槽などと比較して少ないことから避難所の収集を定期的に行えるように配慮する。
- ウ 仮設トイレを利用したときの吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一

- 般廃棄物として取扱い、焼却処理する。
- (2) トイレ対策
- ア 仮設トイレの設置に当たっては、市民からの要請受付、必要性の判断、設置数等について蓮田市と協議して決定する。
 - イ 仮設トイレの設置場所及び設置数は、被災者数等を考慮して「安心安全班」と協議して決定する。また、仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。
 - ウ 仮設トイレを設置した場合は、設置場所を市民に周知する。
 - エ 過去の大規模地震の被災地の教訓によれば、苦情の生じない適正基準としての仮設トイレの収集頻度は、1基当たり使用者数を60～70人として、収集は毎日1回行っていた。このため、これを基準とした維持に努める。
 - オ 水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。
- (3) 収集処理
- ア 収集順位
保健衛生の状況を悪化させないため、被災地域や避難所等の重要性が高い施設から優先して収集する。
 - イ 収集・処理方法
避難所開設に併せて、し尿処理業者に委託して迅速に処理する。予定していた施設が損壊したときは、蓮田白岡衛生組合が指定した施設において処理する。

【し尿処理施設】

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力
蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津 1279 番地の 5	0480-92-8839	46 キロリットル／日

- (4) し尿処理に係る被災による影響
便槽・浄化槽の破損、収集の遅れ、施設の処理の停滞などが想定されることから、公衆衛生や環境保全を速やかに確保するためにも、近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制の確立を図る。

■資料-69 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

4 処理施設の応急復旧

- (1) 処理施設の状況把握
廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には、適切な維持管理が難しくなるだけでなく、周囲の環境破壊を引き起こすおそれが考えられる。従って、平常時より施設の管理を十分に行うとともに、被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧の連絡調整を図る。
- (2) 被害状況の報告
被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、早急に県に被害状況を報告するなどの処置を講じる。
- (3) 処理施設の処理
収集作業に影響を与えるような場合には、期間を定めて他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な清掃活動が行われるよう万全を期する。

第2 防疫活動 【環境班】【子育て支援班】【保健衛生班】

大規模水害時は、健康に問題を及ぼす汚水や汚物、衛生環境の悪化等により、感染症発生

による周辺環境への影響により、消毒液等の薬剤散布を行う必要があり、そのための体制と実施手順をあらかじめ定めておく。

床上浸水及び床下浸水被害の家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置等について次のとおり定める。

また、停電、断水、浸水などにより食品の汚染、腐敗も予想されることから食品衛生監視の方法についても定める。

1 防疫活動組織

「環境班」は、埼玉県幸手保健所の協力を得て、防疫活動を行うため、次の係を編成する。

【防疫活動組織の構成】

	1班	2班	3班	計
班長（連絡員）	1人	1人	1人	3人
消毒機械A	2人	2人	1人	5人
消毒機械B	2人	2人	—	4人
計	5人	5人	2人	12人

(1) ねずみ族・昆虫駆除係

防除業者の協力を得て、ねずみ族、昆虫等の害虫が発生した場所又は発生する可能性のある場所等を重点的に駆除する。

(2) 消毒

浸水家屋に対する消毒は、感染症予防指定消毒剤及び殺菌剤入り粉剤を行政区を通じて希望者に配布し、消毒を行うよう別途詳細指導する。

(3) 予防接種係

災害の状況、感染症発生状況等により予防接種が必要となった場合は、医師等の協力をもとに、「保健衛生班」が実施する。

2 防疫活動内容

(1) 患者発生情報の収集と県への報告

(2) 県の指示を受け、被災地区の家屋及び避難所等の消毒の実施

(3) 県の指示を受け、害虫駆除の実施

(4) 患者の収容に係る県との連絡調整

3 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫用資機材の備蓄及び調達について次の対応を行う。

(1) 災害時における防疫業務実施基準に基づいた必要量の確保

(2) 防疫及び衛生機材等の品質の安全確保

(3) 災害対策防疫用資機材の整備・充実

(4) 関係機関との連携による防疫資材の調達

第3 保健衛生対策

【子育て支援班】【保健衛生班】

1 保健衛生対策の実施責任者

市長が実施責任者となり、「保健衛生班」が実施する。

2 食品衛生監視指導

市は、県の食品衛生監視指導について、保健所長の指揮のもと次の活動を行う。

- (1) 救護食品の衛生確保及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他飲食に起因する被害発生の防止

3 予防広報

感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、広報紙の配布、拡声器の使用等により予防広報を行う。

第4 動物愛護

【環境班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や関係機関、獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の動物、負傷動物等は県、市、獣医師会、動物関係団体等が協力のうへ保護し、動物保護施設等へ搬送する。

2 避難所における動物の適正な飼養

- (1) 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (2) 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱について、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (3) 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

3 情報の交換

市は、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼養状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の受入希望
- (4) 他都縣市への連絡調整及び応援要請

4 その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第19節 応急住宅対策

風水害による建築物の流失や浸水被害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設する。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間、維持する。

第1 被災住宅の応急修理

【建築班】

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

1 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 対象

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

(2) 応急措置の内容

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

(3) 実施期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等により修理戸数を決定する。

(2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の範囲とする。

(3) 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求する。

第2 応急住宅の供給

【建築班】

災害救助法が適用され、必要と認められる場合には、応急仮設住宅及び空室の公的住宅等を「応急住宅」として供給する。

1 既存住宅の利用

(1) 公的住宅等の利用

公営住宅等の空家を関係機関と連携し一時的に供給する。

ア 公的住宅の確保

県は、災害時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市

再生機構・埼玉県住宅供給公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。

イ 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、県知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込は一世帯一箇所とする。

(ア) 住宅が全焼、全壊又は流出した者

(イ) 居住する住居のない者

(ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者

ウ 入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準をもとに、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行う。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(1) 建設型応急住宅

県は、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については市に委任し、公営住宅に準じて維持管理する。

ア 設置戸数の決定

県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

イ 建設用地の確保

県及び市は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、次の基準に適合した建設予定地を定める。

(ア) 飲料水が得やすい場所

(イ) 保健衛生上適当な場所

(ウ) 交通の便を考慮した場所

(エ) 住居地域と隔離していない場所

(オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

ウ 維持管理

県は、市に委任し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。

エ 災害救助法が適用された場合の費用等

県知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

(2) 民間賃貸住宅の利用（賃貸型応急住宅）

ア 民間賃貸住宅の確保

市は、関係団体等に対し災害時の協力を要請し、民間賃貸住宅を借上げて賃貸型応急住宅として提供する。

イ 入居資格

原則として上記（1）の公的住宅に準ずる。

ウ 入居者の募集・選定

市は、提供可能な住宅について入居者の募集を行い、県が定める基準をもとに申込者から入居者を選定する。

エ 入居者管理

- 市は、県が定める基準をもとに、入居者管理を行う。
- (3) 応急仮設住宅の供給
- ア 入居者の選定
- 市は、被災者の状況を調査のうえ、次のすべてに該当する者から入居者を決定する。
- (ア) 住宅が全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住宅がない者
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者
- ※選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定する。
- ※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。
- なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。
- また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。
- イ 入居期間
- 入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。
- ウ 要配慮者への配慮
- 市は、応急仮設住宅を建設する際、建築物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際して、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第3 住宅の被害調査

【建築班】

「震災対策編第3章第19節第1住宅及び宅地の被害」を準用する。

第4 住宅関係障害物除去

【建築班】

「風水害対策編第3章第14節第1住宅関係障害物除去」を準用する。

第5 災害復旧用資機材の調達等

【建築班】

1 応急仮設住宅資材等の調達

市は、県に依頼し、あらかじめ協定を締結している一般社団法人プレハブ建築協会等と連絡調整を行い、応急仮設住宅建設のための資材調達が円滑に進むよう努める。なお、市の実施する住宅応急修理について、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

2 災害復旧用資機材の供給

農林水産省（関東森林管理局）は、県知事、市長からの要請により、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。

第20節 文教対策

風水害により、教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育を行えない場合を想定して、文教施設の応急対策及び罹災児童・生徒に対する学用品の支給等の文教対策を実施する。

第1 休業等応急措置

【教育総務班】【教育指導班】

市に気象警報が発表された場合、各学校では、児童生徒の安全を最優先した防災対策を講じ、児童生徒への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。

また、学校が避難所として開設されることが予想されるため、学校長は教職員との連絡の確保に努める。

1 児童生徒の登校前の措置

(1) 登校前に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合

休校判断時刻において市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」の措置を講じる。

遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報、大雪警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、学校長の判断により、実施の可否を決定するものとする。

(2) 登校前に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

休校判断時刻において市内に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が発表継続中の場合は、各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講じる。

2 児童生徒の登校後の措置

(1) 登校後に気象警報が発表又は避難指示が発令された場合

登校後に、気象警報が発表又は避難指示が発令された場合は、各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講じる。

(2) 登校後に洪水予報等が発表された場合

登校後に、市内の指定河川に洪水予報等が発表され、又は水位周知河川における避難判断水位到達情報等が発表され、市から連絡を受けた場合、浸水想定区域内に位置する学校の校長は、避難確保計画等に基づき適切な措置を講ずる。

第2 応急教育の準備・実施

【教育総務班】【教育指導班】

1 応急教育の準備

(1) 白岡市（教育委員会）

所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

(2) 校長

ア 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。

イ 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 前記連絡網等の確立を図り、指示事項の徹底を期する。

エ 応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し、指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点を置く。

- オ 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、エに準じた指導を行うよう努める。
- カ 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡のうえ、迅速な平常授業の再開に努め、その時期について、早急に保護者に連絡する。

2 学校施設の確保

- (1) 学校施設が使用可能な場合
 - ア 学校施設が被災し、一部が使用できない場合は、学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について、応急修理又は補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないように万全の措置を講じ、できる限り休業は避ける。
 - イ 避難者を多数収容しなければならない状況にある場合は、避難者の収容、生活支援を最優先する。その後、市の災害対策により避難者が安定した状況（およそ7日）を目途に授業の再開を目指す。
 - ウ 必要に応じて仮校舎の建築、2部授業、特別の学級編成を行う。所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。
- (2) 学校施設が使用不可能な場合
 - ア 学校施設が被災し、その全部が使用できない場合は、近隣の余裕学校に応急収容し、分散授業を実施する。
 - イ 余裕学校が不足し、被災学校の児童・生徒を収容できない場合には、学校として使用可能な公民館等の建築物に応急に収容し、分散授業を実施する。
 - ウ 校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、具体化を図る。

3 教職員の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合には、当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。教職員に欠員を生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足教職員の緊急派遣を求める。

4 応急教育の実施

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合には、当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。教職員に欠員を生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足教職員の緊急派遣を求める。

- (1) 学校施設等の確保状況に応じ、2部授業、特別の学級編成による授業、短縮授業等を実施する。
- (2) 応急教育の実施計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。
- (3) 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- (4) 被害の程度により臨時休業の措置をとることも予想されるので、授業のできなかつた時間について補習授業等を行い、その万全を期する。

第3 教材・学用品等の調達及び配給

【教育総務班】【教育指導班】

児童・生徒に対する学用品の給与は、災害救助法の適用基準に準じて行う。

1 学用品給与の実施機関

学用品の調達、配分等は、市が行う。市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給する。

2 学用品給与の基準

(1) 学用品給与の対象

学用品の給与は、災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して行う。

(2) 学用品給与の実施

学用品の給与は、被害の実情に応じて次に掲げる品目に対して行う。

- ア 教科書（教材を含む。）
- イ 文房具
- ウ 通学用品

3 給付の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第4 給食等の措置

【教育総務班】【教育指導班】

1 被害状況等の報告

災害によって学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合には、教育長は、次のとおりその状況を災害対策本部長に報告する。

- (1) 被害を受けた家庭における児童・生徒数
- (2) (1)のうち学校給食を実施しているものの調査表
- (3) 学校給食物資災害状況調査書

2 給食の実施

埼玉県教育委員会と連絡を密にし、応急復旧を要するものについては速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、次の点に留意のうえ、できる限り給食を継続して実施する。

- (1) 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講じる。
- (2) 学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。
- (3) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

3 給食を中止する場合

次のような事情が発生した場合には、給食を一時中止する。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。
- (3) 感染症その他の被害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (4) 給食物資の調達が困難なとき。
- (5) その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと思われるとき。

第5 学校の衛生管理 【教育総務班】【教育指導班】【保健衛生班】

1 学校施設の防疫方法

「保健衛生班」の指導によって各学校で実施する。

2 被災教職員、児童・生徒の健康管理方法

災害の状況により被災した学校の教職員、児童・生徒に対して感染症の予防接種や健康診断を、保健所に応援を依頼し、「保健衛生班」の指導によって各学校で実施する。

第6 学校施設の緊急使用 【教育総務班】【教育指導班】

1 避難所に指定された場合

市長から避難指示等の発令通知を受けた場合又は激甚な被害により被災者が自主的に避難してきた場合、市職員は市民の協力を得て、速やかに次の措置を講じる。

- (1) 学校施設の安全確認を行い、危険箇所及び避難所の管理運営に必要な部屋（校長室、職員室、放送室、保健室、理科室、コンピュータールーム、会議室等）の立入制限措置を行う。
- (2) 避難者を収容場所（体育館、教室等）へ誘導する。
- (3) 校庭への自家用車の乗り入れを禁止する。
- (4) 避難者の名簿の作成及び移動の記録を行う。
- (5) 避難者の所属団体（学校、会社等）に安否情報を提供する。
- (6) 避難者に必要な情報を提供する。
- (7) 避難者に物資の配布等生活支援に必要なことを行う。

2 長期間学校が使用不可能な場合

避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急な授業の再開に期する。

■資料-70 義務教育施設の状況

第7 文化財の応急措置 【社会教育班】

市は、文化財の保存・活用の促進を図るため、「文化財保存活用地域計画」を策定している。文化財の応急措置等については、この計画に基づき進めるものとする。

1 建造物

文化財が被災した場合には、県の指示等により、次の応急措置を施す。

- (1) 被害の拡大を防ぐため、地元関係者と連絡を取り合い、応急修理を施す。
- (2) 被害が著しい場合は、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け安全と現状保存を図るようにする。

2 美術工芸品

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

3 その他の文化財

遺跡などの被害の程度により、復旧の見込みがある場合は、地元関係者と連絡を取り合い、保存の処置を進める。

第21節 要配慮者への支援

風水害発生時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者及び言葉や文化が異なり、迅速かつ的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者に対しては、発災直後の避難誘導からその後の応急対策、復旧に至るまで、実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

第1 社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】

市は、社会福祉施設に入所している要配慮者等の安全を確保するため、地域の浸水特性や避難環境、要配慮者の避難に要する時間を踏まえ、迅速な避難情報の伝達に努める。

1 施設管理者

項目	内容
施設職員の確保	施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送の実施	施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	施設管理者は、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。

■資料-71 白岡市内の障がい者福祉施設の一覧

■資料-72 白岡市内の介護施設の一覧

2 市

項目	内容
避難誘導及び受入先への移送の実施	市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第2 避難行動要支援者等の避難支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

市は、災害発生時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう努める。

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

(1) 安否確認及び救助活動

市は、災害時要援護者登録制度等による、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、浸水想定区域内の各住宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各住宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

(2) 救助活動の実施及び受入先への移送

市は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

ア 市民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。

イ 避難行動要支援者等を医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等に収容する。

ウ 自力歩行が困難な要配慮者の身体条件を考慮して、介護タクシー等による移送を実施する。

4 名簿に記載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

第3 避難生活における要配慮者支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

1 生活支援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの飲料水、食糧、生活必需品等の調達及び供給を行う。

配布を行う際には、場所や時間を別に設ける。

2 避難所における要配慮者への配慮

(1) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(2) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) ヘルプカードの活用

市は、要配慮者への効果的な救助を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかるヘルプカードを避難所において配付し、回収する。

(4) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(5) 福祉避難室の設置

市は、避難所での集団生活が困難な要配慮者に対しては、避難所である小中学校等の特別教室や空き教室に「福祉避難室」を開設し、受入を行う。福祉避難室は、家族等の介助により避難生活が可能レベルの要配慮者を対象とするが、さらに専門的な介護等を必要とする要配慮者については、福祉避難所への移送を検討する。

(6) 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

福祉避難所の開設に当たっては、社会福祉施設と受入可能人数等を協議する。福祉避難所や福祉避難室を設置した場合は、速やかに住民に対し周知するとともに、県本部に報告する。

なお、「風水害対策編第3章第12節第6 避難所の運営」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

(7) 逃げ遅れた場合の被災回避

逃げ遅れた場合の緊急避難のため堅牢な建築物の2階以上への垂直避難を市の防災行政用無線等により呼びかける。

3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

(1) 情報提供

市は、ボランティア等の支援を受けて、在宅、避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により、情報を随時提供していく。

(2) 相談窓口の開設

市は、相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医者、相談援助職等を配置し、総合的な相談を実施する。

また、庁舎が浸水した場合には、代替施設に相談窓口を開設する。

(3) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、こころのケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるように配布手段、方法を確立させる。

(5) 福祉避難所の利用

市及び県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(6) 逃げ遅れた場合の被災回避

逃げ遅れた場合の緊急避難のため堅牢な建築物の2階以上への垂直避難を市の防災行政用無線等により呼びかける。

4 応急仮設住宅の提供に係る配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。市は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第4 乳幼児への対応

【子育て支援班】【こども保育班】

乳幼児の安全確保について、次の対策を実施する。

1 避難所に避難する場合の対策

(1) 区画された専用の場所の設置

不特定多数の避難者の中での授乳や夜泣き等により避難者間でストレスが高まることがあるため、乳幼児を抱える家族については、区画された専用の場所を設ける。

(2) 乳幼児用の食糧・生活必需品の配布

乳幼児に必要な乳児用ミルク、おむつ等の物資については、迅速に調達して配布する。

2 在宅の場合の対策

(1) 在宅状況の把握

「子育て支援班」は、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、巡回パトロールなどを行い、在宅状況を把握する。

(2) 生活援助物資等の配布

「子育て支援班」は、必要に応じ、生活援助物資等を配布する。

第5 外国人の安全確保

【地域振興班】

1 避難誘導等の実施

(1) 安否確認の実施

市は、職員や語学ボランティア等の協力により、調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や市の防災行政用無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口開設

(1) 情報提供

市は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、広報紙・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(2) 相談窓口の開設

市は、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボラン

ティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

また、庁舎が浸水した場合には、代替施設に相談窓口を開設する。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように通訳、翻訳ボランティアなどへの協力を呼びかけ、人材を確保する。

第4章 風水害復旧及び復興計画

被災した市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、中小企業等への融資、義援金の配布などについて適切な対策を行うとともに、災害からの教訓を踏まえ、国・県と連携してより災害に強いまちづくりにつなげる復旧及び復興計画を策定する。

第1節 迅速な災害復旧

風水害の応急復旧の進捗状況に応じて災害対策本部から復旧復興本部への組織改正を検討し、必要な事業を迅速に推進する。

第1 プロジェクト体制による推進

【企画政策班】

被害状況に応じて速やかに総合的な措置を講じるため、「企画政策班」が中心となって各部門と調整し、推進する「災害復旧・復興計画策定プロジェクト」体制をとる。

第2 災害復旧事業計画の作成

【企画政策班】

1 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分に調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業計画の種類

災害復旧事業の種類は、次に示すとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 下水道施設災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (12) その他の計画

第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【財政班】

被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

特に公共土木工事業施設の復旧に関しては、被災施設の災害の程度により、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

1 法律に基づく財政援助措置

法律又は予算の範囲内において国が全額又は一部負担又は補助して行う災害復旧事業の財政援助根拠法令等は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧等国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業制度

都市災害復旧事業は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚な災害が発生した場合に、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）」が制定された。その内容は、激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行われる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する特別の財政援助、激甚災害発生に伴う被災者に対する特別の助成等である。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業関連事業
公共土木施設災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設で、政令で定めるものの新設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
老人福祉法第15条第3項又は第4項の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業
 - ケ 障がい者自立支援施設等災害復旧事業

第2編 風水害対策編 第4章 風水害復旧及び復興計画
第1節 迅速な災害復旧

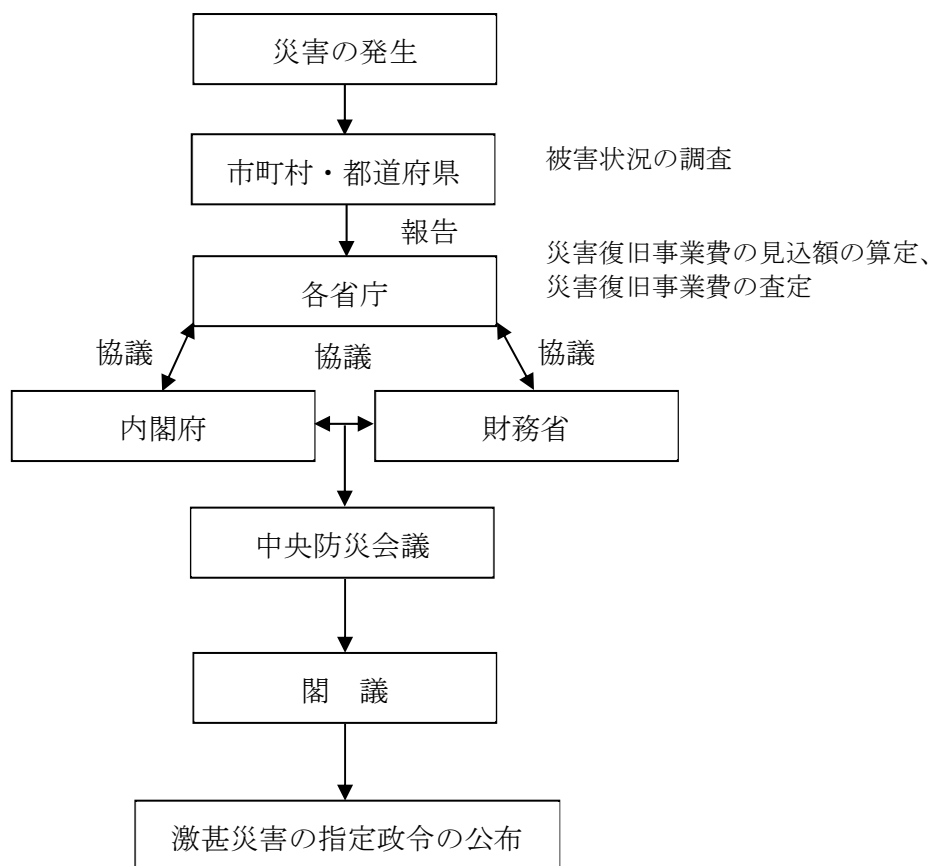
- 障害者自立支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障がい福祉サービス（同法第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58の規定による感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
（ア）区域内の排除事業
激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で、激甚法で定めるものの区域内に堆積した、激甚法で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの
（イ）区域外の排除事業
激甚災害に伴い発生した上記（ア）に規定する区域外の堆積土砂であって、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業
- セ 水排除事業
激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が激甚法で定める程度に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの
- （2）農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- （3）中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
ウ 事業組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- （4）その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ 日本私学振興財団の業務の特例
エ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
オ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
カ 水防資材費の補助の特例
キ 罹災者公営住宅建設資金の特例
ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助

- ケ 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業の基本手当の支給
- コ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

第4 激甚災害の指定

市内に大規模な被害が生じた場合は激甚法による援助、助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する必要がある。このため、本計画においては激甚法指定の促進及び手続について定める。

なお、激甚災害の指定手続の流れは、次のとおりである。



【激甚災害の指定手続の流れ】

1 激甚災害の指定の手続

地方公共団体の長等の報告を受けた内閣総理大臣が中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

2 激甚災害に関する調査報告

市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮して、次に示すような災害状況等を報告し、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域

- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 被害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、市長は、県知事及び担当局長と連絡をとり、指定の促進に努める。

4 特別財政援助額の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する市長は、速やかに関係調書等を作成し、県及び国の関係部局に提出する。

第5 災害復旧事業の実施

被災施設の復旧を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等は、実施に必要な職員の配置、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度の被害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、市民の理解を得るように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

第1 復興計画の作成

【企画政策班】【資材班】【建築班】

1 復興に関する事前の取組の推進

早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

2 復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

3 復興計画の策定

(1) 復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

市は、震災復興方針を策定した場合には、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等に

おける円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第2 災害復興事業の実施 【企画政策班】【資材班】【建築班】

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

以下の法令に基づき対応する。

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

ア 県

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

イ 建築主事を置く市町村

建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）は、被災した市街地で土地区画整理事業の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

ア 市

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。

イ 県

県知事は、市町村による被災市街地復興推進地域の決定の同意又は協議を行う。

また、県は特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため、必要な措置をとる。

2 災害復興事業の実施

市は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

第3節 生活再建等の支援

風水害発生時には、建築物の流失や浸水被害等により住宅や家財等に喪失を被る可能性があり、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、異常な混乱状態に陥ることが予想される。

このため、被災した市民の生活再建を援護し、市民の自力復興を促進して、市民生活の早期安定を図る。

第1 災害相談窓口の設置 【地域振興班】

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるよう、総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期回復を図る。

1 災害相談窓口の設置

大規模な災害が発生したとき、又は市長の指示があったときは、市役所や各避難所に、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通情報等に関する問い合わせの相談に応じるための災害相談窓口を開設し、相談、問い合わせ等の受付業務を実施する。

なお、避難所が多数となる場合は、自動車等での巡回による相談実施とすることも考慮する。

2 災害相談窓口の業務

災害相談窓口では、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整等柔軟に対応する。

(1) 行方不明者等に関する相談

発災直後から警察、消防、医療関係機関等と連携し、被災者の安否に関する情報を収集するとともに、行方不明者等の相談に対応する。

(2) 医療、保健、福祉、住宅、法律等、専門分野での相談

医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅、法律等に関する相談や対応を、関連各課に依頼する。

(3) 各種手続の総合窓口

災害弔慰金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配付・受付等の手続及び相談を一元的に受け、各課へ処理を依頼する。

■資料-73 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

■資料-74 災害時における被災者支援に関する協定書

第2 被災者台帳の作成、罹災・被災証明書の発行

【税務班】【福祉班】

市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果等をもとに罹災・被災証明書を発行する。

1 被災者台帳の作成

被災者台帳で記載する内容は次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他（内閣府令で定める事項）

■資料-75 被災者台帳の作成に係るデータ項目の例

2 台帳情報の利用及び提供

市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

3 罹災証明事項

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害によって被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

住家被害（全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、浸水、流出等）

4 罹災証明者

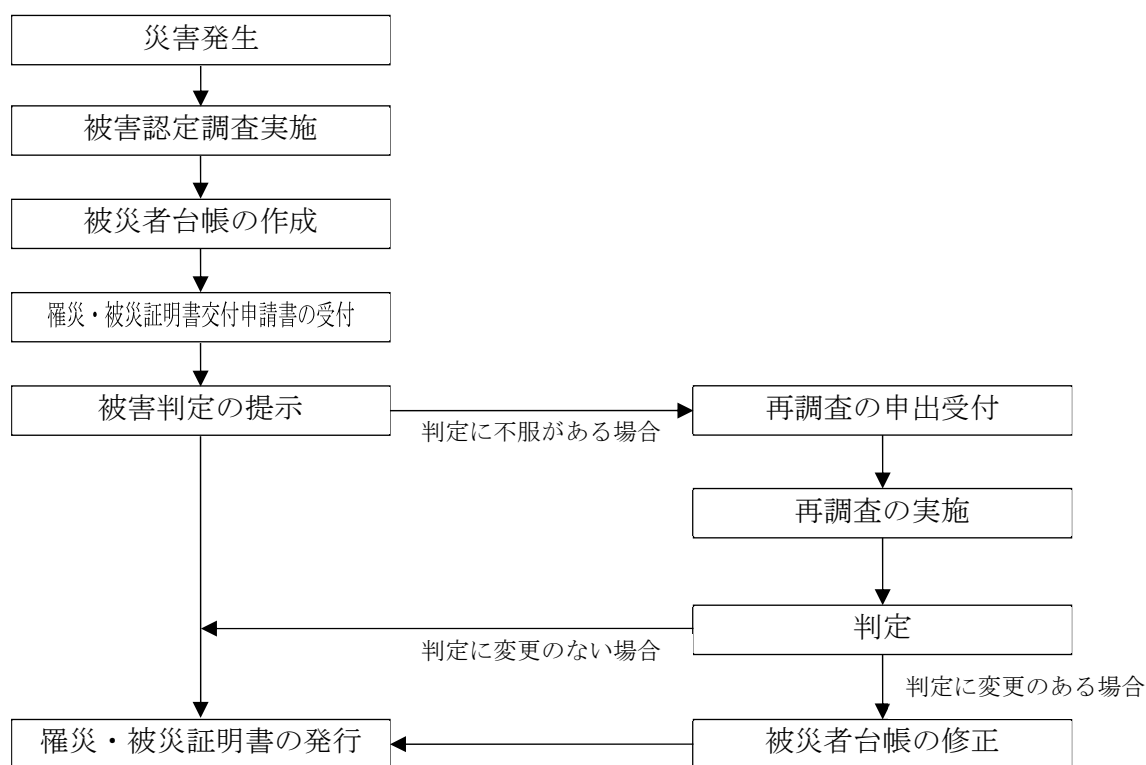
罹災証明は市長が行うものとし、罹災・罹災証明書の発行事務は「税務班」が担当する。ただし、火災による罹災証明は消防署長が行う。

5 罹災・被災証明書の発行

市は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等をもとに罹災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

- (1) 火災以外の自然災害による罹災証明は、「税務班」で発行する。
- (2) 火災及び火災に伴う水損による罹災証明は、消防署で発行する。
- (3) いずれの場合も、罹災状況を確認できない場合には、罹災者の届出に基づく「罹災届出証明書」を発行する。



【罹災・被災証明書発行の流れ（火災以外の自然災害）】

6 被災程度の判定

家屋の被災程度の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）、内閣府（防災担当）」により行う。

■資料-76 災害に係る住家の被害認定基準運用指針

7 被害認定調査の概要

被災した住家に対する被害調査は、「税務班」を中心に「福祉班」の協力により第1次調査、第2次調査の2段階で実施する。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視により把握する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について申出に基づき、調査を実施する。

第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視により把握する。
なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いが必要となる。

8 被災者台帳の作成

「被災者台帳」は被害認定調査結果に基づき作成し、被災者の「罹災・被災証明書交付申請」の際に使用する。

9 罹災・被災証明書の発行

市長は、申請のあった被災者に対し、被災者台帳に基づき、罹災・被災証明書を発行する。

なお、罹災・被災証明書の交付については、白岡市手数料条例第5条第1項第4号の規定に基づき、手数料は徴収しない。

■資料-77 罹災・被災証明書交付申請書及び罹災・被災証明書

10 被災者支援業務の標準化

市及び県は、大規模災害時に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

第3 被災者の生活確保

【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】
【援護班】【子育て支援班】

被災した市民が早期に再起更生できるよう、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等の実施により、被災者の生活確保を図る。

1 職業のあっせん

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、埼玉労働局が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図る。

市は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、埼玉労働局及び県産業労働部に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施を要請する。

2 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

■資料-78 災害弔慰金の支給等に関する条例

■資料-79 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(1) 災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	1 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 2 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 3 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 4 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県(県内全市町村)の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	1 上記の災害による死亡者(3か月以上の行方不明者を含む。) 2 住居地以外の市町村の区域内(県外も含む。)で災害に遭遇して死亡した者
受給遺族	死亡当時の配偶者(事実婚を含む)子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	1 生計維持者が死亡した場合 500万円 2 上記以外の場合 250万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

(2) 災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
受給者	上記の災害によりにより精神又は身体に重度の障がい(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者
支給額	1 生計維持者 250万円 2 1以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

(3) 災害援護資金の貸付

項目	内容
対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 1 世帯員が1人 220万円 2 世帯員が2人 430万円 3 世帯員が3人 620万円 4 世帯員が4人 730万円 5 世帯員が5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 6 住居が滅失した場合にあっては、世帯員の人数に関わらず1,270万円
貸付対象となる被害	1 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 2 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	1 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 2 家財の1/3以上の損害 限度額 150万円 3 住居の半壊 限度額 170(250)万円 4 住居の全壊 限度額 250(350)万円 5 住居の全体が滅失若しくは流失 限度額 350万円 6 1と2が重複 限度額 250万円 7 1と3が重複 限度額 270(350)万円 8 1と4が重複 限度額 350万円 (注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は()内の額
利率	年1% (据置期間中は無利子)
据置期間	3年 (特別の場合5年)
償還期間	10年 (据置期間を含む)
償還方法	年賦、半年賦又は月賦
貸付原資負担	国 2/3 都道府県・政令指定都市 1/3

3 市税等の徴収猶予、減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)、被保険者等に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて適時・適切に講じる。

(1) 市税の納税緩和措置

ア 期限の延長(白岡市税条例第18条の2)

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により、災害が治まった後2か月以内(特別徴収義務者は30日以内)に限り、当該期限を延長する。

災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用地域と期限の延長を指定する。

イ 徴収猶予(地方税法第15条)

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分等の執行の停止等(地方税法第15条の5、第15条の7、第15条の9)

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分等の執行の停止、

- 換価の猶予、延滞金の免除等適切な措置を講じる。
- エ 減免（白岡市税条例第51条、第71条）
被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行う。
- （ア）市民税（法人市民税を含む。）
被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
- （イ）固定資産税、都市計画税
被災した固定資産（土地、家屋及び償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。
- （2）国民健康保険税の減免等
- ア 減免（白岡市国民健康保険税条例第23条）
災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。
- イ 徴収猶予（地方税法第15条）
災害により財産に損害を受けた納税義務者が、保険税を一時に納付できないと認められるときは、その者の申請に基づき、納付できない金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。
- （3）介護保険料の徴収猶予及び減免
- ア 徴収猶予（白岡市介護保険条例第11条）
納付義務者又はその生計主が、災害により財産に著しい損害を受け、保険料を納付することができないと認められる場合に、申請に基づき、納付することができないと認められる金額及び6か月以内の期間を限度として徴収猶予する。
- イ 減免（白岡市介護保険条例第12条）
納付義務者又はその生計主が、災害により財産に著しい損害を受け、保険料を全額負担することが困難であると認められる場合に、申請に基づき、その損害の程度に応じて減免する。
- （4）国民年金保険料の免除
第一号被保険者（強制加入）又はその世帯員が被災により財産に損害を受け、保険料の納付が困難なときは、申請に基づき、内容審査のうえ、社会保険事務所に保険料免除申請書を提出する。
- （5）保育料の減免
災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、保育所や学童保育所等の保育料を減免する。
- （6）国民健康保険一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条、白岡市国民健康保険に関する規則第12条）
災害により国民健康保険の被保険者が死亡し、身体に著しい障がいを受け、又は資産に重大な損害を受けた場合であって、医療機関から療養の給付を受ける際に、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合に、申請に基づき、一部負担金を減免し、又は6か月以内の期間を限度として徴収を猶予する。

第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資

1 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

(1) 災害復興住宅建設及び補修資金に基づく融資

項目	内容
融資を受けることができる者	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付された者（建設・購入の場合は住宅が「全壊」した旨の罹災証明書） ※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は、「罹災証明書」の提出に加えて被災住宅の修理が不能又は困難である旨の申出が必要 2 自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者 3 年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合が基準を満たす者 4 日本国の者、永住許可などを受けている外国人
融資を受けることができる住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設・購入・補修 <ul style="list-style-type: none"> ・居室、台所及びトイレが備えられていること。 2 建設・購入 <ul style="list-style-type: none"> ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。
融資限度額	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設の場合 <ul style="list-style-type: none"> 土地を取得する場合 3,700万円 土地を取得しない場合 2,700万円 ※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算 2 購入の場合 3,700万円 <ul style="list-style-type: none"> ※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算 3 補修の場合 1,200万円
融資金利	<ol style="list-style-type: none"> 1. 12～1.36%（団体信用生命保険に加入する場合（保険の種類で金利が異なる）） 0.92%（団体信用生命保険に加入しない場合）（令和5年8月現在）
最長返済期間	<p>建設 35年、購入 35年、補修 20年</p> <p>融資の日から3年間（補修：1年間）の金利据置期間を設けることができ、据置期間を設定すると返済期間の延長できる。</p> <p>年齢による最長返済期間は、80歳から申込本人の申込時の年齢を引いた値となる。</p>
担保	<p>建設・購入：建物及び敷地に機構が第1順位の抵当権を設定</p> <p>補修：建物に機構が抵当権を設定</p>

2 生活福祉資金の融資

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を相談支援とともに行う。

(1) 住宅の補修等に必要な経費

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
償還期間	6月以内の据置期間経過後、7年以内
貸付利子	貸付利子（連帯保証人を立てる場合は無利子） （連帯保証人がいない場合据置期間後：年1.5%）

(2) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
償還期間	6月以内の据置期間経過後、7年以内
貸付利子	貸付利子（連帯保証人を立てる場合は無利子） （連帯保証人がいない場合据置期間後：年1.5%）

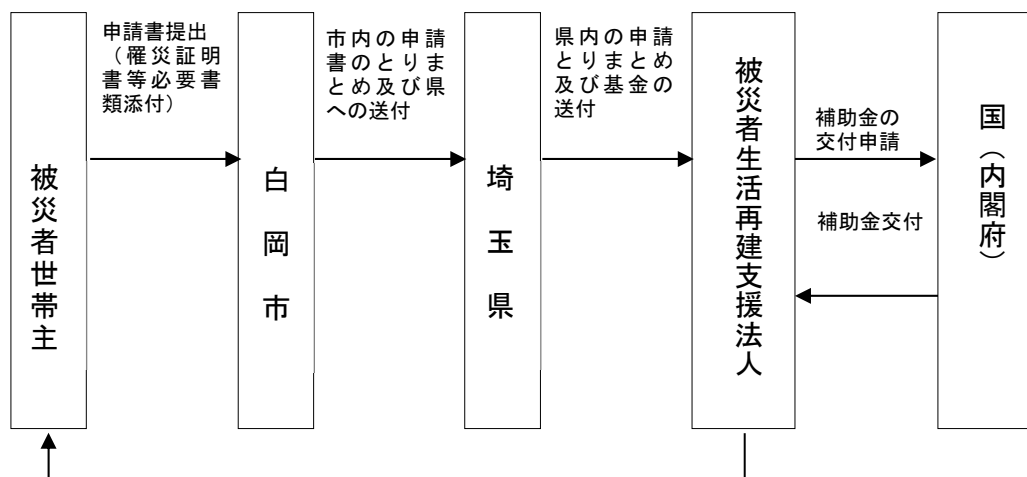
第5 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被害を受けた者に対し都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給しその生活の再建を支援する。																										
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる災害）																										
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 2 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 3 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 5 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、1～3の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 																										
対象被災世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 3 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 4 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 5 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 <p>※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>																										
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計となる。 （注）世帯人数が1人の場合は、各当該欄の3/4の額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="443 1285 1401 1397"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <p>[全壊等]</p> <table border="1" data-bbox="443 1464 1273 1576"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>[中規模半壊]</p> <table border="1" data-bbox="443 1621 1273 1733"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>（注）一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</p> 	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付 																										

県	1 被害状況のとりまとめ 2 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 3 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付
被災者生活 再建支援法人	1 国への補助金交付申請等 2 支援金の支給 3 支給申請書の受領・審査・支給決定 4 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等



支援金の支給の決定及び支給（口座振込）

【支援金の支給手続の流れ】

第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

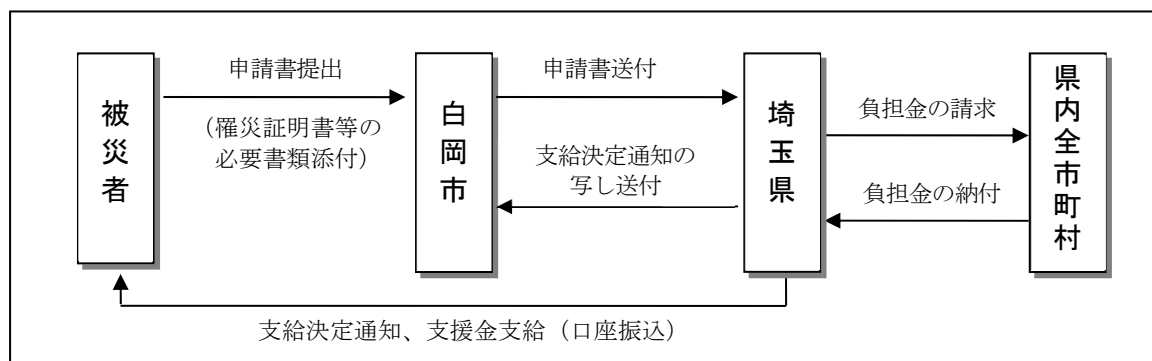
法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度（生活再建支援金の支給、半壊特別給付金の支給、家賃給付金の支給及び人的相互応援）を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

■資料-80 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																							
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																							
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																							
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの 1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 3 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 4 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 5 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																							
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="432 992 1139 1113"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="432 1151 1367 1384"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の被害程度</th> <th colspan="3">支給額</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容			住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	住宅の被害程度	支給額			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	支給額																							
全壊、解体、長期避難	100万円																							
大規模半壊	50万円																							
住宅の被害程度	支給額																							
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																					
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円																					
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																					
市町村	1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																							
県	1 被害状況のとりまとめ 2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 4 被災世帯主へ支援金の支給 5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 6 申請期間の延長決定																							



【支援金の支給手続の流れ】

(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

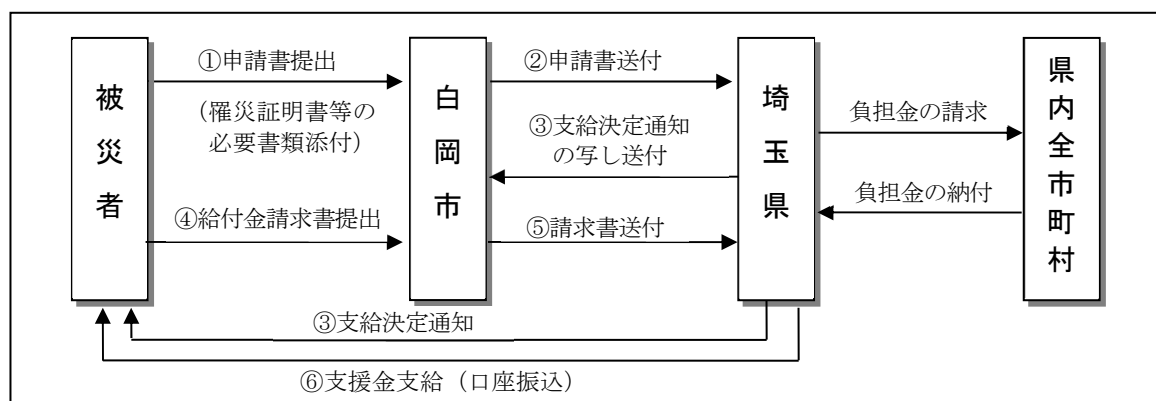
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修 50 万円、賃借（公営住宅以外）25 万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修 37 万 5 千円、賃借 18 万 7 千 5 百円）
市町村	1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	1 被害状況のとりまとめ 2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 4 被災世帯主へ給付金の支給 5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 6 申請期間の延長決定

【支援金の支給手続の流れ】は「埼玉県・市町村生活再建支援金」と同じ

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特例な理由により、市又は県が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 1 全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅が

	<p>ないこと。</p> <p>2 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。</p> <p>3 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</p> <p>4 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。</p> <p>5 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>6 その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由。</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市町村	<p>1 住宅の被害認定</p> <p>2 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務</p> <p>4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
県	<p>1 被害状況のとりまとめ</p> <p>2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p> <p>4 被災世帯主へ支援金の支給</p> <p>5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求</p> <p>6 申請期間の延長決定</p>

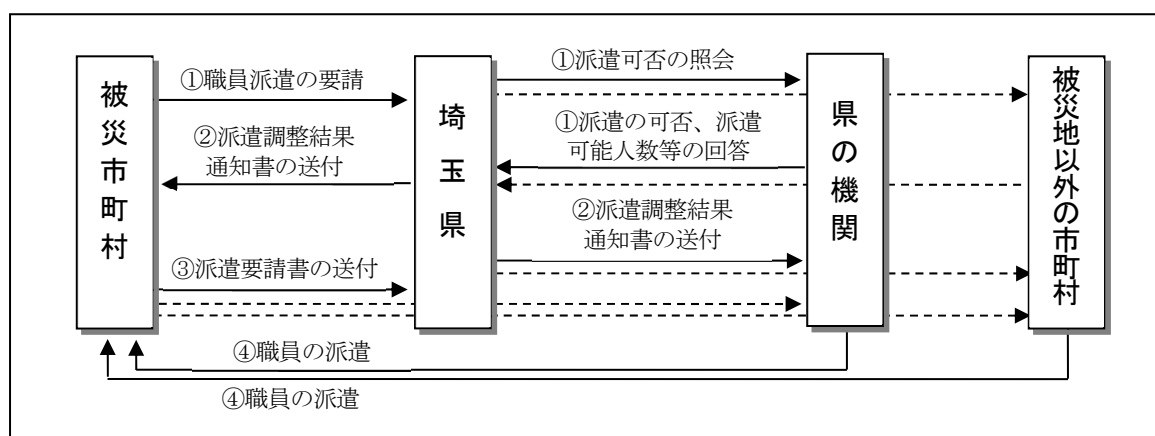


【給付金の支給手続の流れ】

(4) 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	<p>災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。</p>
対象災害	<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害</p>
応援内容	<p>被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。</p>
被災市町村 (要請市町村)	<p>1 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出）</p> <p>2 県から派遣調整結果通知書を受領、確認</p> <p>3 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出</p>

	4 派遣職員の受入
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	1 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 2 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 3 要請市町村から派遣要請書を受領 4 職員の派遣
県 (統括部、支部)	1 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 2 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 3 要請市町村から派遣要請書を受領 4 県の派遣機関による職員の派遣

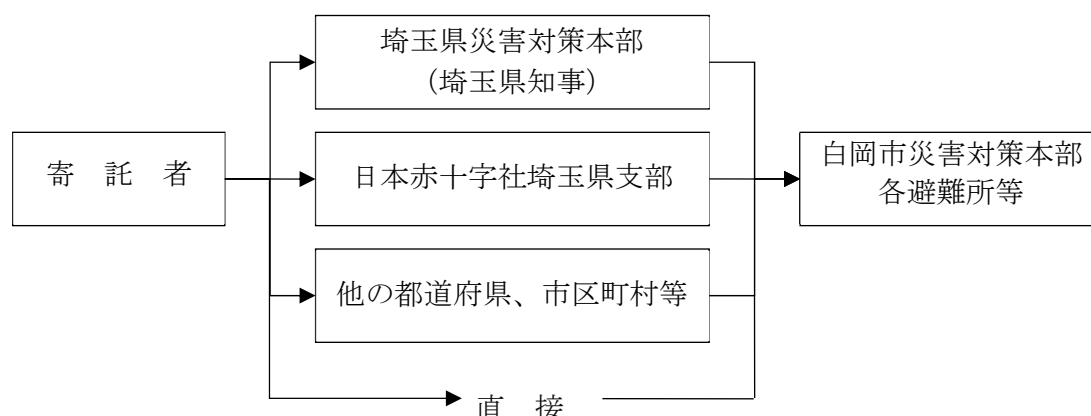


【派遣手続の流れ】

第7 義援金・義援物資等の受入、保管

【福祉班】

一般から拠出された義援金・義援物資等で、市に寄託されたもの及び県知事又は日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金・義援物資等を確実、迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。



【義援金・義援物資等の経路概要】

1 義援金・義援物資等の受付

(1) 一般から拠出された義援金・義援物資等で市に寄託されたもの及び県知事又は日赤

支部から送付された義援金・義援物資等については、「福祉班」において受付ける。
ただし、災害の状況によっては、臨時にその他の場所でも受付ける。

(2) 義援金・義援物資等の受領については、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金・義援物資等の配分・輸送

(1) 義援金・義援物資等の配分は、被害状況確定後、市長の決定に基づき、被災地区の罹災人員等の被災状況を勘案して、配分計画を立案して被災者に配分する。なお、市は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。

(2) 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じて各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

3 義援金・義援物資等の保管場所

寄託又は送付された義援金・義援物資等を、被災者に配分するまでの一時保管場所として、市役所会議室等を使用するほか、市長の指定する場所に保管する。

第8 被災中小企業等への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

(1) 経営安定資金（災害復旧関連）

対象	地震、台風、大雨、火災等の災害の被害を受けた中小企業者及び中小企業組合		
申込対象者の要件	<p>信用保証協会及び取扱金融機関の保証（融資）条件を満たし、次のすべてに該当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業に必要な許認可等を取得していること。 2 事業は、信用保証の対象となる業種に属するものであること。 3 融資申込分も含めて、保証残高が信用保証協会の保証限度額の範囲内であること。 4 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けていること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大臣指定等貸付 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害を受けた者のうち、災害関係保証を利用する者で、市の罹災証明を受けていること。 (2) 知事指定等貸付 災害の影響を受け、市の罹災証明を受けていること。 5 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと 		
資金用途	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備資金 災害の復旧に必要な工場、店舗の建設、機械設備の購入等の資金 2 運転資金 災害の影響を軽減するために必要な、商品の仕入れや外注費支払い等の資金 		
融資限度額	<p>設備資金 8,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 8,000 万円（組合の場合 8,000 万円）</p>		
融資条件	融資期間	10 年以内	
	利率 (令和 5 年 4 月 1 日現在)	期間	大臣指定等貸付 知事指定等貸付
		5～10 年	年 1.3%以内 年 1.4%以内
		3～5 年	年 1.2%以内 年 1.3%以内
	1～3 年	年 1.1%以内 年 1.2%以内	
担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める		
保証人	<p>個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要</p>		
信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する		
据置期間	2 年以内		
申込受付場所	<p>中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：中小企業団体中央会</p>		

第9 被災農林漁業関係者への融資等

【農政班】

市は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

根拠法	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
法律の発動	天災による農林水産物の被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、必要事項を定めた政令を制定し発動(法第2条)する。 具体的には、被害の規模、広がり、深さ、資金需要等を総合的に勘案し判断する。
対象者 (借受資格者)	農業者の場合、減収量30%以上、かつ、損失額が平年の農業の総収入額の10%以上の被害を受けた者で、市長の認定を受けた者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金(農業共済又は漁業共済)の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 (具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。)
償還期限	3～6年以内(ただし、激甚災害のときは4～7年以内)
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円(個人)のいずれか低い額(激甚災害のときは250万円)
助成内容	市町村又は都道府県が金融機関(農協、銀行等)に対して、利子補給又は利子補給補助を行った場合、国は都道府県に対し利子補給補助を実施
融資機関	農業協同組合、金融機関

注) 最終改正：平成23年5月2日

(2) 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

借入対象者	主要な事業用資産につき地震・津波などにより損害を受けた農林漁業者 1 農業：農業を営む方 2 林業：林業を営む方（育林業、素材生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業等に限る。）
資金の用途	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 1 果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 2 個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 3 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用
利率（年）	0.55%～1.00%（令和5年3月20日現在）
返済期間	15年以内（うち据置期間3年）以内 （果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内）
融資限度額	次の1又は2に掲げる額のいずれか低い額 1 負担する額の80% 2 300万円（特に必要と認められる場合には600万円）
取扱融資機関	(株)日本政策金融公庫

※借入の際には市が発行する罹災証明書等が必要。

(3) 農林漁業セーフティネット資金

借入対象者	主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた主業農林漁業者	
	個人	農林漁業に係る所得が総所得の過半を占める、又は、農林漁業に係る粗利益が200万円以上の個人
	法人	農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占める、又は、農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の法人
資金の用途	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金	
利率（年）	0.30～0.80%（平成5年8月21日現在）	
返済期間	15年以内（うち据置期間3年以内）	
融資限度額	一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）	
取扱融資機関	(株)日本政策金融公庫	
その他	担保又は保証人が必要	

※借入の際には市が発行する罹災証明書等が必要。

(4) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・養蚕・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業場の復旧に必要な資金等
貸付利率	年0%（県・市の利子補給により実質無利子）
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市長が認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	市の被害認定を受けた者

(5) 農業共済制度

農業保険法に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
本県で農業共済の対象としている作物等	1 農作物共済：水稲、陸稲、麦 2 家畜共済：牛、豚、馬 3 果樹共済：ぶどう、なし 4 畑作物共済：大豆、蚕繭、茶（埼玉中部のみ）、スイートコーン（埼玉北部のみ） 5 園芸施設共済：園芸施設（温室など）、付帯施設、施設内の作物 6 任意共済：建物、農機具、保管中農産物
支払機関	農業共済組合

第10 郵便物の特別扱い

【事業者】

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両を除く。）
- (2) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意のうえで作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 当社が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち、協力できる事項

■資料-81 災害発生時における白岡市と郵便局との協力に関する協定書

第11 尋ね人の相談

【地域振興班】【市民班】

東日本大震災等では、情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について全国各地の親族、知人・友人等から安否の照会が市役所、警察、避難所に寄せられ、その対応に苦慮している。この教訓を踏まえ、被災者の安否等の情報を正確に把握し、迅速な対応を図る。

(1) 相談窓口の開設

ア 正確な情報の把握

「地域振興班」は、発災直後から警察、消防、医療等の関係機関、避難所、住民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集する。

イ 警察との連携

「市民班」は、収集した被災者に関する情報を整理する。久喜警察署と連携して「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を閉鎖する。

(2) 情報の提供

ア 新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の活用

イ 臨時広報等の発行、避難所への掲示

ウ NTTの伝言ダイヤルサービス（171）等の活用

エ 市ホームページ等の活用

第12 被災者の精神的ケア

【子育て支援班】【保健衛生班】

東日本大震災等では、被災後に被災者の震災のショックと長期間にわたる避難生活等のストレスにより、心身の不調を原因とする被災者が多く見られ、被災者の精神的ケアをすることが提起されている。こうした報告を踏まえ、被災者の精神的ケアの計画を図る。

被災者の精神的ケアは、次のとおりとする。

(1) 避難生活が長期化した場合、巡回訪問等の対応

(2) 精神科医師、看護師、カウンセラー、ソーシャルワーカーの確保

(3) 健康状態調査の実施

(4) 精神面の相談所などの拠点の整備

(5) 話し相手、介護等のボランティアの協力

(6) 医療機関、関係機関と連携をした災害時の患者の精神的ケアの支援

(7) 職員への惨事ストレス対策（精神科医師等の専門家の派遣要請）

第5章 竜巻等突風対策計画

第1節 竜巻等突風災害の現況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。竜巻の発生数は、台風シーズンの9月が最も多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

第1 竜巻の特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

第2 その他の突風

1 ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数は数100mから10km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

2 ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり数は竜巻やダウンバーストより大きく、数10km以上に達することもある。



出典：気象庁 [ホームページ](#)

【主な突風の種類】

第3 気象庁の発表する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

1 竜巻注意情報の概要

- (1) 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。
- (2) 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

【竜巻注意情報の発表例】

目撃情報を含まない場合	目撃情報を含む場合
<p>〇〇県竜巻注意情報 第1号 令和××年4月20日10時27分 気象庁発表</p> <p>〇〇県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。</p> <p>空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</p> <p>この情報は、20日11時30分まで有効です。</p>	<p>〇〇県竜巻注意情報 第1号 令和××年4月20日10時27分 気象庁発表</p> <p>【目撃情報あり】 〇〇県南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。</p> <p>〇〇県南部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています</p> <p>空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</p> <p>この情報は、20日11時30分まで有効です。</p>

※ 目撃情報を含まない場合と異なる箇所には太字で下線を付す。また、目撃情報があった場合に記載する地域名称は、気象庁の天気予報で用いる一次細分区域名を用いる。

※ 竜巻の目撃情報は、全国の気象庁職員及び一部の公的機関によるもののうち、信頼性の高いものを活用することとしている。

2 竜巻発生確度ナウキャストの概要

竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

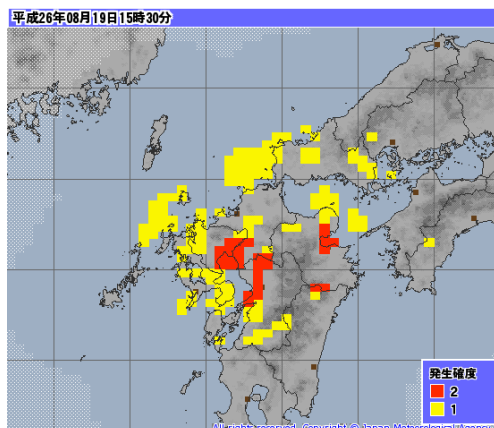
(1) 発生確度2

竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。（適中率 7～14%、捕捉率 50～70%）

(2) 発生確度1

竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。（適中率 1～7%、捕捉率 80%程度）
発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

第2編 風水害対策編 第5章 竜巻等突風対策計画
第1節 竜巻等突風災害の現況



発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 ※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 (補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

出典：気象庁ホームページ

【竜巻発生確度ナウキャストについて】

第2節 予防・事前対策

竜巻等突風が市民生活等に与える影響を最小限にするため、市では、竜巻の発生、対処に関する知識の普及を図るとともに、予防・事前対策について計画する。

第1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及 【安心安全課】

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料等を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

2 学校における竜巻発生や避難に関する指導

学校においては、竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させるよう努める。日頃から、竜巻から身を守る適切な避難行動等を理解させるなど、竜巻へ備える態度を育て、安全管理運用体制の充実を図る。

第2 竜巻注意情報等気象情報の普及 【安心安全課】

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

また、熊谷地方気象台は市及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及啓発を行う。

第3 被害予防対策 【安心安全課】【各施設の所管課】

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

市は、特に物的被害を軽減させるための方策として、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第4 竜巻等突風対処体制の確立 【安心安全課】

竜巻等突風が発生し、又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

第5 情報収集・伝達体制の整備 【安心安全課】

竜巻等突風が発生し、又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

1 市民への伝達体制

事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、市民への登録を促す。
また、防災行政用無線、緊急速報メールなど市民への多様な伝達手段のなかから、有効で時機を失しない伝達方法を検討する。

2 目撃情報の活用

市及び県や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

第6 適切な対処法の普及 【安心安全課】

竜巻等突風への具体的な対処法を市民にわかりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

1 具体的な対処方法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市及び県は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。竜巻から命を守るための対処法については次のとおりである。

- (1) 頑丈な建物へ避難する
- (2) 窓ガラスから離れる
- (3) 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- (4) 避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】

状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲の近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴) ①雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③ゴーというジェット機のような音が聞こえる	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。

状況の時系列的変化	対処行動例
<p>④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知する なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 (屋外) ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。

出典：「竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）」

第3節 応急対策

竜巻等突風により被害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市が実施すべき必要な措置について定める。

第1 情報伝達

【安心安全班】【企画政策班】【各班】

市及び県は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

また、市は市民の適切な対処行動を支援するため、市民に適切な情報伝達を行うことが重要である。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- ・「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- ・竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- ・竜巻注意情報が県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- ・気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- ・竜巻発生確度ナウキャストを用い、市が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、市が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- ・多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報FAXを用いて情報伝達を行う。

(C) 市において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- ・市において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで市が発生確度2の範囲に入った場合に、市民に対して防災行政用無線やインターネット等を用いて情報伝達を行う。
- ・情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び市民の対処行動（風水害対策編第5章第2節第6【具体的な対応例】を参照）の2点がある。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 市において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- ・市及び周辺において竜巻が発生したことを市が確認した場合は、防災行政用無線やインターネット等を用いて市民へ情報伝達を行う。
- ・情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨及び市民の対処行動（風水害対策編第5章第2節第6【具体的な対応例】を参照）の2点がある。

（例文）先ほど、市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がる様子が見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです）。

出典：「竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）」

第2 救助の適切な実施

【福祉班】

「風水害対策編第3章第10節災害救助法の適用」を準用する。

第3 がれき処理

【環境班】

「風水害対策編第3章第18節第1廃棄物処理」を準用する。

第4 避難所の開設・運営【安心安全班】【子育て支援班】【援護班】【教育総務班】

「風水害対策編第3章第12節第5避難所の開設、第6避難所の運営」を準用する。

第5 応急住宅対策

【建築班】

「風水害対策編第3章第19節応急住宅対策」を準用する。

第4節 復旧・復興対策

「風水害対策編第4章震災復旧及び復興計画」を準用する。

第6章 大規模水害対策計画

第1節 大規模水害に係る被害想定

国土交通省は、想定最大規模の降雨により利根川・荒川等が氾濫した場合の「洪水浸水想定区域」を水防法第14条第1項及び同条第3項の規定に基づき指定・公表した。

本市において、被害を及ぼす可能性のある洪水氾濫は次のとおりである。

第1 利根川

想定し得る最大規模の降雨（72時間総雨量491mm）に伴う洪水により利根川が氾濫した場合、市内の広範囲に浸水し、最大で2週間程度浸水が継続するものとされている。

第2 荒川

想定し得る最大規模の降雨（72時間総雨量632mm）に伴う洪水により荒川が氾濫した場合、市内の広範囲に浸水し、最大で2週間程度浸水が継続するものとされている。

第2節 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

第1 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の氾濫による洪水が発生した場合、広域かつ大規模な浸水が想定される。

また、想定される浸水深は3階以上に達する地域が存在する。

第2 地下空間等を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下、共同住宅の地下駐車場部分の浸水などの被害が発生する。

第3 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

第4 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

第5 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

市内の地域特性や堤防決壊箇所的位置により、氾濫流が到達するまでに6時間から数日間かかる想定がされている。

第3節 大規模水害対策

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

県では、大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じることとしている。

- ・適時・的確な避難の実現
- ・応急対応力の強化と重要機能の確保
- ・地域の大規模水害対応力の強化
- ・氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- ・防疫及び水害廃棄物処理対策

第1 適時・的確な避難の実現

【安心安全課】【各施設の所管課】

「風水害対策第2章第4節第8避難、第3章第12節 避難支援」を準用するほか、次のとおりとする。

1 取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。

市内の地域特性や堤防決壊箇所的位置により、氾濫流が到達するまでに6時間から数日間かかる想定がされている。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

2 具体的な取組内容

(1) 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市、国及び県は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の指定緊急避難場所の位置や収容可能人数を把握し、避難経路や避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

(2) 大規模水害リスクに関する情報の普及

市及び県は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを市民にわかりやすく提供する。

(3) 適時・的確な避難に結びつく情報発信

市民自らが、避難行動の適時・的確な判断ができるよう市及び県は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難経路や安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

(4) 適時・的確な避難情報の発令

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準の改善を図る。

また、雨量や河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難情報の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

(5) 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

また、県は緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう支援する。

(6) 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に市民に理解されるよう方策を検討する。

また、伝達に当たっては、消防署、警察署、消防団及び自主防災組織等が連携し、市民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう十分留意する。

(7) 広域避難に向けた検討

市は、市町村を超える広域避難を円滑に実施するため、県や他市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、他市町村間との避難者受入協定の締結や受入対象となる洪水時に利用可能な避難所の指定を推進する。

(8) 孤立者の救助体制の整備

市及び県、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

(9) 入院患者等の広域受入体制の確保

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入に関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市及び県は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡システムの整備等を検討する。

第2 応急対応力の強化と重要機能の確保

【安心安全課】

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な市、警察署、消防署、水防組合、県、その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

1 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市及び県は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講じる。

2 防災活動拠点の浸水危険性の把握

市、防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく支障を生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

3 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

第3 地域の大規模水害対応力の強化

【安心安全課】

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

1 避難行動力の向上

市、県及び防災関係機関は、自主防災組織の組織化の推進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。

また、個人や地域コミュニティ向けの研修、防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

2 水防活動の的確な実施

市及び県は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

3 事業継続に有効な建築構造・設備配置

事業者、社会福祉施設及び病院等は、事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

【安心安全課】【上下水道課】【経営課】【街づくり課】【建築課】

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。

また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい市域を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

1 治水対策の着実な実施

市、国及び県は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

2 排水対策の強化

市、国及び県は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

3 土地利用誘導による被害軽減

市及び県は、市民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。

また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住み方についても理解を推進するとともに、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

第5 防疫及び水害廃棄物処理対策

【環境課】

「風水害対策編第3章第18節 環境衛生」を準用する。

第7章 雪害対策計画

第1節 雪害対策

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、市内では、14日から15日までの降雪・積雪量は20cmとなった。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第1 予防・事前対策

【安心安全課】【各課】

1 市民が行う雪害対策

(1) 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食糧、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（1週間分以上（最低3日間）を目標）、除雪作業用品の準備・点検など、自ら雪害に備えるための対策を講じるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施するうえでの留意点などについて、十分な普及・啓発を行う。

(2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及・啓発及び広報に努める。

2 情報通信体制の充実強化

(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

また、熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、市に伝達する体制整備に努める。

(2) 市民への伝達及び事前の周知

市、県及び熊谷地方気象台は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。

3 避難所の確保

市は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、「風水害対策編第2章第4節第8避難」に準じて、必要に応じ避難所をあらかじめ確保する。

4 建築物の雪害予防

(1) 物的被害を軽減させるための措置

庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

ア 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

イ 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

5 道路交通対策

(1) 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、市は、県や国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。

「風水害対策編第2章第4節第2防災拠点の整備」を準用する。

(2) 道路交通の確保

市は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。

なお、道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

(3) 雪捨て場の選定

道路管理者は、運搬排雪作業に備えて、適当な雪捨て場を選定する。

6 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、気象予報等に基づき計画運休が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市等と連携しながら広く市民に周知する。

7 ライフラインにおける雪害対策の推進

(1) ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

(2) ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう連携体制の強化を図るものとする。

8 農産物等への被害軽減対策

市及び県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限に抑えるため、農業団体等と連携を密にして、積雪に耐え得る低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討するとともに、被害防止に関する指導を行う。

第2 応急対策

【安心安全課】【各課】

市及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講じる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

1 初動期の人員確保

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「風水害対策編第3章第3節特別警報・警報・注意報等の伝達」を準用する。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

(3) 市民への情報発信

気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。

異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政用無線、緊急速報メール、データ放送など市民への多様な伝達手段のなかから、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

(4) 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、市民に周知する。行動例は次のとおりとする。

ア 不要不急の外出は極力避ける。

イ 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。

ウ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。

エ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。

オ 自動車が立ち往生した場合に自動車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。

カ 安全確保に留意したうえで、自宅周辺の除雪を行う。

キ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

3 道路機能の確保

(1) 道路開削等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 効率的な除雪

異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

(3) 除雪の応援

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。なお、除雪応援の受入に当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 避難所の開設・運営

大量の積雪による建築物の倒壊等により、住家を失った市民等を収容するため、市は避難所を開設・運営する。気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

「風水害対策編第3章第12節避難支援」を準用する。

5 ライフラインの確保

ライフライン事業者、市及び県は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じるとともに、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

6 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護」を準用する。

7 地域における除雪協力

除雪は、土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第3 復旧対策 【企画政策班】【税務班】【福祉班】【農政班】【地域振興班】

1 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講じる。

「風水害対策編第4章第3節生活再建等の支援」を準用する。

2 その他復旧対策

「風水害対策編第4章第1節迅速な災害復旧」を準用する。

3 生活再建等の支援

「風水害対策編第4章第3節生活再建等の支援」を準用する。